

古典学の現在 V

平成15年 1月

「對策」の對策

——大元ウルス治下における科擧と出版——

宮 紀子

元代江南の禪宗と日本五山

——『勅修百丈清規』の成立と流伝——

古松 崇志

『五經図』・『六經図』版本小考

——とくに明代末期の出版文化との関連を中心に——

井上 充幸

はじめに

特定領域研究「古典学の再構築」では、第二期から、異領域にわたる総合研究を看板に掲げた研究会を発足させた。異領域研究班「日中韓版本研究会」である。もともと東アジアにおける出版というのは、中国を軸として、韓国、日本を含めた考察が必須のものである。日本の版本を研究する際には、中国、韓国の出版状況を考察する必要があり、韓国の版本の研究でも、中国、日本の出版を考慮にいれなければならない。中国の出版については、中国だけで研究が進められると考えられるかもしれないが、実際は、日本、韓国の出版物を知らなければ、正確な情報を得られない。中国本土では早く散逸した書籍が日本や韓国に残っている場合や、覆刻されて生き残っている場合も多いからである。つまり、これら東アジアの出版文化の実態を明らかにするためには、日中韓の版本・写本の研究を総合して行う必要があるのである。こういう事実は、古くから知られていることで、それぞれの国の出版文化の研究者は、初めから、東アジアを全体として、出版をとらえている。ただ、そのような認識や学際的な分析は、研究書の文章の表面には表れにくく、総合的な知見に基づいて論じられていることに気づかれぬ場合が多い。

本研究会は、その名称によって、東アジアにおける出版文化を総合的にとらえることを目的としていることを示し、国文学、中国文学、東洋史、韓国文学の人間が集まって、東アジア全体を見通すように、研究を進めてきた。その研究成果は、ニューズレターの9号に、

大森一浩「両足院蔵『江湖集秘語』覚え書」

川口敦子「ヴァチカン図書館蔵「バレット写本」の基礎的研究」

12号に、

李長波「江戸時代における中国の文章作法書の受容—「文筌」と「文章一貫」を中心に—」

古松崇志「『勅修百丈清規』版本小考」

朴 真完「『救急易解方』の基礎的研究」

と発表されてきている。

本冊の三編の論文は、東アジアの出版文化のおおもとである中国の出版文化の中で、盲点となっていた元代の出版文化に焦点を当て、それが非常に優れたものであったことを明らかにしている。この知見はそのまま日本、韓国の出版物に反映し、日本、韓国での出版文化について、見直す機会ともなるであろう。本冊の意欲的な論文によって、中国の出版文化に対する新しい視点が提供され、これから議論を呼ぶことになるだろう。

本研究会を立ち上げ、研究成果をこのような形で発表できるように配慮された中谷英明代表に感謝したい。

2002年12月25日

異領域研究班代表 木田 章義

もくじ

はじめに ————— 1

「對策」の對策

——大元ウルス治下における科擧と出版——

宮 紀子 ————— 5

元代江南の禪宗と日本五山

——『勅修百丈清規』の成立と流伝——

古松 崇志 ————— 127

【五経図】・【六経図】 版本小考

——とくに明代末期の出版文化との関連を中心に——

井上 充幸 ————— 149

「對策」の對策

——大元ウルス治下における科擧と出版——

宮 紀子

(京都大學人文科學研究所助手)

一. はじめに

二. 「對策」の王道——江南文人をつくるもの——

(1) まずは讀む

I. 『分年日程』

II. 『學範』ほか諸説

(2) 文體の習得

I. 『分年日程』

II. 『學範』ほか諸説

三. 現實の「對策」——模範答案に學ぶ——

(1) 『三場文選』

(2) 『太平金鏡策』附『答策秘訣』

四. 對策の現實——『丹墀獨對』に見る政書の流通と受容——

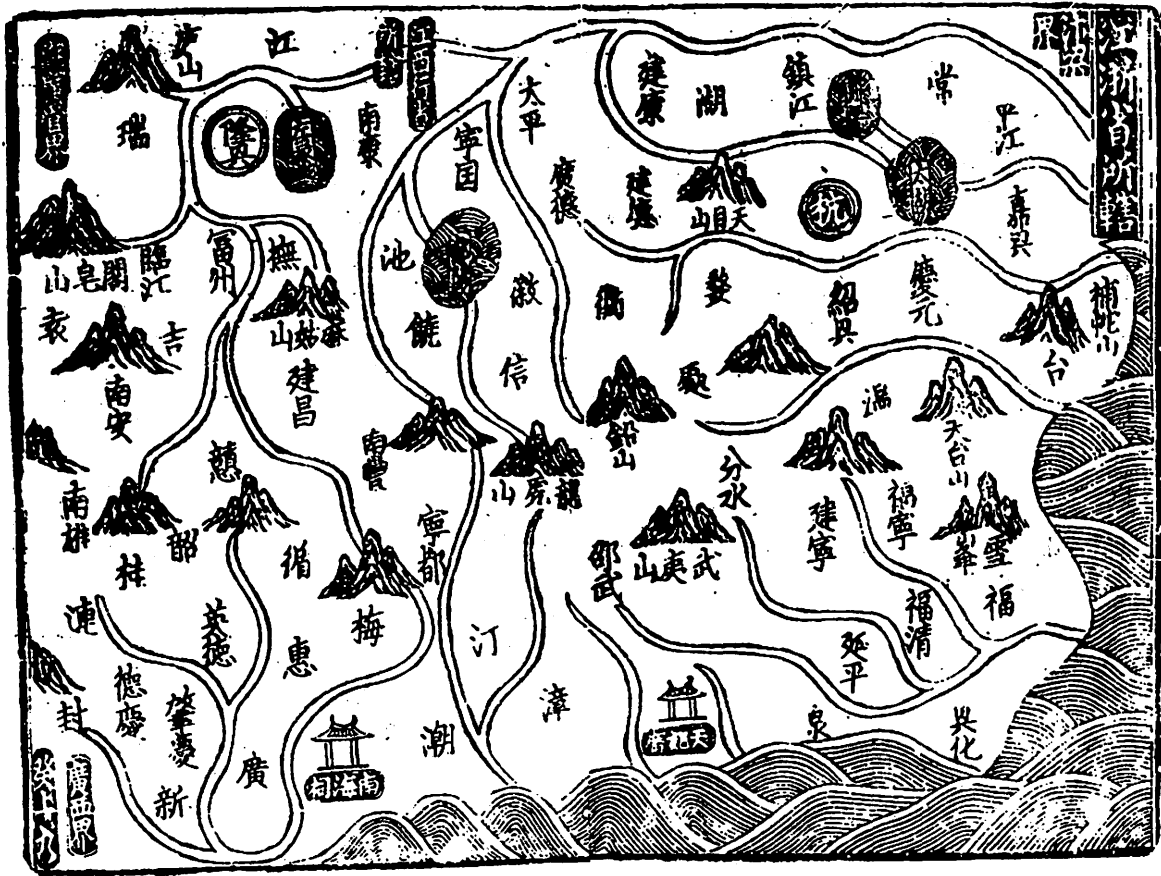
(1) 『丹墀獨對』簡介

(2) 吳翮の書架

(3) 『大元通制』再考

(4) 受験生の「時務」常識

五. むすびにかえて



参考 大元時代の江浙・江西——「事林廣記」(北京大學藏元刊本)より——

一. はじめに

漢人南人

第一場「明經」

「經疑」二問。〔大學〕、〔論語〕、〔孟子〕、〔中庸〕の内より出題する。いずれも朱熹の『四書章句集註』を用い、復た自分の意見を以って結論を述べる。三百字以上に限る。

「經義」一道。各一經を治む。

〔毛詩〕は朱熹『詩集傳』、〔尚書〕は蔡沈『書集傳』、〔周易〕は程頤『周易經傳』と朱熹『周易本義』を主とする。以上の三經は古注疏も兼用する。〔春秋〕については「公羊傳」、〔穀梁傳〕、「左氏傳」の三傳及び胡氏傳を用いることを許し、〔禮記〕は古注疏を用いる。五百字以上に限り、「格律に拘ぜざる」こと。

第二場「古賦・詔誥・章表」の内、一道を科す。

「古賦・詔誥」は、古體を用い、「章表」は古體、四六文を參用する。

第三場「策」一道。

經・史・時務の内より出題する。「浮藻に矜らず、惟だ直述に務める」こと。一千字以上に限る。

皇慶二年(1313)十一月、長らくの懸案であった科擧を翌年の(延祐元年)八月二十日より再開する旨の詔(程鉅夫撰)が、仁宗アユルバルワダの御名のもとに發令された。科擧の程式は、丞相の哈刺赤(カラチ)、(商)〔章〕閏(チャンルー)平章、ハ刺脱因(バラク・トイン)右丞、阿里海牙(エリク・カヤ)左丞、薛居敬、許師敬の兩參政、薛忽都牙里(クトック・エル)參議等中書省の面々⁽¹⁾と、程鉅夫、趙孟頫、袁桷、鄧文原、貫雲石(小雲石海涯セヴィンチュ・カヤ)等、翰林院、集賢院、禮部の文臣たちが協議して最終決定をくださった。宋、金時代の科擧の弊害に鑑み⁽²⁾、「詩賦科」を廢し、程、朱氏の解釋にもとづく「格物致知、

脩己治人」の經學を重んずること、「朱文公學校貢舉私議」に依據すること、が確認された。このスタンスは、クビライ時代初期の文教政策に大きく與かり、南北混一以前から華北で朱子學の普及につとめた許衡（許師敬の父）⁽³⁾、姚樞⁽⁴⁾、竇默、楊恭懿等によってつとに示されていた。すなわち、至元十一年（1274）、裕宗皇帝監國チンキムに提出した“學校科擧の法”の大綱である（成宗テムル、武宗カイシャン期の科擧再開の議論はこれを前提に進められた）⁽⁵⁾。すでに、“天下の學校は、髻鬣より經は朱子の説に非ざれば、講ぜざる”状況になりつつあった。至元二四年には、朱子の理想を實現するためのひとつの方法として⁽⁶⁾、南北の文人官僚たちが、國學のシステム、各地の學校とそれに附設する文廟の建設、儒學提擧司の設立、人材の登用、儒戸の免役、國學で讀むべき教科書のリスト作成等、教育方面における基本的なことがらを定めた⁽⁷⁾。ついでテムル、カイシャンの保護のもと、中央の翰林院、集賢院、國子監、各地の廟學、書院等、文化機關の體制、設備、出版システムを整え、科擧にむけ地道に準備を整えてきたのであった。

そして、アユルバルワダの科擧再開を受け、國子監を筆頭に全國の廟學、書院において、徹底した計畫教育が開始される⁽⁸⁾。袁桷と同じ四明の慶元路出身で、戴表元や鄧文原⁽⁹⁾とも交流があった池州路建德縣學教諭の程端禮は、延祐二年、經術・理學・學業合一を目指す新たな科擧の趣意に賛同し、未だ全國一律の學校の教法が確立しておらず⁽¹⁰⁾、合否が指導教官の教養次第になりかねないことから、朱子の讀書法⁽¹¹⁾、貢擧法にもとづいた【程氏家塾讀書分年日程】（以下「分年日程」と略す）を編纂、もっとも要領よく且つ堅實に學ぶための方法、使用するべきテキストを詳細に提示した⁽¹²⁾。かれは、最初は眞德秀の「應擧工程法」を教則として用いていたが、一日に【四書】の經文を讀み、文集を讀み、作文の練習をし、史書を讀むというハードスケジュールでは虻蜂取らずになると悟り、朱子の法を以て【分年日程】を組んだ。この教則に基いて、十五歳から本格的に勉強すれば、二十三、四歳、遅くとも三十歳ま

で、科擧の學問はマスターできる、という（あまりに年少で合格しても、人の上に立つて治めることはできない、というのがモンゴル朝廷の考えであり、二十五歳になってはじめて受験が許された。したがって、それでじゅうぶん間に合うカリキュラムなのである）。しかも、かれ自身と朋友たちが教壇で得た經驗、次々に刊行される書籍をふまえ、年々刪訂、改良を加えていった⁽¹³⁾。かれの友人たちが教鞭をとる崇徳路の呉氏義塾、台州路學、平江路の甫里書院、池州路の建徳縣學、集慶路（＝建康路）の江東書院等で刊行されたばかりでなく、國子監じたいが全郡邑の校官に頒行したのであった。こんにち傳來する元統三年（1335）——科擧がいったん廢止された年——の刊本には、鄧文原、翰林の余謙、江南行臺の中執法を務めた趙世延、李孝光など錚々たるメンバーが序文を連ねていること、慶元路の經歷として學校振興につとめ、程端禮の師叔でもあった韓居仁（あざなは君美）が、皇慶・延祐とうじ禮部に移り、科擧の議論に大きく預かったこと⁽¹⁴⁾、延祐七年正月二七日に、程端禮みずからが「經義」の答案の採點基準について、鄧文原に質しに出掛けていること、文宗トク・テムルがケシクの子弟を程端禮のもとに學びに行かせていること等は、この書がやがて名實ともに國家公認の受験教育マニュアルとなったことの傍證となる。また、程端禮の弟で、國子助教、翰林國史院の編修官をつとめた程端學は、泰定四年に『春秋本義』を著したが、「點抹例」において、「一、句讀、發音は、陸徳明の『經典釋文』と『分年日程』に依據すること」と述べる。遅くとも現行のテキストを書き上げた元統元年の時點で⁽¹⁵⁾、國子監の學生が容易に『分年日程』を検索することができた、と見てよい。

科擧の再開と教育體制の整備は、南宋末期の江、淮の武俠を尊ぶ氣風と文學の衰退から一轉⁽¹⁶⁾、大元ウルス治下における出版に、新たな展開、刊行量の爆發的な増加をもたらした⁽¹⁷⁾。程端禮が必讀本として推奨した書籍は、多くが同時代の文人たちによって評價されており、ものによっては既に復刊されていたものもあった。しかし、ここに至ってよ

り大々的に復刊され、四書五經の欽定のテキストにさらに注釋、解説をほどこしたものの、『朱子語類』を始め諸儒の解釋を集成したもの、進士の手になる各科目の解説書、答案の書き方指南、要領よく勉強できると謳う受験対策集、合格者模範答案集などが次々と編纂されていく。試験の会場内に携帯することが唯一許された『禮部韻略』も、金、宋朝治下の平陽や建安のテキストをそのまま利用して巻頭に都省が頒降した印本の格式（科擧の條例と歴代カアンカアンの御名廟諱のリスト）を付しただけのものから、新たに刻されたものまで、各地で刊行される⁽¹⁸⁾。程端禮の教學法に呼應して、首卷に挿圖のあるいわゆる纂圖本、巻頭に朱子の讀書綱領を付す元建安刊本の四書五經のテキストも大量に出版された⁽¹⁹⁾。程端禮が指定する性理學の必讀書「太極圖」、「西銘」、「通書」、「近思錄」、「續近思錄」や道學の年譜、行状を一冊に綴じまとめた建安書院熊剛大の『新編音點性理羣書句解』前後集（臺灣國家圖書館藏 元建安刊本）のような書も現れた（そもそも程端禮自身が、注において『性理羣書』を参照するようにと述べている）。のち至正七年には、處州より『性理四書』も刊行され郡學に置かれる⁽²⁰⁾。『増損呂氏郷約』や『文公家禮』が單獨、あるいは『事林廣記』、『翰墨全書』、『居家必用』などに抜粹収録されて刊行されたのも、ひとつには科擧が理由であった⁽²¹⁾。じっさい、こんにち傳わる元刊本、影元鈔本、覆刻本全體においても、このような科擧関連の書物が、相當な割合を占めている。建安を中心とする書坊の營利出版はもとより⁽²²⁾、有益な書と認められて、肅政廉訪司と儒學提擧司の監督のもとに、江南の各路の儒學の錢糧を用いて刊行された綿密な校勘本も相當數にのぼる⁽²³⁾。書院や精舍も至元八年（1271）以降激増、出版の下請け機關として機能し⁽²⁴⁾、ときには書坊に委託する官民共同の出版もありえた⁽²⁵⁾。書坊も、各處の儒學提擧司の統轄下にあった。集賢院、翰林院の學士たちが科擧のために率先して編纂、出版した參考書も枚擧に暇がない⁽²⁶⁾。

科擧の出題規定は、同時に當時の學術、文學の風潮、流行に一層拍車

をかけ、それをより廣く行き渡らせた。冠婚葬祭から社會事業の在り方までを規制する朱子學は、まさにこの時代に官學として中國全土に普及、浸透し、そして東アジアに共有の文化となっていくた。挿圖、表を用いてヴィジュアルに解説するチャート式の参考書や、程端禮、程端學兄弟等によって廣められた黒、紅、青、黄色の筆を驅使する批點法、圈發⁽²⁷⁾、それに對應する套色印刷（多色刷）、この一目瞭然にわかりやすく圖示する精神は、科擧のための出版物にとどまらず、時代を風靡した。

また、古賦、詔誥、章表における「古體」の使用は、受験生たちをよりいっそう漢代および唐宋の古文の學習へと向かわせ、『楚辭集註』や、『朱文公校韓昌黎先生集』、『増廣註釋音辯柳先生集』、『元豐類藁』などが陸續として刊行された。『文章正宗』、『文章軌範』、『古文眞寶』の流行もこのためである⁽²⁸⁾。四六文のアンソロジーとしては、舊本『翰苑新書』が用いられた。これらの出版物は、大元ウルス治下の詩文の作風はいうまでもなく、高麗⁽²⁹⁾およびのちの朝鮮⁽³⁰⁾、日本の五山文學の形成にも大きな役割を果たした。

このようなモンゴル時代に刊行された科擧用の出版物を、各科目ごとに収集、整理し、出版の経緯及び内容について分析することは、當時の文化、中央と地方の文人たちの交流と生態、かれらの知識體系を知るためのひとつの手段となるだろう。なかでも第三場の「策」は、古今の經史書に通じ且つ時事問題、“經濟の學”にも明るいことを要求される科目である。國子學の出身である蘇天爵は、科擧の目的は、文辭に巧みなものを求めることにあるのではなく、じっさいに世を治めることのできる人材を得るためにあると説く。“他日朝廷に立ち、郡縣に仕え、大なれば王體を謀り國論を斷じ、次なれば則ち民事を治め獄訟を決す”人材である。また科擧のシステムについて、“居る所の郷に詢するは則ち其の孝悌信義の行を知らんと欲すればなり、其の治むる所の經を問ふは則ち其の道德性命の學を考せんと欲すればなり、これを試するに應用の文を以てするは則ち其の才華の敏を見る可く、これを策するに當時の務を

以てするは則ち其の世を治むるに長ずる所を察する可きがためなり”と理由づける⁽³¹⁾。この論法からすれば、「時務策」こそが、科擧本来の目的にもっとも即していることになる。じじつ、至元十一年、裕宗チンキムのもとで科擧の準備が進められたさい、モンゴルの受験生への出題は“時務利害五件”と定められ、各自、所見をパスパ字モンゴル語で述べればよいことになっていた⁽³²⁾。そして、皇慶二年、モンゴル人と所謂“色目人”に課せられた科目は、「経問」（「四書章句集註」から出題）と「策」の二場であり、策は時務しか出題されなかった。最終試験である御試において課された科目も、ただひとつ「策」のみ（漢人、南人は經史時務策、モンゴル人、色目人は時務策）であった。のちに、いったん科擧が中断し、後至元六年三月（1340）に復活の詔が出されたさい、若干細かい科目の変更があったが、「策」についてはそのままであった⁽³³⁾。

この“策”に對える”ために、いかなる受験勉強がなされたのか、いかなる書物が編まれ出版されたのか、當時の受験生たちのモンゴル諸制度、時事問題の知識、教養がどの程度のものだったのかを探ること、大元ウルス治下におけるそれらの出版物がいかに朝鮮、日本の文化に影響を与えたか、その一端、源流を紹介することが本稿の目的である。ただし、『分年日程』自體は全國廟學の規範となり、當時の書籍の流通もカラ・ホトの出土文獻、タングートの資料『述善集』⁽³⁴⁾、高麗の舊本『老乞大』、『朴通事』等を通じて部分的に確認できるようになってきているとはいえ、山東の一部を除き華北の状況を知ることは難しい。現在のこっている科擧資料および関連の典籍は、じっさいに科擧合格に燃えたのが、受験倍率の高い江南の文人たちであったこともあるが⁽³⁵⁾、ほとんど江南で刊行されたものである⁽³⁶⁾。本論は、この制約のもとにある。また、「策」以外の科目の對策と出版物については、今回は必要最小限の紹介にとどめ、別の機會に論じることとする。

二. 「對策」の王道——江南文人をつくるもの——

(1) まずは読む

I. 「分年日程」

程端禮のメニューでは、八歳から十五歳までの間に、小學書と『孝經』、四書五經の正文を終え、十五歳から『四書章句』の集註、或問、および五經の傳、註および性理の諸書を三、四年で片付ける。そのご五日のローテーションを組んで、うち二日を四書五經と性理書の復習、三日を『通鑑』に割り、『綱目』や歴代正史を参考に読み、さらに諸儒の論斷、金履祥の『通鑑前編』や胡一桂の『十七史纂古今通要』などを読んで自身の學識の深淺をチェックする。『通鑑』の次に『文章正宗』に収録されている韓愈の文を読み、歐陽脩、曾鞏の古文も學ぶ。それから『楚辭集註』を読み古賦の基礎を作る（この課程の間、四書五經、性理書、『通鑑』と順次マスターしてきた科目の復習は常時繼續されている）。そしてこの時期ようやく、夜間に「策」に缺かせぬ制度、治道の考究が始まる。だいたい二〇歳から二二歳頃まで續く。讀まねばならない本として、

諸經注疏、諸史志書、通典、續通典、文獻通攷、鄭夾漈通志略、甄氏五經算術、玉海、山堂攷索、尚書中星閏法詳說、林歟本政書、朱子井田譜、夏氏井田譜、蘇氏地理指掌圖、程氏禹貢圖、鄧道元水經、張主一地理淪革、漢官攷、職源、陸農師禮書、禮圖、陳祥道禮書、陳暘樂書、蔡氏律呂新書及辯證律準、禋典、郊廟奉祀禮文、呂氏兩漢菁華、唐氏漢精義、唐精義、陳氏漢博議、唐律注疏、宋刑統、大元通制、成憲綱要、說文五音韻譜、字林、五經文字、九經字樣、戴氏六書考、王氏正始音、陸氏音義、牟氏音考、賈氏群經音辨、丁度集韻、司馬公類篇、切韻指掌圖、吳氏詩補音及韻補、四聲等子、楊氏韻補。

が擧げられている。

馬端臨の『文獻通攷』は、至治二年（1322）に中書省の劄付を奉じ、

江浙行省下の儒學によって、はじめて刊行された⁽³⁷⁾。王應麟の『玉海』二百四卷の初版は、至順三年（1332）國子學の趙質翁博士と浙東道宣慰司都元帥府都事の牟應復の建言をうけ、後至元五年（1339）に宣慰使都元帥のエジル・ブカのもと、浙東道の七路の儒學で刷られた。ちなみに國家出版の申請段階では全二〇〇卷だったが、刊行のさい、末尾に『辭學指南』四卷を加え全二〇四卷の構成となった⁽³⁸⁾。これは、程端禮が「古賦」「制詔・章表」の科の参考書に王應麟の『詞學指南法』（『辭學指南』）、『玉海』を推奨していることと多分に關係するだろう。『大元通制』は、英宗シディバラの聖旨^{ジャリフ}によって、樞密院の完顔納丹副使、御史臺の曹伯啓侍御史、イェケジャルグチのブヤン、集賢學士のキブチャク、翰林直學士の曹元用等が、アユルバルワダ時代にいったん編纂が終わっていた累朝の格例を刪訂、中書左丞相のバイジュ、平章政事の張桂等と審議のうえ、至治三年（1323）に頒行された。刊行にあたっては、袁桷も大いに與かったという⁽³⁹⁾。『成憲綱要』は、現在散逸してしまっているが、『永樂大典』卷一四六八六～九五までを占める、六部分類の政書であったこと、卷一九四二五「驛站」に引用される聖旨條畫の日付より、少なくとも『永樂大典』所収のテキストは、至治三年の十二月よりあとに成ったことがわかる。ただし、泰定元年九月に立石された「西湖書院重整書目碑」に、すでに『成憲綱要』があげられている⁽⁴⁰⁾。碑記によれば至治三年夏から泰定元年の春にかけて、山長の黃裳、教導の胡師安等が書目の整理を行い、闕を補った。これ以前に初版が作成されていたこと、まちがいない。しかも、この西湖書院、前身は南宋の太學（もとは岳飛邸）、大元時代は、出版事業に絶大な権限をもった江南浙西道肅政廉訪司の附設の出版センターであった⁽⁴¹⁾。この時代の國家出版物として知られる大司農司編纂の『農桑輯要』（上海圖書館藏）、郝天挺『註唐詩鼓吹』（臺灣國家圖書館藏）等のみごとな大字本も、西湖書院で印刷されたのだった。

これらは、いずれも科學再開いごに編纂、頒行されたモンゴル政府の

出版物である。程端禮は、それら新刊書を随時『分年日程』のカリキュラムに加えていった（元統三年版以前の系統のテキストは、こんにち残っていないので、当初の必讀文献リストがいかなるものであったか、これらに取って代わられた同類の書物が何であったかは、知り得ない）。

そのほかの参考書についても、たとえば、版木にして一萬数千枚、装丁して百十冊という大部の『通志』は、福州路から刊行されるまでは、容易に見ることができなかった⁽⁴²⁾。『通典』は大徳十一年（1307）に撫州路の臨汝書院、臨川縣學等の諸學院の協力のもとに刊行されたものと、西湖書院の大字本があった⁽⁴³⁾。西湖書院には、四書五經の古注疏はもとより、程端禮のあげる『韓昌黎文集』、『經典釋文』、『羣經音辨』、『刑統注疏』の版木もあった。そして戴氏六書考、すなわち戴侗の『六書故』は、温州路に赴任してきた趙鳳儀によって、延祐七年（1320）にはじめて公刊された⁽⁴⁴⁾。郡の博士、諸儒の“是の書、誠に經訓に於いて益有り、宜しく傳えて以て後學に恵むべし”との推薦を受けてのことであった。趙鳳儀は、これよりすこし前の延祐五年には『四書集註』の大字本の刊行を果たし、路學の稽古閣に版木を保管、希望者に印刷を許したという⁽⁴⁵⁾。『六書故』の版木も同じ扱いを受けたとみてよい。『六書故』は、温州路本が刊行される前にも傳寫された形である程度知られていたらしく、大徳四年にすでに、吾丘衍にその著『間居録』、『學古編』の中で批判を受け、またのち四庫全書の編纂官たちにも酷評されるが⁽⁴⁶⁾、程端禮の考えは違っていたらしい⁽⁴⁷⁾。

少なくとも元統三年の時點で、學生達は「時務策」に関してこれだけのテキストを見ることを要求され（ただし林勲の『本政書』は、程端禮が註において述べるように、賀州、婺州で刊行されたテキストがあったはずだが、『危太樸文集』卷七「本政書序」によると、程端禮自身はじっさいにはこの書の完本を目睹できずに死を迎えたようである。したがって、若干探求書も掲載している可能性がある）、そして、それが可能な環境が整えられつつあった。章如愚の『山堂先生群書攷索』が延祐七年に圓沙書院から刊行されたのも、

のちに陳祥道の「禮書」、陳暘の「樂書」が、肅政廉訪司の策事として赴任してきた趙承禧の命によって建安で二年間がかりでテキストを捜し求め、至正七年（1347）に福州路で刊行されたのも⁽⁴⁸⁾、おそらくは「分年日程」による需要が最大の理由なのであった。

モンゴル政府は、学校教育、出版をはじめとする文化事業に氣前よく出資し、學校の錢糧も有効に運用された。江南の郷試合格者全員に、大都の會試に赴くのに必要な旅費を支給しさえする氣のくばりようであった⁽⁴⁹⁾。學校に必要な最小限の書籍をそろえ、學生の閲覽に資することは、官僚が率先してなすべき業務のひとつとして意識されていた⁽⁵⁰⁾。

袁桷、鄧文原、程端禮等の地元、四明を例にとりあげるならば⁽⁵¹⁾、まず奉化州では、延祐六年十月から至治二年まで知州として在任した馬稱徳が活版で「大學衍義」等の印刷を行い⁽⁵²⁾、後に赴任した知州の宋節は、四書五經、「韓柳文」、「通鑑」、「集韻」などを揃えた。さらに、それぞれ至順三年九月、十月に同知として着任した進士出身のハイダルと項棣孫は、元統二年の儒者の免役の詔を機に、疲弊、弛緩した儒學の文字どおり建て直しを圖り、名儒を教師として迎え、書籍を増やし、祭器を整えた（ちなみに、その記念碑の撰文を依頼されたのが、程端禮である。彼はそこでも延祐の科擧再開の趣旨に賛同し、朱子の讀書法を遵守して學ぶことのメリットを説いている。この撰文は、現行の「分年日程」と同じ元統三年に係る。また、程端禮は、至正二年には、「至正四明續志」の編纂者で慶元路總管の王元恭とともに、郷飲酒禮を復活させ、さらに、その一部始終を小冊子に纏めて、王元恭が朝廷に奏上、全國普及を圖っている。發想は、「分年日程」と同じであり、じつは「至正四明續志」の刊行自體にも、程端禮の思惑が見えかくれする。なお、「兩浙金石志」卷一七「慶元路總管正議王侯去思碑」によれば至正三年の時點で、程端禮は慶元路儒學の訓導であった）。

昌國州では、進士出身で同知の干文傳が、延祐四年三月から六年間の在任期間中に、儒學にやはり科擧指定のテキストのほか、「四書」の各「集成」⁽⁵³⁾や正史、「通鑑綱目」、「陸宣公文集」、「韓柳文」、「晦庵文集

を置いた。

定海縣の儒學では、縣のダルガとなったアチャチの音頭で、儒學の官たちが泰定四年（1327）から至正二年（1342）の間に、杭州路儒學を範とし、儒學の錢糧を資金源に聚書に努めた結果、經史一五一八卷五七五冊、子集七二八卷二一五冊をそろえた。その中には、科擧で指定された『周易程朱傳』、蔡氏『書傳』、朱氏『詩傳』、『春秋胡氏傳』のほか、『分年日程』が要求する『性理四書』、『通鑑綱目』、『山堂考索』などもあった。『玉篇廣韻』、『迂齋古文』、『黃氏日抄』、『三場足用』も購入した。それまでは、十三經の古註疏と歴代正史しかなかった。新たに設立された杜洲書院でも、四書、六經、『通鑑』、『史記』、『韓文』、『柳文』、『黃氏日抄』が置かれた。さらに『袁氏蒙齋孝經』と『耕織圖』⁽⁵⁴⁾の版木まで作成されている。

もちろん、これらの書籍、書板は、南宋末、咸淳八年／至元九年（1272）の段階で慶元府學が蓄積していた皇帝からの賜書、官書、書板の量⁽⁵⁵⁾と單純に比すれば、たしかに及ばないだろう。しかし南宋接收後、江南諸郡の官刻善本の書板は、散逸を防ぐために、クビライの命令によって、大都の興文署、秘書監に移管されたこと⁽⁵⁶⁾、のこりの書籍についても至元一十九年（1282）に發生した舊慶元府學の火災を思うならば、ほとんどゼロからの出發だったといつてよい。しかも、南宋とちがって府學だけでなく、路、府、州、縣の各廟學に満遍なく必要最小限の書籍、釋奠用の祭器が短期間で揃えられたのである。書籍および祭器設置の事業は、成宗テムルの時代に江南から山東一帯を中心に本格的にはじまるが⁽⁵⁷⁾、延祐の科擧再開後とくに盛んになった。それは、四明に限ったことではない。

南宋景定の始め、十厨に置かれていた書籍が、“歸附後、散軼甚だ多く、存する所の者は什の二三に及ばざる耳”となり、“書板の舊刊甚だ富むに、暗室に閉置し、歳久しく朽ち蝨ばまれ、復た修補する無し。今存する所は止だ二十八種、五千四百四十七板”になったという鎮江路の

儒學の例にしても、歸附前から延祐二年に至るまで収入源の學田を豪民に乗っ取られ、鎮南王の投下領との問題も絡んで事態が紛糾していたために過ぎない。復田後の延祐五年には、さっそく教授の家督孫が三鱣堂の傍らに儲書のための建物を増設している⁽⁵⁸⁾。同じ江南浙西道下の嘉興路の廟學でも、延祐五年に大字本の『通鑑紀事本末』の版木を置き、經史文集も増やしている⁽⁵⁹⁾。江南行臺の置かれた建康(集慶)路は、「崇儒」において他郡の及ぶ莫きところとの自負のもとに、“科舉興るに、貢士莊の田糧を以て積貯し發を待つ。大晟の樂器は掌樂を設けて之を主らしめ、惟だ春秋二丁の釋奠のみ則ち用いゆ。書籍は則ち『景定志』の云う所の賜書、板刻、買置する者は、兵火に散失して殆ど盡く。歸附の後、諸路に於いて哀集し、及び學計を捐て續刊す。職を設け買う所の經・史・子・集、圖志、諸書を収掌せしむ。他郡を視るに、亦た略全て備わる。”状態に至るまで、計畫的に事業を進めたのであった⁽⁶⁰⁾。

當時こうした書籍をすべて個人で揃えることは、おそらくよほどの名家の子弟、官僚でもないかぎり、難しかった。出版が空前絶後の盛況をむかえたとはいえ、書物は、やはりまだ高價で貴重なものだった。學生は、程端禮も指示するように、廟學、書院所藏の刊本を借り⁽⁶¹⁾、みずから抄寫してテキストとし、それに書き込みをしていくのがふつうであった。その状況は、至正年間に至っても変わらず、孔齊は、抄本をつくる場合には、鼠に齧られることを計算に入れて欄外に餘白を一寸以上とって、糸綴じの装丁にすること等、細かく指示している⁽⁶²⁾。學校は、『四書』、九經、『通鑑』等必要な書籍を購入し、装丁して“以て檢閱に備え、借借出學を許さず、但そ欠闕有れば、教官を令て立便に(見)[現]數を照勘し、本學の錢糧の内に於いて刊補す”ることになっていた⁽⁶³⁾。江南の儒學に命じ校勘に校勘を重ねて刊行させた大字本をそろえる最高學府の國學でも、生員“各の用いる經、史、子、集の諸書は、官書の内より關し”——すなわち借り出して、支給された紙筆筆墨によって筆寫したのであった⁽⁶⁴⁾。いかに刊本が貴重であったか、逆説的な例として、

至元末期から元貞年間にかけて、江南の廟學において、コネや賄賂で潜り込んだ教授等が學校の聖像や書籍を盗み出した事件が挙げられる。そしてその送り先は、なんと“官員”のところなのであった⁽⁶⁵⁾。任期満了で轉任するさいに、學校の書籍を失敬していく者もいた。以下のような話もある。

『易程氏傳』の版本は婺州の儒學が刊行した呂東萊の校定本が、もっとも良いとされていたが、皇慶二年（1313）の火事で版木が焼けてしまい、舊家の藏する所も多くが散逸してしまっていた。婺州出身の柳貫は、このテキストをもっていたのだが、大都にのぼり、袁桷、吳澄との歡談の中で同書に話が及び、請われて吳澄に譲ってしまった。江南に歸って、再び探求したが購入できず、では張樞にたのんで友人のところから借りてもらって校正しよう、と画策したがこれもだめだった。その後至元二年（1336）になって、張樞に再會したので、また依頼してみると、彼は、次のように返答した。「つい先日、この本を賣りにきた人がありまして、中をみますと官書の印が押してあり、どうやら州學の故物のようです。父が教官をしておりましたものですから、私が隠匿しているのだと、人にとやかくいわれかねないとも思ひましてね、斷りましたのです。そういうことでしたら貴方のために交渉してみましよう。」と。翌日には問題の古書をもってきたので、柳貫は、中統鈔十楮を支拂ったという。入手するやいなや、さっそく自分で、わざわざ時代がかった古い紙で装丁し、江浙閩楚で刊行されている數多のテキストと比べて、甚だ悦にっていた⁽⁶⁶⁾。

また、朱子學の聖地、徽州は婺源の明經書院が、至治元年に科擧の「經疑」「經義」「古賦」の模擬試験を行ったさい、各科目の上位入賞者に賞品を授與したが（試験官には、司評として陳櫟、司料に胡炳文、司盟に胡澄があたった）、その賞品というのが、まさに刊本なのであった。「經疑」の優勝者には『西山讀書記』と欽硯一卓（徽州の硯は、この頃すでに地元でも垂涎の的だったのである）、二位は『杜氏通典』、三位は『大學衍義』、四

位以下は『文公本義通釋』、『經義』の優勝者には『四書集成』と欽硯一卓、二位は『四書纂疏』、三位は『程朱易傳』、四位は『文公詩傳』、五位は『蔡氏書傳』、六位以下は『文公本義通釋』、『古賦』の優勝者には官本の『禮部韻略』と欽硯一卓、二位は『近思錄』、三位は『楚辭集註』、四位以下は『明經講義』が贈られた⁽⁶⁷⁾。明經書院は、延祐二年に勅賜の額を奉じ、名儒胡炳文を山長にいただき、戴表元、吳澄等との繋がりもあった⁽⁶⁸⁾。そうした著名な書院の學生たちでさえ、朱子學の基本書を刊本でもつことに、有り難みを感じたのである。しかも、この刊本、『文公本義通釋』の印刷用の紙が揃わず、胡澄が新たに紙を購入して、陳櫟のもとへ送ったと、胡炳文が手紙を書いていることからすると、陳櫟所蔵の版本から刷った家刻本であったにちがいない⁽⁶⁹⁾。

ひるがえって、程端禮は、制度と治道のための書物を上記のごとく列挙したのち、それらをいかに讀み學ぶかについて、次のように述べる。

先ず制度の大なる者を擇ぶに、律・曆・禮・樂・兵・刑・天文・地理・官職・賦役・郊祀・井田・學校・貢學等の如くし、分類は『山堂攷索』の如くす。所載の歴代沿革は、本末得失を考覆するの後、斷ずるに朱子の意を以てし、後世大儒の論議に及ぶ。朱子の『經濟文衡』、呂成公の『制度詳說』の如きは、事類毎に鈔し、仍は餘紙を留めて、續添す可からしめ、又自ら之に著論を爲す。此れ皆學ぶ者、當に窮格すべきの事也。

歴代の制度を、章如愚の『山堂先生群書考索』のように分類⁽⁷⁰⁾、整理し、その沿革を辿り、事の善悪、得失については朱子を判断基準となす。それからほかの學者の議論、所説を検討する。滕珙『類編標註文公先生經濟文衡』、呂祖謙『新刊歴代制度詳說』を事類ごとに筆寫して例文となし、餘白を大きく残しておいて、同じ事類についてのほかの模範文を書き留めたり、自身の論、答案を書いて練習する。『類編標註文公先生經濟文衡』前、後、續集各二五卷（舊北平圖書館マイクロフィルム 13行×23字 元建安刊巾箱本 存後集八卷、續集十二卷）は、『晦庵先生朱文公

文集]、[朱子語類]から重要な論を選んで、各事類に分け編輯したものである。前、後集は四庫全書の編纂官の言葉を借りればそれぞれ論學、論古——おもに經、史の問題を扱う。續集は“二集の遺す所を兼ねて補い”、[財賦][荒政][和買][市糶][勸糶][常平義倉][役法][經界][水利][陂堰][營寨][保甲][邊防][將帥][屯田][刑獄][學校][禮樂][廟議][陵議][葬制][祭祀][褒錄忠義][異端][災異][旱蝗]等の類目に分かたれ、朱子自身が取り組んだ事業、見聞に基づく対策、上奏文が収録される、まさに“時務”に當たる部分である。ぎゃくにいえば、當時の受験生は、古典だけでなく、こうしたタイムリーな政治經濟問題全てにアンテナを張り巡らしておく必要があり、また、それが當然と考えられていた。朱子の如く、地方官として對應できるように、數學、農學、工學、醫學等の基礎知識、兵書、刑法等雜學の心得を、身につけておかねばならなかった⁽⁷¹⁾。いっぽうの呂祖謙【新刊歷代制度詳説】も、[科目][學校][賦役][漕運][鹽法][酒禁][錢幣][荒政][田制][屯田][兵制][馬政][考績][宗室][祀事]の項目を立てて、歷代の制度の變遷を解説する。朱子と異なり、宋代の制度の知識はほとんど【宋會要】からの引用ではあったが、大元ウルスにおいて科擧が再開されると、「策」のために、書肆は早速この書を刊行した。南京圖書館の舊丁丙藏書には、泰定三年（1326）の廬陵の刊本を寫した清抄本がある。

ただし、程端禮は、同じ科擧の參考書でも、“特だ【源流至論】及び呂成公、錢學士の【百段錦】に倣って策段を作り、擧業の爲に資するのみ”という勉強の仕方については、果たしてそれで良いのかと、注意を促す。科擧合格の先を見据え、將來文官となった後に、應用できる學問でなければならない。朝廷において、机上の空論ではなく、地に足の着いた議論を展開できるように。問題になっている「源流至論」とは、林駟・黃履翁【新箋決科古今源流至論】前・後・續・別集を指す。こんにち【山堂考索】と同じく圓沙書院から延祐四年に刊行されたテキストが

知られる。制度に関する「類目」の立て方は、『山堂考索』、『經濟文衡』、『制度詳説』と変わらないのだが、問題なのは、首尾一貫した論ではなく、より多くの事実を簡単に暗記できるように、さまざまな書の片言隻句をつなぎあわせた論が展開され、そのうえご丁寧に注に出典と引用文まで引かれていることであった。原典そのものを読み検討することが、疎かになりかねない。呂祖謙⁽⁷²⁾、錢諷の『百段錦』は、こんにち傳わらず、また宋の三山の方頤孫が編輯したという『太學新編黼藻文章百段錦』（北京大學藏 明弘治刊本）も、弘治年間に突如現れた抄本を翰林院の蘇葵等が再編輯したと稱し刊行したものに過ぎない。だが、その書名から察するに、歴代の策、實際の答案等をテーマ別に並べ、合格のコツを會得させるという趣旨の参考書であったのだろう。

便利は便利だが、『源流至論』、『百段錦』だけでは、所詮小手先の知識しか得られない。結局は、前掲の四書五經の注疏、歴代正史の志、書から『大元通制』、『成憲綱要』まで読み、自分なりに制度の變遷、その善し悪しを理解、纏めていくしかない。それが程端禮の考えであった。

しかし、かれのこうした考え方、讀書指南が當時一般的な考え方だったのかどうか、確認しておく必要があるだろう。かれとほぼ同時代の江南文人は、科擧の策のために、どのような對策、書籍を提示しているだろうか。そして、元統三年以降に出版された大量の書籍から、教官、受験生たちはどのようなテキスト、参考書を選出したのだろうか。

II. 『學範』ほか諸説

洪武二二年（1389）、程端禮の弟子のひとりで、王應麟の『四明文獻集』の編集者として知られる鄭眞は、とうじ廣信府の儒學教授となっていたが、友人趙搗謙が著した『學範』のために、次のような序文を認めた。

趙先生搗謙は、『學範』六篇を著し、まず人を教える要領を、次いで經典の讀み方、標點の施し方、文章の書き方、字の書き方を示した。さらには、文房、藝學、事物、器用に至るまで凡そ述べないも

のではない。これぞ、“知行體用（認識と実践、原理と應用）”の學問であるから、心を碎いてどうか懸命に勵まれよ。昔、私の郷里の程端禮先生は、『讀書分年日程』を著し、經傳、子、史、諸集の四部の讀書法についてあらまし解説した。識者は、並の人以上の資質であれば要求される水準に到達できるだろうと考える。しかしながら四十數年來、ひとりとしてこれ以上に力を盡くした者がいないのは、嘆かわしい限りである。搗謙の『學範』と『分年日程』は表裏一體であり、『分年日程』の方法によって日課を組んで勉強し、おろそかにしてはならない。きっと世に名高い大儒となり、經世濟民の適任者として、天下のひとつとがただちに推舉して、役職に就けることになるだろう⁽⁷³⁾。

趙搗謙は、四明餘姚の人で、洪武一二年に、二八歳で『洪武正韻』の校正⁽⁷⁴⁾に参加したあと、中都國子監の典簿をつとめた。だが、同僚とそりが合わず病身を理由に、故郷に歸り、音韻學の研究と執筆に没頭した。そのご、二二年に再度召され、廣東瓊山縣學の教諭として赴任⁽⁷⁵⁾、二八年に當地で没した。

かれは若年より意識的に釋道清流を問わず四明の名士の教えを受け、交友の輪を広げた。『周易』を天台の鄭四表に、詩歌を張昱に、篆書、隸書、草書等を吳志淳に學ぶといった鹽梅で、なかには、鄭眞と同じく程端禮の弟子で經史を涉獵した樂良、袁桷との交流で知られる博學多識の釋曇圃夢堂もいる。明朝廷の文化事業を擔った徐一夔、張九韶、朱右、解縉たちとも親しく⁽⁷⁶⁾、宋濂は子の璠を趙搗謙のもとで學ばせてさえている。さらに、趙搗謙の直接の師は、前述の鄭四表であるが、その四表は張以忠の弟子、張以忠は婺源の王儒の弟子であったので、學問上の系譜では、婺源の胡炳文にまで溯ることになる⁽⁷⁷⁾。けっきょくのところ、趙搗謙は、まだ大元ウルス治下の教育システム、學術の中にあった。趙搗謙のおかれていた環境、時代背景からだけでなく、じっさいに『學範』の内容を分析するならば、そこに示されている教則、讀書指南もまた、

大元ウルス末期の文人子弟に要求されていた状況の一端であることは一目瞭然である。鄭眞のいうとおり程端禮の「分年日程」の延長にあることは、まちがいない。

趙搗謙は、まず「教範第一」において、教えるべき學問を大きく四つに分類する。すなわち經學、行實、文藝、治事である。つづく「讀範第二」では、小學、經、史、子、集部の分類のもとに、讀むべき書籍のリスト、および韓性、程端禮、陳繹曾という大元時代の教育に深く携わった三人の文人の讀書法を列挙し、さいごに自身の考えを述べる。「點範第三」は、程端禮「分年日程」卷二の批點の方法を轉載、若干のコメントと参考書を二、三付す。「作範第四」は、「作文」として陳繹曾の「文説」、陳騏「文則」の抜粹と参考書リストを挙げ、「作詩」については前人の詩話、詩法をあちこちから引用、紹介、最後に詩評書のリストを呈示する。「書範第五」では、陳繹曾の「翰林要訣」を中心に、同時代の書法書から永字八法をはじめとする筆法、各書體の模範となすべき拓本を抜粹するほか、参考にするべき字書、書論を紹介する。「雜範第六」は、琴、硯、筆、紙などの文房具、畫、印、表装などの基礎知識と蘊蓄が述べられ、さいごに参考書目が添えられる。

本書に挙げられる参考書は、少なくとも洪武二二年以前に、四明近邊の文人、學生であれば、閲覽することができた。「分年日程」が掲げている参考書は、概ね踏襲するが、程端禮と意見を異にし、取えて記さず、かわりとなる書をあげる例も見られる⁽⁷⁸⁾。そして、これがもっとも「學範」の資料性を高めているのだが、程端禮が言及しなかった、もしくは見ることのできなかつた——すなわち元統三年よりあとに編纂、刊行された書物が相當數記録されている。なかにはこんにち傳わらず、歴代の「書目」などでも知られていなかった書物もいくつかある。それらの書は、當時、ある程度高い評価を得ていたとみてまず間違いない⁽⁷⁹⁾。じっさい、程端禮のあげる書目と同様、肅政廉訪司、儒學提學司の監督のもとに刊行された官刻本もしくは元建安刊本でたしかに存在したこと

を確かめることができる。また、陳櫟や胡一桂の『尚書』、『易』、『詩』の纂疏、倪士毅『四書輯釋』、程復心『四書章圖』、鮑雲龍『天原發微』、胡炳文、汪克寛の一連の經史書の注釋、許謙の『讀四書叢說』等がとりあげられていることは、とうじの徽州、金華學派の文人たちの活躍と建安刊本の流通ぶりを示すものにほかならない。とくに徽州の學術が江南、山東で壓倒的に優勢であったこと、これは否定のできない事實であり、明初朝廷の學術繼承を考えるうえでも最低限必要な認識であろう。金華もたしかに呂祖謙以來の學問の傳統を誇るものの、出版數からみれば徽州には及ぶべくもない。それは『學範』だけでなく、『禮記集說』（足利學校遊蹟圖書館藏 元建安刊本）、『書集傳』（四部叢刊所収 元建安刊本）等この時代に編纂された書物卷頭の「引用書目」、至正十年「密州重修廟學碑」碑陰「所購密州士大夫書籍」（乾隆諸城縣志 卷十五）をみても、一目瞭然である。ことさらに大元時代の金華學派を強調するのは、宋濂の思惑に乗せられているも同然である。

【分年日程】、『學範』の擧げる書の多くが、前掲碑碑陰の書籍リスト、陳師凱の『書蔡氏傳旁通』（至治元年序 內閣文庫藏 至正五年建安余氏勤有堂刻本）や趙惠の『四書箋義』（泰定元年序 臺灣故宮博物院藏 影元鈔本）の「引用書目」にも見えることは、こうした讀書規範が單なる理想ではなく、實際に定着していたことを裏付ける——「引用書目」は、從來ほとんど使用されていないが、當時の書籍流通、こんにち傳わらないテキストの存在、文人たちの學術、思想を知る上で、貴重な資料である。加えて曲阜孔家が弘治一五年（1502）に建安書坊に刷らせ孔廟の奎文閣に置いた書物のリスト、二年後の一七年の時點で建安書坊に保管されていた版本の書名リスト⁽⁸⁰⁾、明嘉靖年間の「杭州府儒學尊經閣書目」⁽⁸¹⁾等と一致するものが多いことは、明代半ばにいたっても大元ウルス治下の教育システムの影響下にあったことを、端的にものがたる。【分年日程】は、明版、朝鮮版の『居家必用』にも取り込まれた。そして敢えて付け加えるならば、【分年日程】、『學範』は、朝鮮全羅道の龍潭、泰仁の官

廳で版木が作成されている⁽⁸²⁾。日本でもひじょうによく讀まれ、宮廷、幕府、學校等の所藏機關、朱子學者をはじめとするひとびとの書籍の刊行、収集、讀書のあり方に大きな影響を與えた。たとえば、瑞谿周鳳は寶徳三年(1451)四月、友人達と『分年日程』を話題にのほせている(『臥雲日件録抜尤』第十三)。林羅山は『學範』に目をとおし、程端禮と趙搗謙の推薦書を中心に収集、筆寫につとめた(『羅山林先生集附録』卷一)。『分年日程』は昌平坂學問所の官板が、『學範』は明暦二年(1656)に上村次郎右衛門が開板したテキスト(京都大学附屬圖書館谷村文庫藏)が知られている。そして、まさにモンゴル時代にあたる1330年代以降に創建されたとおぼしき足利學校の學問教育の源流は、つきつめれば『分年日程』、『學範』の二書にあるのである。

さて、趙搗謙が「時務策」のために讀むべき「通用」の書として挙げたものを前掲(本稿13頁)の程端禮のリスト(『通典』から『成憲綱要』まで。『説文』以下は、趙搗謙の範疇では、「字學」に分類されるので除外する)と比べてみると、『通典』から蔡氏『律呂新書』までは、陸農師の『禮圖』を缺く以外はすべて同じである。しかし『辨證律準』から『成憲綱要』まではまったく取られていない。かわりに『類説』、『黃氏日鈔』、『博物志』、『集古録』、『博古圖』、『征賦定攷』、『太平御覽』が採用されている。宋の曾慥編『類説』は漢以來の百家小説を集めたもの、『周廬註博物志』十卷は、晉の張華が編んだといわれる小説集の輯逸で、「策」には、まず関係ない。黄震『黃氏日鈔』については、後至元三年(1337)慈溪黄氏刊本(臺灣國家圖書館藏)、および至正三年刊行の小字本(13行×24字)⁽⁸³⁾が傳わる。後至元三年刊本は、もとの初版の版木が兵火の中で滅びてしまったため、黄震の諸孫が祖訓の失墜を恐れ、端本のテキストを買い集めて、再度刊行したもので、それ以前は、入手が困難だったと考えられる。先に紹介したように、當時四明の廟學、書院で新たに購入された書籍リストにも確かにこの書が含まれており、程端禮も『禮記』の参考書として挙げている。卷一～三三は十三經、三四～四五は宋の諸儒の書、

四六～五〇は『史記』から『五代史』までの正史と『宋名臣言行録』、五一～五四は諸雜史、五五～五八は諸子百家、五九～六八は唐宋古文家の文集について、それぞれ解説、六九～九七は黄震自らが著した「奏劄」「申明」「公移」「策問」等⁽⁸⁴⁾を収め、いちおう「經史時務策」をカバーする内容となっている。歐陽脩『集古録跋尾』十卷は、周穆王から五代までの金石文に附した跋文四百篇餘りを収録したもの、『至大重修宣和博古圖録』は、西湖書院に版木を藏したことがわかっている。元貞、大徳年間から次第に各地の孔子廟に釋奠用の祭器が作成、設置されはじめ、至大年間以降は急ピッチで、全國の路、府、州、縣の廟學に備え付けられるようになる。この『博古圖』は、祭器の見本、カタログのひとつとして用いられた。『征賦定攷』は、吳澄の弟子袁明善が著した、經傳を援引して井田水利の法を説く經世の書⁽⁸⁵⁾であるが、こんにち傳わらない。しかし、何よりも注目すべきは、『太平御覽』全一千卷が擧げられていることである。南宋嘉泰四年（1204）の時點で、四川、福建の刊本の存在が知られていたが、じっさいには揚萬里のような文人でも書名を聞くのみで、自身直接閲覽できるとは夢にも思っていなかったらしい⁽⁸⁶⁾。もし個人が容易に閲覽できる状況になっていたとすれば、大元時代末期の出版は、従來の推定よりもはるかに驚異的な成長を逃げていたことになる⁽⁸⁷⁾。

いっぽう踏襲されなかった書のうち、『大元通制』、『成憲綱要』は大元ウルス朝廷編纂の政書であり、洪武年間の政治状況、體質を考えるならば、削除されるのは仕方がない（大元時代の書でも、『征賦定攷』は加えられているが、この書は、大元時代の具体的な征賦關係の公牘を収録して論ずるものではない）。しかし『唐律疏義』、『宋刑統』などの刑法、『禮典』、『郊廟奉祀禮文』のような宋代の禮制の書まで載せず、またかわりに洪武三年に頒行された『大明集禮』、六年編纂、八年より部分的改訂、二二年に根本的改訂がほどこされた『大明律』を採るわけでもない。趙搗謙は、それらのテキストを見られる環境にあり、しかも「教範第一」の「治事」

には、ちゃんと選舉、食貨、禮儀、樂律、算法、吏文、星曆、水利、兵法、醫藥、卜筮の科目が擧げられているにもかかわらず。受験生たちが『大明集禮』、『大明律』を容易に見られる状況ではなかったのか、あるいは、明朝廷に、受験生たちがモンゴル時代と現行の不備な制度を比較して論ずること、具体的な「時務」の知識を得ることを嫌がる雰囲気が高まっていたのか。おそらくはその両方だろう。明朝廷の版木の管理は甚だしい加減で、希望者への印刷サービスは、想定されていないに等しかった。江南行臺を接收後、江南各路の宋元版の版木を集め、明朝廷の國家出版物の管理にあたった南京の國子監でさえ、成化始めには版木の大半を缺く有り様であった。嘉靖七年の時點で『大明律』三十卷は、“存する者二面、餘りは皆缺”していたという。また、洪武二十年の時點で、科擧は明經科に重點を移し、策試は“唯、經史を以て問う”⁽⁸⁸⁾ばかりになってしまっていた。趙搗謙が「時務」について具体的な書名を擧げようとしても、困難な状況にあったのである。

なお、「治事」のうち算法、吏文、醫藥、卜筮は、じゅうらい士大夫の學問ではなく、商人、胥吏、醫者、占い師といった“民間”“庶民層”の專賣特許のようにいわれてきた。しかし、じっさいには、『本草』、『靈樞』、『素問』、『六壬神樞』、『八十一難經』、『傷寒論』、『葬書』、『農桑輯要』、『太乙福應』のような「雜書」——“九流の説”も、「儒者は一事の知らざるを恥とする以上、雅論でなくとも究めざるを得ない」、というのが趙搗謙をはじめ、當時の文人たちの考え方であった⁽⁸⁹⁾。程端禮も、『分年日程』卷一の“『程氏増廣字訓綱』を讀む”の割り注にて、“醫家の『脈訣』の如きは、最も初學に便なり”という。じじつ、大元時代、これらの書物——陰陽や醫學の試験の欽定教科書、勸農書は、すべて當該機關から國家出版され、中央および各路、府、州、縣の學校、官廳に配布されていたのである。ぎゃくに醫學生も指定の教科書のほか、『素問』、『難經』、『脈訣』等の基本書を學ぶことはもとより、小學、典章、案式、算術、四書五經、『毛詩』と『爾雅』の藥草の名に通じることを

も要求されていた⁽⁹⁰⁾。儒と醫は限りなく近い関係にあった。陰陽についても、『地理葬書』を呉澄が刪定、金華の鄭誼が註釋を施し、新安の儒者趙汭が『葬書問對』を卷末に付す、というような例がある⁽⁹¹⁾。そもそも、大元ウルスの朱子學隆盛における最大の功勞者のひとりで、“南の呉澄”と並び稱され、皇慶二年六月、孔子廟に宋儒九名とともに從祀された“北の許衡”自體が、釋、老はもとより、“醫、卜筮、兵刑、貨殖、水利、算數と究めざる所なき”人であった。のち『元史』の編纂者のひとりで、洪武帝にとりたてられた文人王禕が讀書指南として書いた『青巖叢錄』に、經書以外に佛教、道教、陰陽家、醫家を取り上げられているのも、劉基が飲食、服飾、器用、百藥、農圃、牧養、陰陽、占卜、占斷、十神の分類のもと『多能鄙事』（名古屋市蓬左文庫藏 明刊本）を著したのも、儒道佛の三教兼通、占卜、醫學等の雜學の知識が、當時ごくあたりまえのことだったからである（ちなみに高麗末から朝鮮初期においても、鄭道傳等が中心となって書籍鋪を設置、活字を鑄て經・史・子書・諸家の詩文はもとより醫方、兵律に至るまであらゆる分野の本を印刷した。『三峯集』卷一「置書籍鋪詩并序」参照）。

そして、だからこそ、趙搗謙は、これらあらゆる方面の知識を一書にまとめた『居家必用』のような類書を必讀の書に挙げたのである。至正二〇年（1360）に趙搗謙と同じ四明の定海縣で、縣尹の汪汝懋によって、刊行された『山居四要』（臺灣國家圖書館藏 元刊本 12行×24字）も、太史楊瑀の『山居四圖』を骨組みとして、さまざまな書籍から要點のみを抜き出し、「素問格言」、「居宅避忌」、「辟穀救荒」、「六畜病方」、「文房必用」、「行厨須知」等の項目のもとに整理した書だが、士大夫が讀んで見聞を廣め善政を施せるように、との目的で編まれたのであった⁽⁹²⁾。そして、この書に序文を寄せ、版木に字を書いた徐勉之は、慈湖書院の山長であった。なお『居家必用』の後至元五年の建安呉氏友于書堂刊本⁽⁹³⁾には、各卷の最初に挿繪が付されているが、やはり通念とはことなつて「民間」人のための出版物ではなく、士大夫のためのものであったわけ

である。そして同じく、まさに『學範』のいう算法、吏文、醫藥、卜筮をはじめ、農桑、文藝、文房等の類をたて、さまざまな書籍のさわり、節要を綴じ合わせた『事林廣記』も決して庶民のためのものではなかった⁽⁹⁴⁾。のちの明においても、朝鮮においても、そして日本においても。それは、すべての分野の知識、あらゆる書物の精髓を、要領よく、ヴィジュアルに見渡そうとする精神のもとに、編纂、提供された書物にほかならなかった。唐宋以來大元時代までの古今の郡邑の沿革、官制等を調べる際に、とりあえず使用されるのは、手軽な『事林廣記』、『事文類聚』、『翰墨全書』、『方輿勝覽』、『輿地要覽』、『啓筮青錢』、『官制沿革』の類であった。方回や程復心のような儒學者たちにとって、それはごく当たり前のことであった⁽⁹⁵⁾。これらを建安刊本で挿繪がついていることを根據に、安易に「日用類書」なる語で呼び、定義すらもはっきりしない“民間”の書物と決めつけ、またそれを前提に、個々の記事を理解しようとするのは、本末轉倒というものである（そもそも「科擧詔」の全文や「大元官制」、「皇元朝儀之圖」、「官員祿廩俸給」の記事を載せること自體、同書が、誰のために編纂されたものかはっきり示しているのだが）。それでもなお敢えて「日用類書」という呼び方にこだわるならば、一體如何なる階級の人々のための日用類書なのか、常に肝に銘じておく必要があるだろう。

ところで、趙搗謙がしばしばその説を引用する陳繹曾も、その著『文筌』において、經、子、性、禮、樂の五件の書は「專精＝心盡」し、政術、兵、法律、天文、地理、姓氏、小學、名物、圖譜、史、傳記の十一件は「博習＝考索」し、草木蟲魚、醫、卜筮、陰陽家、古緯、器物、百工の七件は「旁通＝摘要」し、雜藝、異端百家、小説雜書の三件は「汎覽＝涉獵」し、總集、別集は「鈎玄＝遴選」しなければならないという⁽⁹⁶⁾。やはり、いやしくも朱子學を奉ずる者ならば、いずれの分野の書にも通じていることを要求されたのである。

陳繹曾は、父の陳康祖が、同じ呉興出身の趙孟頫、錢選や戴表元等と

親しかった縁で、戴表元に師事した。當時のかれらの交友関係の廣がり、文學、藝術活動の一端は、『郭天錫手書日記』（上海圖書館藏 稿本）から窺える。それによれば陳康祖は、至大元年の時點で杭州路下の儒學教授を務め、翌年十月末からは澧州路へ轉任する。息子である繹會もおそらく同行したのだろう。そのご、延祐年間に大都に上ったともいう⁽⁹⁷⁾。陳繹會自身については典籍、碑刻資料から少なくとも天歷二年（1329）から後至元五年（1339）まで國子助教、至正元年（1341）から至正四年（1344）まで翰林國史院編脩官を務めたことが確認される⁽⁹⁸⁾。陳繹會は、こんにち修辭學の書である『文筌』、『古文矜式』、字學の書である『翰林要訣』の著者として知られるが、これらは、とうぜん當時の文壇の中心にあった人々の考えを反映しており、また國子監での授業に於いても講じられた事柄だろう。少なくとも『文筌』は至順三年の自序を有し、國子助教の在職期間の執筆である（なお、陳繹會は、延祐の科擧再開に際しても、各科目について讀書と作文の對策、參考書目リストを示した。それはこんにち『文說』（四庫全書本）の中に見えている。しかし、『時務策』のための讀書については具體的な書名を挙げていない⁽⁹⁹⁾）。『文筌』、『古文矜式』自體は、いずれも科擧のためというよりは『翰林要訣』と同様、この時代の特徴である「ヴィジュアルなマニュアル本の作成」によって、全ての文體を解析することに本來の意圖はあった。この時代の詩話の流行もこの精神にもとづいている）。主な對象は、さまざまな場面で撰文を依頼される中央、地方の文人、官僚たちだった。しかし、陳繹會は、至正元年には、干文傳、林泉生、黃潛、柳貫等とともに江浙行省の郷試の考官をつとめており⁽¹⁰⁰⁾、かれの説く文體論を學ぶことは、受験生にとっても決して損なことではなかった。その結果、『文筌』が譚金孫の『新刊精選諸儒輿論策學統宗』（『宛委別藏』所収）の卷頭に附されることにもなったのである。

『學範』がとりあげる韓、程、陳三氏の説のうち、のこる韓氏は、先述したように韓性を指すと見られる。第一に、卷上「讀範第二」の『孝經』條において、“最近刊行された吳草廬先生（吳澄）の注した『孝經

刊誤]”云々と述べていることから、大徳七年以降、存命だった人物でなければならない⁽¹⁰¹⁾。第二に、『金華黄先生文集』巻三二「安陽韓先生墓誌銘」によれば、程端禮と同様に、四明の名士王應麟・戴表元およびオングト族の大物官僚で國子學を綱領したこともある趙世延⁽¹⁰²⁾等との交際が確認でき、延祐の科擧再開の際、四方の學生達がこぞって作文法について教えを請いに來たこと、朱子學を重んじたこと、元統元年の進士に首席で合格し江南行臺の監察御史となった李齊、江南行臺御史中丞のオルグブカ⁽¹⁰³⁾等の門人を輩出していること、至正元年に没したことを傳えているからである。そして、程端禮兄弟の傳は、まさにこの「墓誌銘」をもとにして成った『元史』巻一九〇「韓性傳」に附されているのであった。

じつは、韓性の説は、陳繹曾の『文説』（『四庫全書』本）の後半部に丸ごと収載されている。このテキストでは、一讀すると韓性ではなく陳繹曾の所説であるかに見える。だが、前段末尾に「答韓莊伯讀書説」とあるので、これを前の「科擧のための讀書法（錢大昕のいう陳繹曾の『科擧天階』の可能性もある）」の部分の註と取り、後に「韓莊伯讀書説」を附して参考とした、と考えることも可能である。むろん 韓莊伯が韓性と同一人物であれば、の話だが（オルグ・ブカの申請によって、朝廷から賜った諡は莊節先生である）。趙搗謙が、陳繹曾の説を韓性のものに誤る可能性は、ほとんどなく、問題があるとすれば、『永樂大典』からの輯逸本である現行の四庫全書本『文説』のほうであろう。『學範』『作範』所収の『文説』、および明の廬陵の曾鼎が『學範』をほとんど剽窃した上に前代の作文の方法を付け加えて編輯した『文式』附『古文矜式』（中國國家圖書館藏 明刻本）⁽¹⁰⁴⁾に引く所の『文説』には、韓性の『讀書説』の部分はない。ぎゃくに、四庫全書本の他の部分はこれらのテキストに比して簡略化されており、完全なものでない。

こんにち見られる韓性の『讀書説』に、「對策」のための直接的な「通用」、「雜書」の讀書指南は見えないが、史書の讀書法において、やはり

程端禮と同様に、「通志」、「通典」を擧げるほか、「舊唐書」、「唐會要」、「宋會要」等の書が見えることは、注目される。また、墓誌銘によれば、韓性自身、専著こそ遺しはしなかったが、天文、地理、醫藥、卜筮、浮圖、老子の書についても通じない所はなかった、という。

四明の儒者の出世頭で、翰林院に長く勤めた袁桷は、科擧再開の少し前に國學での教育について、次のような建言をしている。

國朝の國學の定制は、深く「樂を典^{つぎと}り胄子を教える」の古意有り。儻し唐制の如く、五經におのおの博士を立て、之を俾て専ら一經を治め、互いに問難を爲さしめば、以て其の意を盡くさん。當世の要務に至りては、則ちほぼ宋の胡瑗の立つる湖學の法の如く、禮樂、刑政、兵農、漕運、河渠等の如き事も亦た、朝夕に講習すれば、以て經濟の實を見わすに足るに庶からん⁽¹⁰⁵⁾

胡瑗は、モンゴル時代に稱揚される宋の范仲淹によってとりたてられ、蘇州の郡學、湖州、國子監などで教鞭をとった文官である⁽¹⁰⁶⁾。また、袁桷は、この實學、經世の學を疎かにしたことが、宋の滅びた原因だと明言する。

宋の末年より朱熹の學を尊ぶも、唇腐舌弊、「四書」の註に止まり、故に凡そ刑獄、簿書、金穀、戸口の密靡出入は、皆、以て俗吏と爲し、而して争って鄙棄し、清談危坐して、卒に國亡ぶに至るも救う可き莫し。

程端禮、趙撝謙等の教法の根底にも、この考え方が流れていたに相違ない。吏の職務を蔑む姿勢は、ここには全く見られない。モンゴル時代の華北の文人たちと同様に、浙東の學問も、“多識を以て主と爲し、經史を貫穿し、百家を考厥し、天官、律曆、井田、王制、兵法、民政^ち自り、委曲に該通し、必ず諸を實用に措せんと欲し、空言を爲さざる”⁽¹⁰⁷⁾ことをモットーとした。

以上のように、この13～14世紀のモンゴル時代、文官たちは、古典から現代まで、文系、理系を問わず幅広い教養を身につけることを強く要

求された。しかも、官職に就くならば複数の言語に通曉し、ウイグル文字、パスバ字も讀めることが望ましく、解由状の記載條項には言語能力も含まれていたのである⁽¹⁰⁸⁾。そのうえ、古典の注釋、書畫や音楽等の各分野に新風を吹き込み、園碁のような遊息の藝の才、水利事業等に必要な工學・數學の術に長けた趙孟頫、任仁發のような官僚もいた。イタリア・ルネッサンスに先立つ「萬能人」の登場であった。

(2) 文體の習得

I. 【分年日程】

さて、程端禮の方式にしたがえば、『通鑑』、『韓文』、『楚辭』、策のための讀書カリキュラムをマスターしたのち、ようやく本格的な作文の練習がはじまる。學識があつてこそはじめて、さまざまな文體が理解でき、と考えるからである。それまで會得した科目を朝食前に復習しながら、二、三年の間、作文に専心する。六日で一周のローテーションを組み、初日の午前は四書の傳注、或問、二日目の午前は五經の傳注、三日目の午前は『通鑑』の復習、この三日間の午後は經書の正文の復習、夜は策のための「制度」「治道」關係の讀書、探究、のこりの三日は午前は模範となる文集を讀み、午後は作文の方法の模倣、習得、夜は、それらを筆寫、批點を施す作業である。程端禮は、三場の各科目の文體の習得に必要な參考書を具體的にあげ、「策」については次のようにいう。

策を學ばんと欲すれば、我が平日四書於り得たる者を以て本と爲し、更に平日學ぶ所の文の法を守り、更に『漢唐策』、『陸宣公奏議』、『朱子封事書疏』、『宋名臣奏議』、范文正公、王臨川、蘇東坡の『萬言書』、『策略』、『策別』等を略看す。利害を陳ふるを學べば則ち得た矣。況んや性理、治道、制度の三者は已に工夫を下せば、亦た問ふ所に答ふるを以てする無きに患はず矣。今日の時務の得失と雖も、亦た須らく詳究すべし。

平日學ぶ所の文の法とは、經史とくに『孟子』の文を基本としたうえ

で、それを應用した文體の模範例を學ぶことで、①『文章正宗』⁽¹⁰⁹⁾におさめる韓愈の文のうち、議論、敘事兩體の華・實兼ねそなわる文七十餘篇を鈔寫し、『晦庵先生朱文公韓文考異』、謝枋得の『批點韓文』⁽¹¹⁰⁾を増廣した程端禮自身の『程氏批點韓文』の二つの當該文の箇所を参照しながら、毎日熟讀して、その篇法、章法、句法、字法を體得する。②韓愈の全集を通讀する（韓愈を一生の作文の骨子となすべきだ、というのが程端禮の考えである）。③韓愈から展開して、陳亮が選んだ『歐陽文粹』⁽¹¹¹⁾、曾鞏『元豐類藁』、王安石『臨川集』の三家の文體を學び、柳宗元の文（まず『文章正宗』収録のもの、次に全集）、蘇洵の文を讀む。④史官の任を務められるように、まず『文章正宗』、湯漢の『東澗先生妙絶古今文選』⁽¹¹²⁾収録の『史記』、『漢書』の文を讀み、次に『史記』、『漢書』全體を通讀する。以上の四段階からなる。

『漢唐策』は『文獻通考』卷二四八にみえる陶叔猷の『漢唐策要』十卷を指すのだろう。ついでにいえば、『兩漢策要』なる書もあって、これは、北宋の景祐二年、進士陶叔猷が編纂した十卷本を金朝大定年間に二卷増廣して出版したテキストをもとに、趙孟頫が一字一字版木サイズの紙に書いた、といわれている。

『陸宣公奏議』のテキストは、戴表元の友、蘇臺の陸子順が編輯した『陸宣公奏議精要』三卷⁽¹¹³⁾、廬陵の鍾士益（永豊の鍾士荒？）が奏議と制誥に註を施した『陸宣公奏議増註』があったことが文獻上から知られ⁽¹¹⁴⁾、劉岳申は後者について、“場屋を使って此れを得らしめば、時務は有用の策無きを患はず、廷對に此れを得らしめば、聖朝は晁董の文無きを患はず、奏疏に此れを得らしめば、人主は納諫の明無きを患はず、制誥に此れを得らしめば、天下四方は感泣の人無きを患はず”と、はっきり科擧の對策に有用であることを述べている。現存の元刊本では、至大四年（1311）に、嘉興路から刊行された奏議と制誥を収録する『唐陸宣公集』二二卷（靜嘉堂文庫藏 大字本10行×17字）⁽¹¹⁵⁾、後至元六年（1340）に、嶺北湖南道肅政廉訪司から刊行された潘仁の『陸宣公奏議纂註』一

二卷（舊北平圖書館藏マイクロフィルム 大字本7行×17字）⁽¹¹⁶⁾、至正一四年（1354）に、建安劉氏翠巖精舎が謝枋得の經進批點正本を入手して重刊した『注陸宣公奏議』一五卷（臺灣國家圖書館藏 小字本12行×23字）の三種が傳わる。翠巖精舎の牌記も、この書が、科擧の經史時務策の對策のために刊行されるのだと、言明している⁽¹¹⁷⁾。陸宣公は、農桑、學校、常平法、戸口、田野といった大元ウルスがとくに力を入れた分野の奏議を行った先驅者でもあった⁽¹¹⁸⁾。

『宋名臣奏議』は趙汝愚の『國朝諸臣奏議』一五〇卷を指す。曾て編まれた『國朝文鑑』の奏疏一五六篇では粗略に過ぎるとして、秘書少監であった趙汝愚が、秘府四庫所藏の史書を檢索して、建隆から靖康までの奏議を大きく「君道」、「帝繫」、「天道」、「百官」、「儒學」、「禮樂」、「賞刑」、「財賦」、「兵」、「方域」、「邊防」、「總議」の各門に分類、収録した。淳熙十三年に献上され、福建、四川等で刊行されたが、こんにち知られるのは、淳祐十年（1250）史季温が福建で刊行したテキストの版木を、大元時代に補修、再度刊行したものである。

朱子の「封事」、「書疏」、王安石、蘇軾の「萬言書」、「策略」、「策別」については、それぞれの文集から特にそれらを選んで讀めばよく、また、單行本として賣りだされてもいた。

『范文正公政府奏議』は元統二年、范仲淹の八世孫の文英が刊行した范氏家塾歲寒堂刊本二卷があり、少し前の天曆年間には『范文正公集』附録十四種（臺灣國家圖書館藏 天曆范氏歲寒堂刊本）⁽¹¹⁹⁾も刊行されている。「義莊」で知られる范仲淹は、大元ウルス治下、タングートおよび江南の文人、儒者によって、意圖的に特別な先賢として祭り上げられた。科擧再開のさいに、アユルバルワダが「千百人中より一人の范仲淹を得られれば充分だ」、と言ったと傳えられるほどに（『道園學古録』卷三四「送朱德嘉序」）。その動きは、既にクビライの至元二五年の時點で明白になっており、程端禮も決して無縁ではない。『范文正公政府奏議』、『范文正公集』附録十四種の出版も、祠堂の建設、義莊等一連の事業の産物で

ある（詳細は別稿において述べる）。

以上のような読書を経て、科擧の各科目に對應できる作文の基礎力、模範文がたたきこまれると、こんどは答案をじっさいに作成するためのトレーニングが開始される。程端禮は、眞徳秀の「應擧工程」の方法と、戴表元、謝枋得の學習法を組み合わせ採用した。かれは、三場の「經問＝經疑」「經義」「古賦」「制誥章表」「策」の順に、各科目毎に讀書九日作文一日のローテーションを組んだ。最初の六日間の朝は四書五經の傳注の復習、残りの三日間の朝は經書、楚辭、韓愈の文の復習である。昼食後は毎日試験の第一場すなわち「經問」「經義」の文章を読み、眞徳秀の工程にしたがって、「性理」「治道」「制度」「故事」の順に論を習得していく。夜は三場四類の分類にしたがって、關連の文章を抜粹、編輯、筆寫して批點を施す作業を行う。最終の十日目は一日中、模擬試験、夜は自分の書いた文章を壁に貼って他人の答案のつもりで、添削するのである。いかなる文體が適切なのか、じゅうぶんに體得できてきたら、徐々に讀書の日數を削り、かわりに作文の日數を増やしていく。ちなみに、この最後の「擧業」の課程において、程端禮の友人で平江書院の山長劉有慶⁽¹²⁰⁾などは、科擧對策として學生に平日からただ“監韻（＝「禮部韻略」）”のみを携えて入室させ、部屋に施錠して試験場の雰囲気慣れさせたという。

程端禮は、「經疑」、「經義」において、「大學或問」、「中庸或問」の文體をひたすら手本とすることを要求し、宋末のいわゆる“文妖經賊”、“末流輕淺虛衍”、“敷衍虛浮”の弊をを改めようとした。“原講證結を冒す”こと、これを彼は最も忌み危惧した。科擧再開の詔が指示するとおり、“格律に拘ぜず”、“胸中の學ぶ所を直寫する”こと、朱子の「貢擧私議法」に依據することを繰り返し主張した。というのも、科擧が再開されてからまもなく、すでに延祐七年の時點で、合格答案に、北宋末期の張庭堅の文體どころか南宋末期の體が復活しはじめ、試験官の中にも科擧再開當初の政府の意圖、期待を理解していない者がいるとの認識をもつ

たからである。同じ「科擧の詔」で“浮藻を矜まず、惟だ直述に務めよ”と述べられる「經史時務策」にも、同様の現象が見られた可能性は高い⁽¹²¹⁾。

程端禮の考えでは、科擧の文は、必ず其の意味、理屈が精深で、攷證が的確、ことばづかいが典雅でかつ當を得、敘述が明確でのびやかでなければならなかった。すなわち「古文」そのものでなければならなかった。科擧の合格答案は、回を追うごとにレベルが下がり、模範とするには足りないように思われた。先儒の策、奏等の名文、佳作に學ぶほうが、ずっと役にたつ、というのがかれの結論であった。では、同時代のほかの人々は、科擧の文はどうあるべきだと考えていたか、模範とする文體は誰のものであったか、その讀書指南を確認しておこう。

II. 「學範」ほか諸説

陳繹曾が「文說」において科擧の策のために推薦する書も、まずは、程端禮と同様、書坊刊行の「漢唐策」である。董仲舒の三策を體となし、賈誼の「治安策」を骨となして、それから蘇軾の「策略助波瀾」（これも程端禮に同じ）、白居易の諸策を参考にせよと言う。また、「文筌」「古文小譜五」〈一、文體〉において、「對」は“答問之詞。對策、對問。”と述べ、その源は、「左傳」、「家語」、「孟子」、「董仲舒」にあるといい、参考書として「文選」、「〔唐〕文粹」、「韓〔文〕」、「柳〔文〕」を挙げる。同様に「奏」については、「漢疏」、「文粹」、「陸宣公〔集〕」、「宋〔諸臣〕奏議」を、「彈」は、「文選」、「文粹」、「文劉」を、「表」は、「韓」、「陸宣公」、「蘇〔東坡〕」を、「狀」は、「韓」、「陸」を、「劄」は、「陸宣公」、「歐」、「蘇」を、「書」については「韓」、「柳」を参考書として挙げている。「文筌」「古文小譜五」〈二、文體〉においても、總集として「文選」、「古文苑」、「文苑〔英華〕」、「文鑑」を、別集では唐宋八家の各文集と「陸宣公文集」を挙げる。この選書は、ちょうど“昔者、漢唐七百餘年、惟だ董仲舒、韓退之のみ辨學正誼にして、先王遺烈に庶幾^もからん。而れども政理を尚論すれば、則ち賈太傅、陸宣公に如くは莫し。”⁽¹²²⁾とのべ

た新安の趙沅の見解に近い。

いっぽう、韓性の取る方法は、文章を読むならまず『孟子』の贈逸なる者二十餘章、『韓文』から四、五十篇、そして『蘇文』から三、四十篇、気に入った文を選び書き寫して、計百篇に編纂する。百篇以上欲張る必要はなく、ぎゃくに気に入ったものが少なく足りない場合には、無理に選ばず、全部読み終わってから、再度じっくり全集を読み返し、すぐれた文を選び取る作業を繰り返していく。そして、自分だけのアンソロジーができると、勉強の合間に何度も反復して読み、批點を施し、これらの文體をものにする。『讀史管見』を敵にみたとて、自説を展開する練習をする。『荀子』、『揚子』、『文中子』、『新序』、『說苑』、『雜家』、『管子』、『召覽』、『賈誼』、『淮南子』や、道家の『老子』、『莊子』、兵家の孫武、法家の『韓非子』等、精妙な論説を繰り広げる諸子百家の文章を博覽することも薦めている。

『學範』が『讀集』において列擧する總集のうち、『文選』、『唐文粹』、『宋文鑑』、『文章正宗』は、程端禮、陳繹曾ともに「古賦」「詔誥・章表」科の参考書として擧げ、『文苑英華』は、陳繹曾の特にお気に入りの書だった。『太平御覽』と同様一千卷にのぼる『文苑英華』を、陳繹曾、趙搗謙ともに読むべき書とするのだから、少なくとも官廳、學校などで閲覽できる状況に至っていたに違いない。陳師凱も『書蔡氏傳旁通』の「引用書目」にあげている。もっとも、延祐元年、科擧再開の詔に呼應して、趙文（字は儀可、號は青山）が『文苑英華纂要』（中國國家圖書館藏元刊本）甲乙丙丁四集計八四卷を刊行しているので、こちらの簡約版が流通した可能性もある⁽¹²³⁾。趙文は、東湖書院の山長、南雄路學教授等を歴任したが⁽¹²⁴⁾、“此の書に熟精し、文場寸晷の下に鏖戦し、能く朱衣の人（試験官を指す）を使って暗かに點頭せしめれば、則ち雁塔に題し、銅章を緝べるは、特だ芥を拾う耳。”とかなり露骨な薦め方をしている——いかにも、受験テクニックに長けた廬陵の出身で、曾て宋の太學生であったことを偲ばせる序文ではある。このような、謳い文句は、書坊

のみに資を負わせられるものでは決してない。ちなみに彼は、同年、『策準』なる科擧の参考書の序文もものしている——。なお、別集については、所謂「唐宋八大家」の文集を、程端禮、陳繹曾、趙搗謙のいずれも擧げていることが、特徴である。ただし、趙搗謙は、『點範第三』において、程端禮が『文宗正宗』中の韓愈の文七十篇に批抹を施した『程氏批點韓文』は、世間でひじょうによく使用され内容も精緻だが、繁雜に過ぎる嫌いがあるので、學生は死守する必要はなく適宜省略してもかまわない、と助言する。そして、蘇洵が批點を施した韓愈の全文集を強く薦めている。

趙搗謙が獨自に推薦する文集は、『學範』のリストから、韓性、程端禮、陳繹曾の言及する書を除外して残ったもの、と考えられる。總集では、『續文章正宗』、『文章軌範』、『崇古文訣』、『古文集成』が該當する。前の三者は、いずれも元刊本が現存し、さいごの『古文集成』⁽¹²⁵⁾は、『文章正宗』、『古文關鍵』、『崇古文訣』、『古文標準』等の批點を引用し、注釋に白話語彙が用いられていることで知られる（『四庫全書』の編纂官は、宋の王雱の撰とし、南宋理宗の頃に書肆が刊行したと推測する）。また、別集として黃庭堅を擧げるのも、趙搗謙ひとりである。いっぽうで、程端禮が推薦する『名公四六』、『四六寶苑』、包宏齋『宏辭總類』、汪藻、周必大、陸遊、劉克莊の文集等は採られていない。

なお、文評に関しては、趙搗謙は「作範上」において蘇洵『批點孟子』、陳騏『文則』、謝枋得『古文樣論』、李淦『文章精義』、潘昂霄『金石例』、明初の唐之淳『文斷』の書名を示し、「讀範」〈諸子〉において、『文心雕龍』を擧げている。

趙搗謙は、蘇洵、謝枋得の『批點孟子』を、“極めて人を使って作文の法を知り易くせしむ”と推奨する。韓愈および歐陽脩の文が『孟子』に學ぶ⁽¹²⁶⁾ことは、當時の常識であって、『韓文』を一生の文體の骨子と爲すからには、當然入門として、思想書としてのみならず、作文の教科書として『孟子』を讀むことが、要求されたのである⁽¹²⁷⁾。

いっぽう、謝枋得の『古文様論』については、これまで存在したことを知られていなかった。『壘山先生批點文章軌範』とは、おそらく別書である。なぜなら、先述したように、同じ『學範』の「讀範・讀集」で、『文章軌範』の書名を記しているからである。

『文章精義』は、岳陽郡教授の于欽止が、十八、九歳の頃、先生の李淦（あざなは性學）が講義の合間に、古今の文章を論ずるのを書き留めておいたノートを、四十年餘り経た至順三年（1332）に、おそらく蘇天爵の援助を得てはじめて刊行したものである⁽¹²⁸⁾。于欽止の後序によれば、『古今文章精義』は、全二〇八條からなる筈だが、現行のテキストでは百條に満たない。明人の葉盛が見たテキストでも、“僅かに百條”といい、すでに完本でなかった。ただ、このテキストには、宋玄僖の署名があって、「文章作法緒論，凡十一條」といい、さらに卷末に大元時代の文人たちの文章に對する論評が付されていたらしい⁽¹²⁹⁾。李淦は、程鉅夫がクビライの命を奉じ江南行臺から賢人を探しに赴いた至元二三年の時點では揚州の郡學で教鞭をとっており、そのごまもなく明道書院の山長、つづいて揚州儒學正に轉任した。サンガの失脚後、葉李を彈劾した結果、クビライによって大都に徵せられ、至元二九年、平江路の教授に任じられたことで知られる。こんにち残る至元三一年八月付けの「闕里孔廟祭器記」⁽¹³⁰⁾、元貞元年の「平江路儒學祭器記」⁽¹³¹⁾等は、この時期の撰文に係る。程鉅夫、于欽止等によれば、そのご國子助教となった⁽¹³²⁾。于欽止が聞いた講義は、おそらく揚州路でのものだろうが、國子監でも同様の授業が爲されたにちがいない。聞き書きだけあって、口語表現も交じっている。そこで取り上げられる人物およびその文章に對する論評は、趙搗謙等のそれと類似する。ちなみに、李淦も“星官、曆翁、浮屠、道士、百家の言に博通”していたという。

潘昂得の『金石例』のほうは、『文章精義』よりもわずかに遅く、元統二年（1334）、同知嘉定州事となった息子の潘詡によって、『河源志』とともに刊行された⁽¹³³⁾。至正五年（1345）には、前年饒州路の推官に

着任した詔が再び家刻本を出し、三年後の至正八年にも、校正を加えて重刊された。潘昂霄は、江南行臺の監察御史、都事、濟南、福建の肅政廉訪司僉事等を歴任、翰林侍講學士を以てそのキャリアを終えた文官で、延祐二年には、科擧の最終試験である廷試の讀卷官をつとめ、また京畿西道の奉使宣撫に任じられてさえいる。『金石例』は、「碑刻の黄金時代」に對應すべく作られたマニュアル本で、『翰墨全書』や『啓筭青錢』に類する書物である。卷一～五は、神道碑や墓誌銘、先塋碑、行狀、徳政碑等の具體的な規定、様式、文章の作法等を過去の著名な碑文の實例や『事祖廣記』、『家禮』、『三禮圖』といった文獻をもとに考證し、卷六～八は「韓文公銘誌括例」、卷九は先賢——韓愈、歐陽脩、蘇軾、朱子等の文章の書き方についての言語、『文章正宗』、『古文關鍵』、『崇古文訣』等の抜粹を集めた「先正格言」、卷十は、翰林國史院での實務經驗をもとに著した「史院纂修凡例」二十七條が収録されており、當時の漢文ヴァージョンの『實録』（『元史』『本紀』の原資料）の記録、記事の採り方の基準を知り得る重要な資料となっている。『文章精義』と同様、中央の文官の執筆になる文法書であり、韓愈の文への強い傾倒ぶりも共通する。

『學範』がこの二書を取りあげているところに、中央の正統な文の作風を取り入れるために、模範書、必讀書として即座に學んでいこうとする江南文人の姿勢が強烈にうかがえる。

そして、趙搗謙のみならず潘昂霄もしばしば引用する『文心雕龍』は、至正十五年（1355）、嘉興路から大字本が出た。嘉興路總管に着任した劉貞（あざなは庭幹）が、父の節齋先生劉克誠の収集した抄本のいくつかを、至正十四年から十五年にかけて、四方の士が享受できるように路學、郡學から10行×20字の統一規格で刊行させた内の一種である。抄本の刊本化、善本の複製は、この大元時代の出版システムの中で急速に進められたことであった。ちなみに、この劉貞、じつは嘉興路への赴任前の至正十一年、江南行臺都事であった時にも、金陵すなわち集慶路學から陳騫の『文則』を刊行していた⁽¹³⁴⁾。程端禮等の教則マニュアルに呼

應し、各路の總管や肅政廉訪司、儒學提舉司を中心に、官費で出版事業が推進されたことについて、既に多くの例をあげてきたが、何の書を出版するのか、いかなる規格で出版するのか、といったことは、この劉貞の例をはじめ、赴任してきた官僚たちの嗜好に左右されることが多く(たとえば、進士出身者は、程端禮等の推薦する科擧受験の必讀書の刊行にとくに熱心であった)、またその地で入手できる紙、木、交通事情等も影響した⁽¹³⁵⁾。

大元時代末期から明初に活動した浙東會稽の人唐之淳の『文斷』は、中國國家圖書館所蔵の明天順刊本および成化刊本のほか、成化十六年(1480)に唐珣によって福州府から刊行されたテキストをもとに、嘉靖三一年／明宗七年(1552)、姜昱が刊行した朝鮮版が、韓國奎章閣に蔵される。また、丁丙の舊蔵書には、宋濂の『文原』と綴じ合わせた景泰四年(1453)以降の抄本があった⁽¹³⁶⁾。唐珣の時代には、撰者が誰なのか分からなくなっていたようだが、“『文筌』、『文則』と參看すれば、古文の能事盡くせり”と認められており、同様に朝鮮でも、刊行をとりもった尹春年が、“文を學ぶの方法を論ずるは、『文筌』、『文斷』より詳しきは莫し”との認識を示している。この書は、はじめに「總論作文法」、
「雜評諸家文」を置き、諸經、諸子、諸史の文、唐文人、韓、柳、韓柳、宋文人、歐、曾、王、三蘇、韓柳歐曾蘇王六家の文の項目のもとに、さまざまな文獻——「援引諸書」としてリストが収録されている——から関連の文評を抜粋して並べるといふ構成である。「凡例」によれば、大部分を『文話』、『文章精義』、『修辭鑑衡』、『金石例』、『文筌』、『文則』等の書に依據、そのほかにも『黃氏日抄』、『困學紀聞』、『妙絶古今』、『文章正宗』、『謝疊山文』等、程端禮の推薦書が使用されており、『學範』と同様やはり大元時代の産物といってよいだろう。そもそも趙搗謙と唐之淳は同じ人脈の中に在った。

ついでに大元時代末期から明初にかけて、四明の文壇で手本とされた同時代の文章は、『國朝文類』、そして虞集、黃潛、揭傒斯、陳旅、趙孟頫の文集であったことも、特筆しておきたい。葉盛の見た『古今文章精

義』の末尾に附された大元時代の評文、『至正直記』卷一「國朝文典」でとりあげられている同時代の文集のリストに比すれば、趙復、姚燧、元明善、馬祖常といった古文の盛行を仕掛けた華北の文人たちの文集がまったく取り上げられておらず（いずれの文集も江南で國家出版されたにもかかわらず）、些か偏狭な選書に見えるが。それでも、少なくとも選ばれた文集は、カアンの寵愛を受けた趙孟頫、虞集、掲傒斯をはじめ、モンゴル朝廷において要職を得たひとびとの著述なのであった。江南の片隅では知りえない知識に満ち満ちた著述なのであった。趙孟頫の文集は、現行の元刊本では、姻戚であった呉興の沈夢麟の華溪義塾から後至元五年に刊行されたテキストしか知られず、序跋も、戴表元と湖州路の推官何貞立のものしか付されていない。虞集や黄潛の文集のように國家出版された形蹟もなく、複数のテキストが刊行されたわけでもないが⁽¹³⁷⁾、少なくとも四明一帯では、よく讀まれていたのである。

また、虞集には、『虞邵庵批點文選心訣』なるアンソロジーもあって、韓愈、柳宗元、歐陽脩、曾鞏、蘇洵、蘇軾、蘇轍の序と記を選び、全體、各段、各節に分けて分析、解説する。趙搗謙が“虞邵庵に『韓柳歐蘇曾王文選批點畫截』有り、最も法度と爲る”というその書である。現行のテキストでは、王安石の文が故意に削除されていること、虞集の時代にすでに唐宋八家の文集が編まれていたことが、ここから明らかである。大元時代に王安石が文の大家として認められていたことは、韓、程、陳三氏の所説および『學範』だけでなく、『吳文正公集』卷一二「臨川王文公集序」、卷一四「別趙子昂序」、卷一五「送虞叔常北上序」、『安雅堂集』「林泉生序」、『吳禮部文集』卷十一「答傅子建書」等によっても知れる。『臨川王文公集』は、宋の靖康以降、政和年間の官刻本が散佚、坊刻本も完善的なテキストがなく、また王安石その人を卑しむ風潮によって行われなくなっていた。その零落を遺憾として、危素が、諸本を捜し求めて増訂したテキストの刊行を圖り、鉅儒呉澄もそれに賛同した。もっとも、王安石の再評價は、危素以前にも既に始まっており⁽¹³⁸⁾、大元

ウルス治下の臨川、金陵、麻沙、浙西等数箇所で文集が刊行されていた⁽¹³⁹⁾。そして危素の友人で、四明天台の朱右も、『韓昌黎文』三卷六一篇、『柳河東文』二卷四三篇、『歐陽子文』二卷五五篇、『曾南豐文』三卷六四篇、『王荊公文』三卷四〇篇、『三蘇文』三卷五七篇からなる『新編六先生文集（唐宋六先生文集）』十六巻を編纂したのであった⁽¹⁴⁰⁾。かれの文學觀、模範とすべき文章の系譜は『白雲彙』卷三「文統」にコンパクトに纏められているが、それはやはり陳繹曾、李淦、潘昂霄等の諸説と一致する。朱右の文集『白雲稿』には、楊翮、劉仁本、李孝光、宋濂等江南の著名な文人たちが序文を寄せており、かれらは朱右を「古文家」のひとりとして認めていた。ふりかえれば、『文斷』においても、「評韓柳歐蘇曾王六家文」の項目が立てられていた。「唐宋八大家」を宗とする古文運動は、唐順之や茅坤を待たずとも、大元時代末期には既に確立していたのである。

以上、『分年日程』、『文説』、『學範』等の擧げる書を手掛かりに、四明を中心とする文人たちの讀書範圍、どのような文體、作風の文章が尊ばれたのか、それが同時代にあって特異な例でないかどうかを確認してきた。しかし、彼らの採用する書が受験参考書の全てでなく、またあくまでひとつのモデルに過ぎないことは、いうまでもない。じっさいの受験者がいかなる書籍を使用して勉強していたか、いかなる本が編集、出版されていたか、理想と現實のズレ、を確認しておく必要があるだろう。程端禮は“學業の爲に資するのみ”の『百段錦』や『源流至論』に頼ることを戒め、科擧の合格答案もけなしたが、現實には、書坊の刊行した合格答案集にしっかり目を通していた（たとえば、『分年日程』卷二に、“端禮嘗疑方今取中經義，格用冒原講證結，似宋末第二篇義樣，書坊又刊，以爲定式。”といひ、また“今日鄉試經義，欲如初擧方希願禮記義者，不可得矣”とあるが、これは次節にて紹介する『新刊類編歷擧三場文選禮記義』戊集卷一「禮記義第一科・延祐甲寅鄉試／延祐乙卯會試」《江浙鄉試》収載の第二名方希願（饒州浮梁人）の答案を指す）。また、すぐあしもとの四明は定海縣の儒學自體が即

物的な看板文句を掲げる『三場足用』を購入してもいたのだから。

三. 現実の「対策」——模範答案に学ぶ——

(1) 「三場文選」

延祐元年の郷試、および翌年春の大都での會試、御試が終わると早速、カアの命によって國子監に趙孟頫筆の「進士題名碑」⁽¹⁴¹⁾が立てられ、『廷試（進士題名）録』が刊行された。大元ウルスは、常にその事業、事績を碑石に刻むこと、版木に刻むことの二本立てで、記録、記念しようとした。合格者の中には、『廷試録』や「題名碑」の拓本だけでは飽き足らず、カアの策題と第二位で及第した自分の答案の謄寫を讀卷官をつとめた趙孟頫に依頼し、趙世延等にも識語を寄せて貰って家寶とした楊宗瑞のような人もいる⁽¹⁴²⁾。一〇二年後、明の楊士奇は、曾祖父の楊景行がまさにこの記念すべき延祐二年の進士であったので、自らの根脚を確認する意味もあって、延祐二年の「題名碑」の拓本に、前山東按察使の郭儼より入手した同年の『廷試録』一冊の情報と関連文献を合體させた資料集を作った。『廷試録』には、左右榜五六人それぞれの應試の家状、初授官、「対策」答案が四巻に分けて収録されていたという⁽¹⁴³⁾。この書はデータの出處を考えるならば、モンゴル朝廷の承認のもとに刊行されたと見てよい⁽¹⁴⁴⁾。

楊士奇は、『延祐初科會試程文』十卷（存三卷）も見ていた⁽¹⁴⁵⁾。この書の存在については、延祐元年、江浙行省での郷試に合格したものの、病氣のため二年の會試受験を斷念せざるを得なかった新安の名儒陳櫟が、書坊の刊行した『會試程文』を目視したことを證言している。しかも、この『會試程文』、科擧に関する聖旨および條畫をも刻していたといい、かれはそこに記された條畫を見て、病氣や遅刻で受験できなかった者への優遇措置が爲されることを知ったのだった⁽¹⁴⁶⁾。

郷試についても、『至正直記』卷一「國朝文典」が『江浙延祐首科程

文』の存在を記録するほか、『延祐甲寅科目江西郷試録』（中国國家圖書館藏）と題する抄本⁽¹⁴⁷⁾が今日のこっており、全ての試験において程文集が出版されたことがわかる。郷試題名碑も各地で立てられた。

そのごも、科擧が行われるたびに程文集が刊行され「題名碑」が立てられた。『元統元年進士題名録』（中国國家圖書館藏 影元抄本）は、當時の『廷試題名録』の姿を伝える貴重な資料である。巻頭に「モンゴル・色目人」、「漢人・南人」それぞれ成績順に、受験の際に提出させた家状⁽¹⁴⁸⁾と、郷試會試の成績および合格後授けた官職を載せる「題名」を置き、次にかれらの答案を並べる。まさに、楊士奇が見た『廷試録』の形式と同じである。「進士題名碑」についても、のちの覆刻ではあるが、至正十一年のものが、北京の國子監にあり、當時の姿をしをばせる。

官廳の刊行したテキスト（場合によっては、書坊に委託した可能性もある）以外にも、自身、郷試の合格者であった慈湖書院の山長徐勉之⁽¹⁴⁹⁾が、延祐から至順年間の科擧三場における若干名の「經義」「古賦」「詔誥・章表」「策」の程文を集めて数巻に編集したように⁽¹⁵⁰⁾、また呉澄の知人李縉翁⁽¹⁵¹⁾が『三場文範』⁽¹⁵²⁾を編んだように、過去問とその合格答案を選び編集しなおしたテキストも續々と現れた。科擧は元統三年の郷試のあといったん中斷するが、後至元六年三月に復活の詔が出されると、矢繼ぎ早に『至正辛巳復科經文』⁽¹⁵³⁾、巻頭に至正辛巳（元年）の序文を持つ、策の答案ばかりを集めた『策選』⁽¹⁵⁴⁾などが刊行された。

『新刊類編歷擧三場文選』（静嘉堂文庫藏 元刊本、以下『類編歷擧』と略す）、『皇元大科三場文選』（内閣文庫藏 元刊本、以下『皇元大科』と略す）もそうした答案集である⁽¹⁵⁵⁾。

『類編歷擧』は、甲集：經疑、乙集：易義、丙集：書義、丁集：詩義、戊集：禮記義、己集：春秋義、庚集：古賦、辛集：詔誥章表、壬集：對策、癸集：御試策の十集からなる。また、巻頭の「綱目」によれば、各集は「詔誥章表」が延祐元年、四年、至治三年の郷試の三科三巻、「御試策」が元統元年までの七科五巻とされる以外は、基本的に第一科：延

祐元年郷試・二年會試、第二科延祐四年郷試・五年會試、第三科：延祐七年郷試・至治元年會試、第四科：至治三年郷試、泰定元年會試、第五科：泰定三年郷試・四年會試、第六科：天曆二年郷試・三年／至順元年會試、第七科：至順三年郷試・四年／元統元年會試、第八科元統三年／後至元元年郷試の計八科目八巻で構成される。ただし、現行の「經疑」「春秋義」は、七科七巻で第八巻を抜き、「章表」延祐四年江浙郷試以下も缺けている。「春秋義」の缺落は、現行のテキストがたんに一冊紛失しただけのことだが、「經疑」「章表」の缺落は、各集最初に置かれる「目錄」においても、あとから版本が削られているので、現行本が初版ではなく、重刊する際に本文の版本が缺落していたことを示している。「御試策」は「綱目」と異なり、延祐二年、泰定元年、四年、至順元年、至順四年／元統元年の五科五巻で二科不足している。

そのうち「經疑」については、庚子小字（世宗二年／1420）の朝鮮版が誠庵文庫にあり、「古賦」については、大英圖書館、蓬左文庫等に庚子字覆刻の景泰五年（1454）八月密陽府開刊本⁽¹⁵⁶⁾が、「對策」については、太宗三年（1403）の癸未小字による銅活字版があるほか⁽¹⁵⁷⁾、大英圖書館⁽¹⁵⁸⁾、内閣文庫等に朝鮮版が藏され、それぞれ單獨のかたちで傳來する⁽¹⁵⁹⁾。ただし、庚子字本の「古賦」、「對策」の板框は、11行×12字のほぼ同寸、もとは十集セットの形で刊行された可能性もある。「御試策」については、中國國家圖書館に13行×17字の活字本⁽¹⁶⁰⁾、高麗大學校晩松金完燮文庫に14行×16字の乙亥（1455）小字の朝鮮活字本がある。大英圖書館本の【對策】の紙背には、嘉靖二七年（1548）の高靈縣、盈德縣、彥陽縣、河東縣等の公文書（中には府尹の姜某の花押入りの公文書、觀察使へ充てた行縣監崔某の花押、官印入りの呈文等もある）が相當數見え、少なくともこの時期まで、本書が必要とされ且つ印刷されていたことを示している。また、日本の資料では、嘉靖一八年（1539）に朝貢使節の副使として明に赴いた臨濟宗夢窓派の僧侶策彦周良が、八月十六日に范蔡園より『三場文選』三冊を贈られたこと、林羅山が慶長九年（1604）

前後に閲覧したことがわかっている。明の『晁氏寶文堂書目』上に録されるほか、蔣冕も、大元時代から、明洪武年間の湖廣の全州出身の科舉合格者を調べたさいに、大元時代の全十六科の科舉のうち前の八科を収める『三場文選』を使用した。まさに現行のテキストと同じものだろう。彼は延祐元年に湖廣教試を第十六位で通過した竇衡翁を紹介し、“其の試する所の經義は、有司が刻梓し以て傳えた”と述べる⁽¹⁶¹⁾。

さて、各集の「目録」とじっさいの収録答案との比較⁽¹⁶²⁾、朝鮮版との比較⁽¹⁶³⁾、『御試策』巻五と『元統進士題名録』との比較⁽¹⁶⁴⁾、序文、封面、牌記⁽¹⁶⁵⁾、時代状況等から、次のような経過が考えられる。

①安成の劉貞（あざなは仁初）、劉舜（あざなは天章）、劉霖（あざなは雲章）⁽¹⁶⁶⁾等が友人とともに歴代の答案集から秀逸なものを選抜、編集した（『御試策』が朝廷發行の『廷試録』にもとづくことはもとより、郷試の答案についても考官の批評文が刻されているものがあり、もとのデータは、各官廳發行の程文集に依據する可能性が高いだろう）。その原稿を虞氏務本堂が元統三年より刊行しはじめた。収録内容に照らして目録が作成された（この段階で目録中の誤字、脱落が発生）。ちょうどこの年、科舉が廢止されたが、いったん癸集まで刊行されていた可能性もあり、版木がこののち倉庫で部分的に紛失したとも考えられる。②「科舉復活の詔」によって至正元年に刊行。紛失分、破損分の調整、補刻も行われた（なお、癸集『御試策』のみ「至正元年新集」として、劉貞等編集者の名も、書肆の名も記さない。延祐五年、至治元年の廷試の答案を収録しないこと、「目録」には載っている泰定元年の捌刺（バラク）の答案が、版木の段階から完全に削除されていること等からすれば、あるいは、トゴン・テムル政權下の「事情」を考慮した、もしくは朝廷の指示に従ったものとも考えられる）。③至正三年三月六日以降に、「聖朝科舉進士程式」等に部分的補刻⁽¹⁶⁷⁾を施す。④建安、杭州の余氏勤徳書堂でも刊行。共同出版もしくは版木の移動による覆刻、重刊および補刻（明代まで下る可能性がある）。

まず虞氏務本堂が十集全部を刊行したこと、それは間違いない。「古

賦」と「對策」を出版した余氏勤徳書堂が虞氏より果たして正式に覆刻、重刊を認められていたかどうかは、定かでないが、朝鮮において「古賦」と「對策」のテキストのみ複製残っているのと同様、中國本土でも全冊セットで賣るのみならずバラ賣りもされたのだろう。いずれにしても、當時現行のテキストを購入した者は、おそらく一括購入したのではなく、順次揃えていったと思われる。そもそも科擧は三年毎に行われるのだから、問題、答案のデータはどんどん蓄積され、そのたびに追加で出版していく必要があり終わりはない。受験生の側からしても少なくとも合格するまで買い続けねばならない。「山堂考索」や「事林廣記」といった類書、「元典章」の『新集至治條例』⁽¹⁶⁸⁾の刊行や買い方と同じことである。この時代、讀者のほうも、自分で装丁しなおす技術はもっていた。

そして、劉貞等と同じ安成の周専の『皇元大科』は、まさしく『類編歷擧』の續編として、ちょうど三年後の至正四年（1344）に編輯、刊行されたのであった。14行×24字黒口左右雙邊の書式も踏襲して。「易義」「書義」「詩義」「禮記義」「春秋義」「易疑」「書疑」「詩疑」「禮記疑」「春秋疑」「四書疑」「詔誥」「表」「古賦」「策」「廷試策」と、「經疑」が四書一道、五經一道に變更になったのに對應して、より細かく分類し、『類編歷擧』が江浙、江西、湖廣の順に並べるのに對し、江西、江浙、湖廣の順に配列するという違いはあったが、むしろ、編者の出身を考えれば、本來の原稿はいずれも『皇元大科』の配列になっていたのを、務本堂が初刻、改訂覆刻版のいずれかの段階で江浙行省の受験生にあわせてならべかえた可能性が高いだろう。

以上を裏付けるのが、中國國家圖書館に藏される一連の『三場文選』である⁽¹⁶⁹⁾。

- A『新刊類編歷擧三場文選詩義』八卷（存二～四卷）
- B『新刊類編歷擧三場文選春秋義』八卷
- C『新刊類編歷擧三場文選古賦』八卷（存一～六卷）『詔誥章表』（存三卷）

D【皇元大科三場文選四書疑】一卷【周易疑】一卷【易義】二卷【書疑】一卷【書義】一卷

E【新編詔語章表事文擬題】五卷（存四、五卷）【皇元大科三場文選】二卷【新編詔語章表事實】四卷

【類編歷舉】が十集揃いで伝わったのは、現在静嘉堂文庫本のみで、そのほかはいずれも各集の端本であり⁽¹⁷⁰⁾、それどころかDのように【皇元大科】の「易疑」「易義」の間に【類編歷舉】の「易義」を綴じ込んだものである⁽¹⁷¹⁾。この【類編歷舉】「易義」は、第十一科丁亥（至正七年／1347）の郷試を収録する。つまり、静嘉堂文庫本の【類編歷舉】の第八科のあと、少なくとも至正元年、四年、七年の三科を増補したテキストが存在した。しかも【皇元大科】と體裁をそろえるために、本来存在した「乙集」の二字および編輯者の名を削り取ってさえいる。あきらかに書肆の細工である——錢大昕は、かれの【元進士考】をみるかぎり、至正十三年まで収めたテキストを確實に見ている。さらに大元時代の古賦を集めた「青雲梯」（宛委別藏）所収【善本書室藏書志】卷三九にいう【至治之音】の卷上の最初から【王會圖賦】までは、【類編歷舉】「古賦」から順次ピックアップしていったものといってよく、至正元年以降についても同様の程文集があったことが予想される——。また、ぎゃくにEのように、【新編詔語章表事文擬題】五卷と【新編詔語章表事實】四卷で【皇元大科】「詔語章表」を間に挟み込んだものもある（【新編詔語章表事文擬題】五卷【新編詔語章表事實】四卷は、内閣文庫にも一セットあるが、間に【皇元大科】は挟み込んでいない）。單獨で賣られた【皇元大科】、二種の【新編詔語章表】は、いずれも至正四年の刊行、書式も14～13行×24字、黒口左右雙邊の統一規格、それぞれ板框（16.1×10.4cm）、（16.6×10.4cm）であり、はじめから科目別に関連の書を組み合わせる方式が想定されていたことが見てとれるだろう。【類編歷舉】も（16.0×10.3cm）である。規格を統一しておきさえすれば、續編をどんどん追加出版していけるだけでなく、さまざまなパターンの組み合わせにし

て賣ることもできる。

二種の『新編詔誥章表』⁽¹⁷²⁾は、金川の郭明如が編輯した『新編詔誥章表機要』四卷(南京圖書館藏)の麻沙書坊本を安成の劉瑾⁽¹⁷³⁾が増廣したもので、序文を寄せた周南瑞も同じ安成の人、劉將孫、吳澄等との交流⁽¹⁷⁴⁾、『天下同文集』、『風雅通志』⁽¹⁷⁵⁾の編輯などで知られる。つまり『歴學類編』、『新編詔誥章表』、『皇元大科』と全て安成の名族劉、周の二氏が関わったわけである。

なお、あえてつけくわえるならば、『三場文選』という科擧資料の價値は、單純作業で作成できる合格者、試験官のリスト、卷頭に纏まって載る「科試程式」のみにあるのではない。むしろ出題と答案そのものにある。それは、大元時代の「正統な」經學資料であり、「正統な」文學觀の資料であり、政治社會狀況の史料でもある。出題文は、當時いかなることが重要視、問題視されていたのかを、試験官のほどこした批點、じっさいの答案と順位は、この時代、何が好しとされたのかをはっきりと示してくれる。こんご、それを詳細に分析し、同時代のほかの資料と比較検討していくことが、必要だろう。そして、その結果が、宋、金から明代の流れの中で、どう位置づけられるのか。

ここでは、じっさいに『三場文選』に収められた「時務策」を見てみよう。「禮樂」(第一科江西)、「冗官・銓選・殿最・法律」(第一科湖廣)、「農桑・學校」(第一科會試)、「治道」十事(第二科江浙)、「用眞儒・考殿最・息訴訟・刑罰・弭盜・勸農」(第四科江西)、「吏治八刑」(第五科江浙)、「水利」(第五科會試)、「兩右公田・兩浙塩利」(第六科江浙)、「備旱災・救荒歉」(第六科江西)、「風俗學教」(第六科湖廣)、「錢楮之法」(第六科會試)、「吏治」(第七科江浙)、「鹽課・茶課」(第七科江西)、「古之治道・今之時務」(第八科江浙)、「時務六事」(第八科江西)、「雇役」(第九科)などの分野が出題されている。

とくに、泰定四年(1327)の會試では、畿輔東南河間の諸郡の水害と關陝河南の灌溉への對處、天曆二年(1329)の江西鄉試の問題では、「今

夏亢陽、徂秋雨ふらず、數月江淮の南北、赤地數千里、米價翔貴し、飢饉の憂此れ於り兆す矣。朝廷義倉を設くと雖も、有司漫として文を爲し具するに緩急倚る可からざる也”云々と、じつにタイムリーに具体的な對處案を求める。この状況は、全土に亘って天災續きだったモンゴル時代後半のありさま、そして政府の「救荒」への苦慮をも正直に傳えている。それは、泰定二年十二月、中書右丞の趙簡の上奏によって、宋の董煟の『救荒活民書』を州縣に頒行したこと⁽¹⁷⁶⁾、至順元年（1330）、桂陽路總管兼管内勸農事のオルジェイトウ（高麗出身）が儒學教授の張光大に編纂させた『救荒活民類要』三卷（中國國家圖書館藏 明覆刻本）の刊行とも對應する動きである⁽¹⁷⁷⁾。

天曆二年の會試では、「錢楮の法」が問われた。第六位で合格した江浙福州の人林泉生は、

國初、専ら楮幣を用い亦た一時の宜を量るのみ。至大の間、朝廷は歴代の法を斟酌し、錢楮を俾て交用せしむるは、意甚だ善きなり。然れども之を行するに未だ久しからずして、物價の躑貴して之を廢する者は、錢を用いるの過に非ず、銀鈔の直の大だ高く、當十の錢大だ重きの故を以てすれば也。

という。アユルバルワダ、シディバラ時代には、カイシャン政權發令の至大銀鈔、銅錢の詔は否定されていた⁽¹⁷⁸⁾。このような答案を科擧において書き得たのは、このときカイシャンの子、トク・テムルがカアンとなっていたからにちがいない。逆に受験生は時勢を敏感に察知していたことになる。同じ問題に對して第二二位の劉聞は、

伊れ輕重の宜を權らんと欲すれば、錢の二百文を以て中統の一貫に准じ、積錢の一千文は至元の一貫に當てるに若くは莫し。今民間日用の小なる者は、錢を以て用と爲すを得、而して公私の出の内、至元一貫自り以上は、則ち鈔を以て行ふ。此くの如くすれば則ち貿易の價自ずから平らかにして、遠近の用、各滯らず。錢の用、寢廣すれば則ち鈔至元五百文而下、漸に造を停め、その工費を損じて以て

鑄錢の資を増やすも可也。

云々と具体的な数字をあげて論じる。劉聞は、江西吉安安福州の人、おそらく『類編歴學』の安成の劉氏に連なる。ちなみに、このあと、劉聞等が受験した御試策の試験官のひとり、やはり江西出身の虞集であった(179)。

同様に、至順三年の江西郷試において、首席合格を果たした陳植は、至元の初年、鹽價は每引、銀七兩、鈔に於いては纔に十四貫のみ。後に累増して五十貫と爲り、百五十貫と爲る。至治の間に又六の一を増す。江淮の鹽、歲辨九十餘萬引、福建の辨八萬餘引。廣東、海北も亦た福建の數を下らず。此れ鹽課の愈増して愈多き也。至元の初め、江南の茶課は纔に千餘錠、後に累増して八千錠と爲り又二萬四千錠、並びに四千錠を門辨して二萬八千錠。又増して十八萬錠と爲る。後に又、戸部尚書を遣りて江西行中書と講究し、又増して三十萬餘錠に至る。此れ茶課の愈増して愈多き也。

と述べ、受験生たちが物價の變動を把握していたことをうかがわせる。陳植も吉州の人である。『三場文選』の答案を見るかぎり具体的な数字を挙げたがる傾向が、江西の受験生にはある。かれらは、一體どこからデータを得ていたのか。

さいごにもうひとつ、とりあげておきたい。

策場は、將に通濟の才を觀んと欲す。諸て腐を作す者は故紙を掇拾し、俗なる者は目に掛けるに堪えず。豈に科を設ける本意ならん乎。讀卷將に盡きんとするに、此の篇を得たり。古學に通じて迂せず。時務に達して激せず。磊磊として條陳し、綴るに遺憾無し・・・
以下の條の時務、指掌の如し。豈に場屋の文に臨みて捏合する者ならんや。

これらの批は、延祐元年湖廣郷試で首席に輝いた歐陽玄の答案に附せられたものである。出題は、「冗官の未だ汰されず、銓選の未だ精ならず、殿最の未だ明らかならず、法律の未だ定まらず」という方今の四つ

の急務についてであった。問題文および答案は、『圭齋文集』巻一二にも収録されているので、紹介しないが、歐陽玄は、この四つが失敗におわった原因をひとつひとつ説きあかし、對處法を述べる。大徳年間以降の朝廷の状況を熟知していなければ、書けない答案である。科擧受験以前から、盧摯や、虞集、江東憲使の蒙古公孫澤等の知遇を得ていたことも大きいだろう⁽¹⁸⁰⁾。というも、次のような話があるからである。

元統三年、蘇天爵が大都で開催された郷試の試験官を務めた時、「古今の曆法」を出題した。數多の試験答案の中に、故事を詳細に援引するだけでなく、「クビライの至元年間に授時曆を作成した時、某官は云々」という話まで言及する者があった。蘇天爵は、「これはきっと文獻の故家の出身で、父兄の訓えを習い聞いた者にちがいない」として、首席合格させた。蓋を開けてみれば、それがじつは、かれの編纂した『國朝名臣事略』にも載る商挺の孫、商企翁の答案であったので、衆人皆驚異したという⁽¹⁸¹⁾。

モンゴル朝廷の諸制度、有職故實について詳しいこと、これが何より重視された。しかし、名家の出身でもなく、官僚とのつきあいもコネもない受験生は、何によってそれを學べばよいのだろうか。

(2) 『太平金鏡策』附『答策秘訣』

至正九年(1349)、建安の劉氏日新堂の店主錦文(あざなは叔簡)⁽¹⁸²⁾は、『答策秘訣』十二條を刊行した。もとの編者は不明とされるが、至正二年江西郷試を第二位で通過した撫州路洛安の録事司の人、曾堅(あざなは子伯)⁽¹⁸³⁾の關與を匂わせる。曾堅は、結局至正十四年まで進士の第には登れず、本書を著したときは、浪人中だったことになる。そのご國子助教、翰林修撰、江西行省員外郎等を歴任し、明朝廷でも禮部員外郎の職に就いたが、洪武帝の機嫌を損ねて處刑された⁽¹⁸⁴⁾。

この『答策秘訣』なる小冊子は、まず大きく「治道」「聖學」「制度」「性學」「取材」「人才」「文章」「形勢」「災異」「諫議」「經疑」「曆象」に

分かち、さらに細かい綱目に分けて答案の書き方のコツを指南する。

たとえば、「制度」ならば、「器用」「儀衛」「兵制」「車服」「宮室」「官制」「祭祀」「禮儀」「禮樂」「田制」「役法」「井田」「園田」「水利」「學校」「五學制度」「古今廢興」「釋奠之儀」「教養之法」等の設問が有り得ることをいい、

大凡「制度」は、有司の問う所、必ず多く故事を引援し、反覆して疑を設け、最も辨析し難し。然而ども制度も亦た數端に過ぎず。車服宮室の如く、學校の如く、器用、儀衛の如く、田制、兵制の如く、官制、祭祀、禮儀の如きは、前輩皆定論有り。妄りに自ら説を立てず、問う所如何を看て、先ず一説を立て、包括は却って畧し、題中に問う所の疑事を参考と爲し、各類を以て分けて三兩段と作し渠と爲す。問う所を辨析し、是れ常説なれば則ち將來して已事を作り、便ち必ずしも深辨せず、却って總括する所の主意を繳歸すれば、之を荒疏に失せざるに庶からん。且つ如し車服、器用、儀衛に答うるならば、只是れ古人の法制を立つるのみにして、皆、尊卑大小の分有り、而して是に居し是に至るを得、必ず是の徳有り而して後に元辰に應ず可し、と。鹵簿策に答うるならば、首に古人の設けて儀衛を爲し、名分を正す所以を説き、後面は却って問う所を辨析すれば、姚子林に體を得と謂う可し・・・。

といったように、「もし斯く斯く然々の問題が出題されたら、斯く斯く然々のように答えれば、間違いない」として、各設問に対する對處法、無難な答案の作成を指示する。出題者、採點官に迎合するかなり露骨なものである。

劉錦文は、この『答策秘訣』を、祝堯の『策學提綱』、趙天麟の『太平金鏡策』の卷頭に附して賣り出した。ついでに「涂士昭の編輯せる『策訣』も此れに續けて乗行す」と近刊書の宣傳も行った。涂士昭の『策訣』もまた、完成後は、既刊書の卷頭に綴じ合わせられるよう同一規格の紙に印刷して單行本として賣り出されたのだろう。のみならず、じっさい

『策學提綱』、『太平金鏡策』（中國國家圖書館、旅順博物館藏）、朱禮の『漢唐事箋對策機要』前集十二卷後集八卷（中國國家圖書館藏 至正六年刊本）等、日新堂が刊行するほかの對策集とも組み合わせられて賣られたことだろう。“涂士昭”は、涂潛生（あざなは自昭）の誤りではないかと思われるが、もしそうであるならば、撫州路宜黄の出身で、元統三年、至正元年の江西郷試に及第した人物である⁽¹⁸⁵⁾。彼は『易義矜式』、『易主意』、『周易經疑』（宛委別藏 収 至正九年刊）、『四書斷疑』などの學業書を著しており、『策訣』を編輯していてもおかしくはない。そもそも、『策學提綱』の著者である祝堯じたい、延祐五年會試に第七位で及第した⁽¹⁸⁶⁾人物で、『大易演義』、『四書明辨』、『古賦辨體』といった學業書を編んでいるのである。『對策機要』の朱禮にしても江西郷試の第四位⁽¹⁸⁷⁾、至正八年日新堂から刊行された『書義主意』附『羣英書義』（14行×24字）の著者王充耘も、至順三年江西郷試第二位、元統元年の會試第四位、御試第二甲五位⁽¹⁸⁸⁾の好成績をおさめている。王充耘には、『書義主意』と同じ14行×24字の『書義矜式』（舊北平圖書館マイクロフィルム 元刊本）もある。先述の『新編詔誥章表事文擬題』『新編詔誥章表事實』の編者、劉瑾が著した『詩集傳通釋』二〇卷（前田尊經閣藏 至正十二年建安劉氏日新書堂刊本）、虞集の友人謝升孫の『詩義斷法』五卷もこの書肆から刊行されている。江西臨川は、もとより多士を號し、呉澄、虞集を出しただけでなく、科擧においても曾堅、朱禮、孔元用をはじめ郷貢進士を輩出した地であった⁽¹⁸⁹⁾。

劉氏日新堂は、トゴン・テムルの時代に、科擧関連の書を多数出版した書肆として知られるが、徽州の文人たちのみならず⁽¹⁹⁰⁾、江西の受験生、進士とも深いつながりをもっていたわけである（これらの進士たちの著した學業書の科目、すなわち得意科目が、じっさい『三場文選』に答案の採用された科目と合致することも、當然ではあるが、興味深い）。しかし、同時に、同じ建安の刊行物であり、進士、文官の著述であっても、徽州の學者の著作とはことなっていて、趙搗謙の必讀書リストには、劉瑾の『詩集傳通釋』

以外は全く載せてもらえなかった。江浙の人々が読んでいなかったわけでは、ない。『三場文選』にしても、江西ヴァージョン、江浙ヴァージョンが作成されていたのだから。江西の「試験合格」を前面に押し出す學問は、建前では肯定されていなかった、それだけのことである。

なお、『答策秘訣』や『策訣』の類いは、書坊によってのみ刊行されたのではなかった。たとえば、成化十五年に南京國子監から重刊された『策準』三巻は、もとは大元ウルスの儒學刻本であった可能性が高い。『南雍志經籍考』下には、“存する者二百零三面、脱する者二十面。孫可淵の纂する所にして、首は賈山至言、終は陳師道の策。延祐元年青山趙文儀可序。”とある。著者とされる孫可淵は、『文淵閣書目』によれば『集詔誥章表』の撰者でもある⁽¹⁹¹⁾。

ひるがえって、では『答策秘訣』とセットで賣り出された『太平金鏡策』とはいかなる書か。

劉氏日新堂が刊行したテキストは、臺灣故宮博物院および高麗大學晩松文庫に、完本が藏される⁽¹⁹²⁾。『答策秘訣』は11行×22字、『太平金鏡策』は13行×25字。中國國家圖書館、旅順博物館藏の元刊本は、巻三から巻八まで、『答策秘訣』もないが、13行×25字の版式であり、やはり劉氏日新堂の刊行したテキストだろう。前田尊經閣には、日新堂本を重刊した明刊本があり、こちらには『答策秘訣』ものこっている。すべて10行×21字で刻され建安刊本の面影はまったくないが、改行摺頭は踏襲されている。

楊士奇等が永樂十四年に敕を奉じて編纂した『歷代名臣奏議』は、四二箇所に互ってこの現行の『太平金鏡策』を引用するが、ほとんどに“世祖の時、東平の布衣、趙天麟策を上して曰く”と前置きをつける。より具体的にいえば、上奏をクビライの至元十五年頃と考えていたらしい⁽¹⁹³⁾。しかし、ほんとうに世祖のときのものか。

まず、書中、“廉訪”の字が何度も見えること、これは、“提刑按察司”から“肅政廉訪司”に名を改めた至元二八年五月二十三日以降でしかあ

りえない⁽¹⁹⁴⁾。卷二「峻烏臺」にはサンガの弄權に對して御史臺が見てみぬふりをしたと、卷二「杜利門」には“今、國家 邪臣の利を好む者を誅し”とも述べられる。少なくとも至元十五年の筈はない。

第二に、卷頭の「太平金鏡策進表」に、“追想するに先朝、曾て萬言の長策を獻ずるも、猶、寒窗の論有り、上國の光を遙かに觀、因りて一書を撰し、爰に八卷に分かつ。”という。クビライへの上奏ならば、“先朝”は一體誰を指すことになるのか。卷四「寛逃民」に辛酉の詔（中統二年）を引用した後にいう“斯く皆、先帝の天覆地載、克克仁の恵みなり”の“先帝”、同じ卷四「禁奢侈」に至元年間の婚姻、喪葬に関する雜令を引用した後にいう“此れ皆先帝の儉徳に愼み”云々、“伏して望む陛下の先帝の意を體し”云々の“先帝”は誰なのか。“そもそも、至元年間”という言い方そのものが、元貞以降の状況で、“先帝の江南を平らぐるは此の故に由る也”というのだから、先帝はクビライにほかならない。また、卷五「汰僧道」には、“太祖”、“先皇帝”に續けて“陛下”という。とすれば、趙天麟に陛下と呼ばれる今上帝は、成宗テムルにちがいない。

ではテムルの治世のいつ頃のことか。卷四「課義倉」は、至元六年(1270)八月の聖旨條畫を引用したあとに、“是自り以來今に至ること二十餘年”、卷七「明制條」は、至元壬申年間（八年）の聖旨の節該を引用したあと、越して今に至ること、二十餘年という。少なくとも、テムルが即位した至元三一年(1294)より後、大徳六年(1302)より前に絞られる。とすると卷一「嚴太廟」に“今國家道光五葉”とある句がいきってくる。單純に計算すれば大徳二年(1298)頃となる。卷二「重東宮」において、太子テシュが“方に其の幼き也”、“伏して望むらくは、陛下の碩人を愼選して太子を輔導せられんことを”と述べられることとも一致する。

【四庫全書總目提要】は、科擧再開と結び付けて、この“國家道光五葉”を仁宗アユルバルワダの延祐二年(1314)と考えたが、もしアユルバルワダへの經進であれば、クビライを“先帝”ではなく“世祖皇帝”

と呼んだはずである。

『歴代名臣奏議』の年代比定が当てにならないのは、鄭介夫の『太平策』を單純に大徳七年テムルに上奏したテキストそのものとする点でもわかるだろう。じっさいには、至大四年よりあと、延祐元年までの間に作成された改訂版なのである。「鈔法」、「抑強」、「戸計」、「僧道」の四事を改めて論じ、湖南廉訪司、宣尉司に投じた策を、以前の原稿の各綱目に附し改訂したテキストで、正確にはアユルバルワダに上奏したものである。おそらくは、宋濂の後至元元年の記事を鵜呑みにして中身を讀みもせずにただ寫したのだろう⁽¹⁹⁵⁾。楊士奇というひとは、自分の先祖の楊景行の過去の榮光について調べるのには熱心だったが、結局、世祖以降のモンゴル朝廷の諸制度に關しては、肝心のアユルバルワダ時代のことでさえ、何もわかっていなかった。

ともかく、趙天麟は、クビライに「萬言策」を獻じ、テムルにはこの『太平金鏡策』を上進した。このとき、ほんとうに自稱するごとく布衣の士であったかどうかは、わからない。しかし、山東それも東嶽泰山周邊に居たことは、たしかである⁽¹⁹⁶⁾。春になると、天子の使者、東方王家の人々が祭祀にくるばかりでなく、倡優戲謔の流、貨殖、屠沽の子が千里を厭わず雲集する現状を述べているからである。

四庫全書の編纂官は、この書が「建八極」「脩八政」「運八樞」「樹八事」「暢八脈」「宣八令」「示八法」「舉八要」の八卷から成り、しかも卷ごとに八項目、すなわち全六四項目によって論じられるという凝った構成であることから、“其の文は皆儷偶の詞にして建白する所無し”云々ときおろす。だが、そうともいいきれない。

趙天麟は、まずモンゴルの制度の現状を確認、缺點を述べ、それから“伏して陛下に望む云々”と改善策を述べる形式をとる。かれは、上都と大都の季節移動、巻き狩りのありさま、宗室の娛樂、中書省、樞密院のシステム、各官廳の品秩、選法などのあらましを理解しており、クビライ以降に下された聖旨、條畫についてもチェックしていた。

かれは、卷二「立都省」において、都省の下に諫院、六部、隨朝九品以上を全て隸かしめ、トップに大中書令を置くシステムへの變更、腹裏の中にさらに別に燕南等處行中書省を設立して、汴梁、北京、遼陽、安西の四省の間に置き、隨朝九品以上および外路の受宣官以上は都省が銓注、外路の受敕官以下については行省が銓注し、あとで都省に咨文を呈して敕牒の頒を乞うシステムへの變更を建白する。そうすることによって、宰執は益々崇く、政務は簡略化されるのだ、と主張する。

また、卷三「別儒文」において、御史臺の風采を勵ますために、彈劾がじゅうぶんに行えない最大の理由である位階の改善、すなわち御史大夫（正二品）と行省の首官（従一品）の品秩を同じにし、その他の官員の位階もこれに準じること、監察御史（正七品）と六部侍郎（従六品）の秩を同じにし、繡衣使者八員を御史中丞（従二品）の下に立て、侍御史と秩を同じにし、行臺と肅政廉訪司の糾彈を行うよう建言する。同様に、卷五「革副封」では、趙天麟のように上書陳言する場合に、窓口である外路の官廳が原本から副本を作成して、代奏する現状方式に反対する。内容によっては、邪魔をされる恐れがあり、彈劾機能をもたなくなるからである。

ほかにも、僧尼、道士の試験を肅政廉訪司、繡衣使者にさせる、倉場庫務官を一年交代にする、海道運糧の官の拔擢などの案があり、全く建設的でないわけではない。

じゅうらい、『太平金鏡策』そのものは、大元時代の諸相を明らかにする資料のひとつとして有名であり、また使用もされてきた。にもかかわらず、肝心の著者、東平の趙天麟が何者なのか、知られていなかった。だが少なくとも「繹山白雲五華宮記」（『道家金石略』文物出版社 一九八八年 七五〇頁、京都大學人文科學研究所藏 拓本X X I A. No. 035）によって、延祐三年孟春から、延祐五年（1318）三月二十八日より以前の段階で、かれが將仕佐郎（従八品）翰林國史編修官（正八品）の職に在ったことがわかるのである。それによれば、山東鄒縣より南二十里の繹山の全眞

教の道觀白雲洞の王志順（益都の人）真人が、延祐三年に白雲五華宮の改額を承認された記念に、門人の張志明を介して、趙天麟に撰文を依頼してきたという。張志明とは同郷のよしみがあったと述べるので、かれが東平の出身であることは間違いない。したがって、『太平金鏡策』の撰者と同一人物だろう。じつにテムルへの獻策から二〇年を經過して、まだこの官位であった。

しかし、同時に、この翰林院國史編修官となったことが、ふたたび『太平金鏡策』が日の目を見た理由であった。モンゴル朝廷の現職の文官の策であり、またかれがこの書の献上によって、官を得たのだとすれば、習わない手はない。おそらく何よりも、時務、モンゴルの諸制度の何が缺點と見なされているのか、それに対する案はいかなるものか、といった点が注目されたに違いない。『答策秘訣』を巻頭に附したこと自體、『太平金鏡策』に対するまなざしが、『對策』の模範としてのそれであった證據である。したがって、鄭介夫の『太平策』、『文淵閣書目』巻四にいう呂助教の『萬言策』⁽¹⁹⁷⁾をはじめ、ほかの現職の官の獻策も、刊行された可能性はある。

なお、曾堅の『答策秘訣』、祝堯の『策學提綱』以外にも、天曆二年、至順三年の江西郷試とも第四位で通過した解觀が『策場備要』を⁽¹⁹⁸⁾、至順元年會試第六位の林泉生⁽¹⁹⁹⁾が『古今制度通纂』を著し、また元儒（著者不詳）の『時務策準』、馮子亮の『舉業筌蹄』、劉鼎『策場制度通考』⁽²⁰⁰⁾などがあった。書名からして、受験テクニックをつめこんだ、大元時代の科擧では何をすれば受かるか、という、ある意味では、本音のかたまり、究極の受験對策集であったに違いない。當時の進士たちの受験勉強の實態を知るうえで、貴重な資料と思われるが、これらは現在、ひとつとして残っていない。次に挙げる舉業書をのぞいては。

四. 對策の現實 —— 「丹墀獨對」に見る政書の流通と受容——

(1) 「丹墀獨對」簡介

至正八年(1348)、撫州宜黃の吳黼(あぎなは元章)は、『丹墀獨對策科大成』(以下、『丹墀獨對』と略す)全二十巻を編纂した。『答策秘訣』の出る一年前のこと、撫州は『答策秘訣』の著者と目される進士曾堅や、涂潛生の故郷でもある。そのテキストの江戸寫本が、幸いにも、内閣文庫に傳わる⁽²⁰¹⁾。ただし、當該本は、至正八年の初版ではなく、洪武丙寅すなわち一九年(1386)に建安葉氏廣勤書堂から刊行された小字本(14行×24字)の抄本で、誤寫やもとづく刊本の破損による脱字も多い。最後の巻二〇「正朔」の一、二葉も失われている。だが、“大元”、“天朝”、“世祖”、“文宗”等、「聖なる語」の改行、一字空格は、大元ウルス時代のままである。廣勤書堂の版木の多くは余氏勤有堂から得たものであり⁽²⁰²⁾、初版の刊行は余氏勤有堂による可能性がきわめて高い(勤有堂は、既述のとおり江浙儒學提學司から『四書通』の出版を請け負ったことで知られる。『古列女傳』、『國朝名臣事略』、『故唐律疏議』等も刊行した)。なお、葉氏廣勤書堂は、ほかにやはり場屋應試用の類書である『選編省監新奇萬寶詩山』(靜嘉堂文庫、臺灣故宮博物院藏 明初刊、明中期修補本)の袖珍本も刊行している。北京大學圖書館には、内閣本がもとづいた洪武刊本『丹墀獨對』が藏されているが、巻一から十までしか残っていない⁽²⁰³⁾。

吳黼は、序文において、編纂の動機を次のように述べる。

モンゴル王朝は、『尚書』「益稷」の“敷納には言を以てし、庶を明らかにするには功を以てす”の意を汲み、科擧の第三場において、經史時務の策を課し、政治のありかたについて論じさせている。經史にしっかり通じることが、受験生に課せられた永遠の業なのだが、讀まねばならぬ書籍は汗牛充棟、膨大な敷にのぼる。平素の討論、學習では、もとよりエネルギーに漁り且つ綿密に研究しなければならぬが、記事の提要、纂言の鈎玄となると、いにしえの人も

みな、その「博なれども要は寡し」の缺點に、悩まされてきたのである。ましてや、袋詰めにして車に載せ、萬里を旅して試験に赴き、一寸の光陰のうちに筆の勝負を終えて歸途につくのだから、暗記するのに簡単で、検索閲覧にも便利であってほしい。自分で、一冊の書物に多くの良い言説を纏めておかなければ、わたくしは白髪になっても、その果てを見極めることはできないだろう。本書は、わたくしが自習の合間の徒然に書き留めたもので、「古」と「今」の二字によって分別し、その後に總括として先賢の論斷を置いた。いにしへのことに法らなければ、自説の證據を擧げることができないし、現在のことに通じていないと、適切に應用できない。論斷は、諸說の中で折衷の立場のものを採用した。この書を『丹墀獨對』と名付けたのは、同志の士に（御試策まで進むことを）期待するからでもある、云々。

吳黼は、大元ウルス時代の鉅儒、吳澄と同族の可能性が大きいが、こんにち如何なる傳も残っておらず、科擧に合格した記録もない。しかし、訂正を加えた吳旭（あぎなは景陽）は、先述した潘昂霄の『金石例』の王思明の序文に見える、潘氏家刻本の『金石例』に更に校正を加えた“景陽吳君旭”にほかならない。至正七年～八年、まさに『丹墀獨對』が出された時点で、饒州路の學校の賓師（正式な官職には着いていない顧問）であった。もうひとりの賓師であった吳以牧が、『正徳饒州府志』卷二によれば、餘干縣の人で延祐二年の進士とされるので、吳旭もそれなりの學識を有したに違いない。吳旭の關與は、この書がもとは、饒州路もしくは撫州路の儒學で刊行された可能性をも示唆する。

いずれにせよ、序文によれば、吳黼自身がまさに受験勉強中だったのだから、この書に述べられていることは、策科の試験對策において、必要最低限の知識と考えられ、また求められていたとあってよい。

以下に、全體の構成を卷頭の「總目」に従って示す。〔 〕内は、各卷のじっさいの内容に照らして校勘したもの、下線を引いた項目は、吳黼

のいう「古」「今」二分類が立てられず、「古」のみで「今」に関する記述がないものを表す。△、▲の記號については、後ほど説明する。

- 卷一：官制△、三公▲、宰相、樞密、御史臺、翰苑附。集賢等官、館閣附。藝文監、經筵
- 卷二：[史館]、六部、將帥、博士附。祭酒、司業、助教、東宮官、奉使、遣使△、封建、監司
- 卷三：郡守、縣令附。吏△、京尹、留守、循吏、廉吏
- 卷四：職田、俸祿附。公用錢△、銓選、薦舉、任子
- 卷五：冗官、考課、久任、學校附。國學、儒學、武學△、科舉△
- 卷六：賢良、宏詞附。進士、明經、孝廉、隱逸附。求言、童子、田制△
- 卷七：賦稅△、戸口▲、役法、四民▲
- 卷八：水利附。白公引涇歌△、荒政附。賑貸△、常平義倉附。和糶△、儲蓄、平準附。倉庫、務場△、財用
- 卷九：漕運△、坑冶附。市舶、銅幣△、楮幣△
- 卷十：榷鹽△、榷茶△、榷酒附。稅務△、鬻爵、鬻僧、站赤附。急遞鋪、關市、馬政▲
- 卷十一：禮、樂▲、禮樂、諸祀、郊祀附。社、明堂▲
- 卷十二：社稷附。鐵鎮、海濱、功臣△、廟制△、禘祫、[籍田、蜡祭▲]
- 卷十三：(籍田、蜡祭)、封禪、釋奠附。三皇△、射禮、禮器▲、禮服附。朝會、燕饗、符寶▲、車旗附。行幸、旗幟▲、鹵簿
- 卷十四：宗室▲、氏族、兵制附。唐府兵△
- 卷十五：刑書△、刑制、刑賞、獄訟▲、盜賊附。姦盜、詐僞△、赦宥▲
- 卷十六：風俗、禁奢侈、士風、人才附。歷代、元朝、諸儒、節義、明黨、廉恥、奔競
- 卷十七：圖籍、六經、周易附。太玄、潛虛、皇極經世書、尚書、毛詩、禮記附。儀禮、周禮、春秋
- 卷十八：六經傳註附。漢唐石經、論孟、諸子附。荀子、楊子、董子、文中子、歐、王、蘇、司馬、諸子百家、諸史總類附。史記、西漢書、東漢書、南齊書、梁書、陳書、后魏書、北齊書

卷十九：史記、西漢書、唐書、五代史、通鑑、遼史、文章

卷二十：關洛諸儒、律呂、曆附、歲差、閏△、正朔

過去に出題された「策」のテーマには、ほぼ対応できる綱目である。「古」には、古代から宋まで各時代の重要事項が箇條書きにされ、「今」には、至正八年の時點の、江南の一文人が理解する大元ウルスの諸制度が、詔、條畫等を引用しつつ、要點のみ簡潔に記述されている。その後には附される「先儒論斷」は、宋までの論を中心とするが、大元時代のもの、時には呉黼自身の論斷も含まれている。呉黼の説は、卷四「職田」、卷六「田制」、卷七「役法」、卷八「京師賑貸」、「義倉」、「和糶」、卷九「楮幣」に見え、かれがとくにいかなる時事問題に取り組んだか、また實務官僚として必要な知識を蓄え、たとえ机上の空論であるにせよ自分なりのヴィジョンをどの程度有していたかがわかる。

答案は最終的に中書省、カアンの目に觸れることが想定されているのだから、データの殊更な歪曲は、まずないとみてよい。くわえてじゅうらいモンゴル政府の根本資料として使用されてきた『元典章』、『通制條格』に収録される聖旨以下の公牘は、至治二年（1322）までに限られ、『元史』の「志」の原據資料となった『經世大典』の記事にしても、文宗トク・テムルの至順三年（1332）までにすぎない。これらを補う貴重な資料であること、言を俟たない。しかし、ここでは、テキストの性格を見定めるために呉黼の用いた種本が何だったのかを明らかにすること、特に重要な記事をいくつか紹介し、江南の文人がモンゴルの諸制度をどの邊まで理解していたかを探ること、大きくこの二點にしぼる。北京大學本との校勘、全體の譯注および、諸々の記事から導き出されるモンゴル諸制度の詳細な検討、考察は、別の機会に行うものとする。

(2) 呉黼の書架

まず、「先儒論斷」の宋代までの部分において、呉黼が書名をはっきりあげる引用書は、范祖禹の『唐鑑』と章如愚の『山堂考索』である。とくに、後者は書名をあげていない箇所でも多用されており、「古」の部分も概ねこの書に基づくと考えられる。やはり、書名は挙げていないが、『歴代制度詳説』、『黄氏日抄』、『十先生奥論註』なども使用されている。そのほか、賈誼、董仲舒、陸宣公、柳宗元、歐陽脩、曾鞏、蘇洵、蘇軾、王安石、司馬光、范仲淹、胡寅、二程、朱子、呂祖謙等の諸説が引かれている。欽定の四書五經を見ていることは、まちがいないが、胡寅をはじめとする諸儒の説は、『四書纂疏』、『四書通』等から、『史記』、『新唐書』のような正史、李勣『本政書』、『通典』、『東萊先生左氏博議句解』、沈括『夢溪筆談』等の書は、『山堂考索』や『文獻通考』、『羣書會元截江綱』、といった類書からの孫引きである可能性も否定しきれない。しかし、これらの多くが、程端禮、陳繹曾等の指定、推薦する書籍に一致することは、確かである。呉黼も袁桷等四明の文人と同様、「經學のみならず、兵法、水利、算數等にも兼通すべし」という湖州の學を理想とした（卷五「儒學」）。また、孔齊によれば、“江西の學館の讀書には、皆成式が有り”、『四書集注』を一冊に綴じ、經傳を一冊に綴じ、『少微通鑑詳節』⁽²⁰⁴⁾を綴じ合わせて一冊とし、『詩苑叢珠』を一冊に綴じ、『禮部韻略』の増注本を一冊に綴じて、運びやすく、脱落しにくくして讀んだ⁽²⁰⁵⁾というから、最低限これだけの書物は自分でもつのがあたりまえだったのだろう。なお、大部の『通鑑』については、節略本を用い、且つそれが朱子の『綱目』でないことも注目される。

モンゴル時代の「論斷」については、卷九「銅弊」に劉聞日として錢楛の法に關する獻策を載せるが、これはまさに第三節（1）で取り上げた『新刊類編歷學三場文選』壬集「對策」卷六〈中書堂會試〉【問錢楛之法】所収の答案である。卷十「站赤」の佛家奴は、おそらくコシラの説書秀才を務めたこともある武恪⁽²⁰⁶⁾の弟子で、のちに大尉となった佛

家奴と同一人物だろう。佛家奴が科擧を受験した記録は見当たらず、あるいは鄭介夫の『太平策』や趙天麟の『太平金鏡策』のような單行本を利用している可能性もある。卷十一「郊祀」の彭廷堅の御試策は至正五年のもので、現行の『三場文選』には収録されていないが、先述したように至正七年の郷試まで収めたテキストの存在が確認されており、少なくとも呉黼が最新の合格答案集を見ていたことは、確實だろう。

いっぽう、モンゴル時代に關する引用資料のうち、呉黼が直接書名をあげているものは、『至元新格』（卷四「銓選」、卷七「賦稅」、卷一五「刑書」）、『大元通制』（卷五「學校」、卷一三「釋奠」、卷一五「刑書」、刑制）、卷一六「禁奢侈」、『國朝典章』、『至正條格』、『刑統賦』（以上卷一五「刑書」）、『皇朝大典』（卷九「銅弊」、卷十「權鹽」）、『名臣事錄』（卷一六「人才」、「諸儒」）である。

そのうち『皇朝大典』とは、むろん、天曆二年、文宗トク・テムルが再度即位した記念として、奎章閣に編纂させた『皇朝經世大典』を指す。兄の明宗コシラを毒殺してカアンの座についたトク・テムルは、自身が名君の器なのだ、世間にアピールする必要があった。唐、宋の『會要』に續く、大元ウルスの國家全般にかかわる一大政書を是が非でも作らねばならなかった。アリン・テムル、クトルグトルミシュ等がモンゴル語で記された典章のうち、公開してもさしつかえないものを漢語に直譯し、趙世延、虞集等がそれを雅文漢文に直していった。至順二年五月にいちおう完成し、三年三月に進呈された。全八八〇卷、目錄一二卷、公牘一卷、纂修通議一卷という、文字通り“大典”であった⁽²⁰⁷⁾。『文淵閣書目』卷十は“元朝經世大典一部七百八十一冊闕”と傳えている。この膨大な冊數の國家編纂物を果たして呉黼が閲覽できたかどうか。『文淵閣書目』が記録する“經世大典纂錄一部一冊闕”が“纂修通議一卷”のことでなく、『經世大典』各卷の提要であるならば、これが參考書として用いられた可能性も否定はできない。しかし、呉黼が直接使用したのは、おそらくは『國朝文類』卷四〇～四二に「雜著」として収録される「經

世大典序録」であった⁽²⁰⁸⁾。というより、故意に一々出典を記すことを避けたのかどうかはわからないが、じつは、「經世大典序録」こそ、『丹墀獨對』のもっとも重要な種本のひとつ、であった。先に掲げた目録の各項目の下に、△で表したものが「今」の制度の解説の一部分に「經世大典序録」を引用し、▲は「今」の制度の解説すべてが「經世大典序録」で済ませられているものである。呉黼の立てた項目において、いかにこの書が多用されているか、中心に据えられているか、一目瞭然であろう。至正年間、科擧をめざす江南の文人たちが、手っ取り早く簡潔にモンゴル政府の語るモンゴルの諸制度を知ろうとするならば、まずは『國朝文類』だったのである（宋濂をはじめとする『元史』の編纂官が「志」の部分に『經世大典』を多用したのも、ひとつには、『國朝文類』による刷り込みがあったのだらう）。しかも、そこには國子監、翰林を経て奎章閣授經郎にいたった蘇天爵が選んだ一代の名文が並び、翰林院によって保證、推薦され、國家から出版されているのだから、文體、修辭上の「時代の好み」を習得するためにも必須の書であったこと、いうまでもない。ふりかえれば、『學範』卷上「讀範」《讀集》もこの『國朝文類』を挙げていた。

ちなみに『國朝文類』は、西湖書院の大字本（10行×19字）と、建安翠巖精舍の小字本（13行×24字）の二系統が知られているが⁽²⁰⁹⁾、呉黼が見たのは恐らく後者である。『丹墀獨對』卷十の「站赤」等の項目において、「經世大典序録」の記事が引用されていない理由のひとつは、翠巖精舍本では、卷四一の「軍制」以下の記事が脱落していたためであった⁽²¹⁰⁾。ただ、精舍は、既に述べたように、書院とともに、至元八年の國學、蒙古字學の設立以降、“月益歲增”し、出版機關の下請けとして機能したので、建安本だからといってたんなる坊刻本として片付けることはできない。ほかに建安余氏勤有堂、鄭氏積善堂等も『國朝文類』を刊行したといい⁽²¹¹⁾、當時、この書の需要が高かったことを裏付ける⁽²¹²⁾。

同様に、やはり蘇天爵が編纂した『名臣事録』、すなわち『國朝名臣

事略」⁽²¹³⁾についても、元統二年に余氏勤有堂が刊行した精緻な小字本（13行×24字）が傳來する。そして、現存こそしないものの大字本も至順三年以前に、江南湖北道の肅政廉訪司によって刊行されていた⁽²¹⁴⁾。江南行臺が至正四年に刊行した『至正金陵新志』にも参考資料として挙げられている。モンゴル初期の國政に大きく預かった人々の傳を読むことは、『國朝文類』の「神道碑」「墓誌銘」等と同様、モンゴルの諸制度、システムに通じる手段でもあった。

つづいて『至元新格』は、至元二八年、何榮祖が公規、治民、禦盜、理財等十事を以て編輯した政書で、クビライの命のもと、版木に刻して多方に頒行し、百司に遵守させた⁽²¹⁵⁾。鄭介夫がアユルバルワダへの獻策において依據した資料のひとつもこの書である⁽²¹⁶⁾。こんにちでは散逸してしまっているが、『元典章』、『通制條格』等からある程度復元が可能である⁽²¹⁷⁾。蘇天爵によれば、『丹墀獨對』の刊行の翌年、至正九年に江浙行省より重刊されている。“舊版が摩滅したので重刊させた”ということは、もともとの版木も江浙行省下で作成、保管されていたのだろう⁽²¹⁸⁾。“宏綱大法千言を數えず”ともいうので、コンパクトな書物であったにちがいない。そして、この書は、そのご朝廷によって數種の政書の頒行がなされたにもかかわらず、至正九年にいたっても、まだじっさいに使用され、必要とされていた。『皇元大科三場文選』「廷試策」の答案でも、“延祐中、諸儒臣 祖宗の法令を纂定し、大元通制を爲すに、十二章律を倣し而して之を成す。愚是を以て方今の治の漢唐の及ぶ可き所に非ざるを知る也。何を以て之を言わんや。嘗て至元新格を讀み、而して天朝の「欽哉惟恤」の心を知る也。”と述べた受験生がいる。

『大元通制』の成立、刊行については、すでに第二節Ⅰ（1）において簡単に紹介した。中書省の發案により、開創以來の改制、法程のうち規範となるものをを類集して、所司に其の宏綱を示すことを目的として編まれた。大きく「制詔」（九四條）、「條格」（一一五一條）、「斷例」（七一七條）の三部より成り、「別類」（五七七條）を附す。計畫そのものは、

既にカイシャンの時、議場に上っていたらしいが⁽²¹⁹⁾、実際の編纂は延祐二年からはじまり、延祐三年五月に一旦完成を見る⁽²²⁰⁾。そのご至治二年に中書左丞相のバイジュ等の發案で、延祐二年以降の聖旨、詔、條畫をも分類して加え、刊行した⁽²²¹⁾。泰定元年には、イスン・テムルの^{ジャキリク}聖旨により、モンゴル語版の『歴代制詔』、『大元通制』が刊行され、百官に下賜されている。『山居新話』によれば、モンゴル語版は、次のトク・テムルの奎章閣廣成局でも印刷された。

『國朝典章』は、『大元聖政國朝典章』を指す。こんにち臺灣故宮博物院に小字本（18行×28字）の建安刊本が傳わる。大徳七年、江西福建道奉使宣撫のムバーラク、陳英の呈を據け⁽²²²⁾、中書省によって、中統以來の所定の格例を「詔令」、「聖政」、「朝綱」、「臺綱」および吏、戸、禮、兵、刑、工の六部、全六十卷に編類、頒行された。“官吏の持循する所有れば、政令廢弛に至らざるに庶からん。”という狙いであった。そのご、少なくとも、カイシャン政權下で一度、アユルバルワダの延祐四年に一度⁽²²³⁾、延祐七年から至治元年頃に一度、合計三度は改訂されている。現行のテキストでは、卷頭の「綱目」と実際に収録されている案件が對應していない例、版心の葉數の錯亂等がしばしば見られ、數度の改訂をうけていることを示している。『新集至治條例』を出した至治二年以降は、増訂分は別冊として刊行し、卷末にどんどん附していく形式をとることが宣言された（ただしこの『新集至治條例』も現行のものは、初版ではおそらくない）。現物はのこっていないが、『近古堂書目』上「刑法類」、『絳雲樓書目』に録される“元至正國朝典十五卷六冊”もあるいは、その至正増訂別冊版かもしれない⁽²²⁴⁾。『大元通制』も、トゴン・テムルの^{ジャキリク}聖旨によって、後至元六年、翰林學士承旨腆哈、奎章閣學士巉巉等が刪修している（ただし、後述する『至正條格』の編纂を指す可能性もある⁽²²⁵⁾）。

『丹墀獨對』に収録される至治二年以前の聖旨、條畫は、現行の『元典章』、『大元通制』の一部である『通制條格』から引かれていることは、ほぼまちがいない。ただし、卷一「御史臺」にいう“至元五年條畫三七

款”は、現行の『元典章』卷五「臺綱・内臺」【設立憲臺格例】では三六款、一款足りない。“皇慶元年に又整治臺綱の詔有り”に該当する聖旨、條畫ものこっていない⁽²²⁶⁾。卷五「冗官」の「清冗職詔」（至元二三年）、卷九「銅幣」の「銅錢詔」（至大二年）は、現行の『元典章』には見えない。『國朝文類』卷九、および同時代の表、牋、詔を収集し、科擧第二場の模範集としても使用されたであろう『聖元名賢播芳續粹』卷五には、それぞれ李謙、閻復（姚燧）⁽²²⁷⁾の撰として収録するので、こちらを参照したとも考えられる。しかし、邵遠平は、『元史類編』卷三において「清冗職詔」の全文を引き、“典章に見ゆ”という。「頒至大銀鈔銅錢詔」も、カイシャン政権下の『元典章』にはたしかに刻されていた。そのご、“至大四年廢罷銀鈔銅錢。今並不録。”として標題を残して本文は削られてしまったのである。現行の『元典章』は、アユルバルワダ、シディバラ政権の思惑を色濃く投影しており⁽²²⁸⁾、また邵遠平の見たテキストと比べると裕宗チンキムに關わる記事の多くが、削除されている。邵遠平の見たテキストは、トク・テムル以降には不都合ではなくなったはずで、呉鼐の見たテキストが、この系統である可能性もある。

【至正條格】は、蘇天爵等の請願もあって、トゴン・テムルが後至元四年三月、中書平章政事阿吉剌に命じて監修させた『大元通制』の續編である。至正五年十一月に完成、翌六年四月に頒行された⁽²²⁹⁾。中書省はもとより御史臺、樞密院、翰林、集賢院の官僚たちが中央官廳所藏の新舊の條格を檢討、李守中、董守簡（『南臺備要』編纂の仕掛け人でもある）等の意見も採用して『大元通制』の形式を若干改良、最初に祖宗の制誥百五十をおき、條格一千七百、斷例一五〇九を収録する。刊行されたのは、【條格】、【斷例】のみで、祖宗の制誥は、一本を宣文閣に置き御覽に備え、中書省と國史院に一本ずつ保管したという⁽²³⁰⁾。永樂大典本では、二三巻だったというが、元刊本での卷数は不明、分目は『四庫全書總目提要』卷八四「史部・政書類存目」に挙げられている。

【丹墀獨對】所収の條格、斷令のうち至治三年以降のものは、おそら

くこの『至正條格』からの引用であり、すなわち佚文と考えられる。現職の官吏ならば、架閣庫に『元典章』の分類のごとく、整理、ファイルされた文書を、チェックすることも可能であり、じじつ歴代の詔、格例、斷例を目的別に編集した書物の多くは、彼らによって編纂され、地方で刊行されたのだが⁽²³¹⁾、受験生にはまず無理である。むろん、一々、官廳に貼り出される榜文をチェックしていた可能性も完全に否定はしきれないが、政府が分類し刊行してくれた政書を使用するほうが、よほど能率的だろう。『至正條格』は、至正六年四月の刊行だから、二年後には、もう吳黼は熟讀して、

- ・天曆二年の詔の一款に；臺憲を令て各、守令に堪える者各一人を擧ぐ。路、府の五品以上の正官は各、縣令に充つるに堪う者一人を擧げ、其の姓名を疏して以て擧用に備う（卷三「縣令」）
- ・至正元年の詔に；行省、臺、宣慰司、其の官職既に職田无ければ、何を以て養い贍わんや。俸は除くの外、毎月量給する禄米は、一品は十石、二品は八石、三品は六石、四品・五品は四石、六品以下は二石。官糧を儲くる所に於いては、賞給す。如し官糧の无ければ、去処每石中統鈔二十五貫を折す（卷四「職田」）
- ・至正三年□□□省臺をして常平倉の法を集議せしめ舉行す（卷八「常平義倉」）
- ・至順改元の詔の一款に；諸處の金、銀、銅、鐵、窰冶、諸色の課程は俱に定額有り。比年、名を傲め事を生じるの人、妄りに別の衙門、各投下に行して呈獻す。今後禁止す（卷九「坑冶」）
- ・天曆の詔に；必ず丁錢を先納し、禮部に申覆して度牒を出給して、方に出家を許す（卷十「鬻僧」）

といったような、従來の規定と異なる新例をピックアップし、整理していたわけである。

『刑統賦』については、“傅霖刑統賦附唐律之後，霖非唐人，蓋五代周人”といい、また“趙子昂曰”との引用があること、柳貫の『唐律疏義』

の序を引くことから、呉黼が見たテキストは、“延祐三年集賢學士資徳大夫趙孟頫の序文”のある元刊本で、『唐律疏議』の後に附録としてつけられたテキストであったことがわかる。集慶路學に於いて、『刑統賦』の版本六十三枚が刻されているほか⁽²³²⁾、建安余氏勤有堂刻本（12行×14字）が現存する。『唐律疏議』は、泰定四年の江西龍興路儒學刊行の大字本（9行×18字）とそれに基づく至順三年、至正十一年の建安余氏勤有堂本（12行×24字）が知られている。大元ウルスでは、律書は頒行されず、“例に比して斷を爲し、然れば例は律を本とし、其の意を參し、其の文に泥せず”というスタンスをとっていた。したがって、唐律や刑統の研究が、最初は特に金朝以來の傳統をもつ華北出身の文人たちによって盛んに行われた（沈仲韓の『刑統賦疏』や、梁彦舉の『刑統賦釋義』は、その成果と現行の通制を對應させた著作である⁽²³³⁾）。泰定二年に、江西等處行中書省檢校官であった王元亮が、唐律を圖表化した『纂例』——「元典章」〔刑部〕の圖表と同じ精神のもとに作成——を『故唐律疏議』の善本、『釋文』と併せて江西儒學提舉の柳貫のもとに持參、四年に江西湖東道肅政廉訪司の協力を得て龍興路から一括刊行された。呉黼が見たのは、これらの書が全てセットになった勤有堂本だろう。なお、『纂例』に序文を寄せた劉有慶は、程端禮の友人でもあり、泰定元年の時點では、江西儒學提舉、すなわち柳貫の前任者であった。趙憲の『四書箋義』の刊行にもかかわっている。ちなみにこの『四書箋義』には、ほかに撫州路崇仁縣丞の李榮、吉安路同知太和州事の曾翰も序文を寄せており、江西行省下の文人たちの交流、出版の状況の一端をうかがうことができる。その「引用書目」には、江西行省から官費で出版されたことが明白な陸淳の『春秋纂例』、郝經の『續後漢書』⁽²³⁴⁾、大元時代の編纂であることは確實な『混一輿地要覽』、『豫章熊氏小學書』等も見え、同じ江西は撫州の呉黼が、官刻本、建安刊本のいずれを見るにも恵まれた環境にあったことがわかる。柳貫も泰定四年の時點で、“江西は、聲教漸濡の内に在り、諸學の經史の板本は略ね具わる。而れども律文獨だ闕す”と證言

する。

呉黼は、こうした書物を悉く消化し、モンゴル語の直譯體漢文を適宜ふつうの漢文に直そうとしながら⁽²³⁵⁾、最終的に必要だと思われる事項、規定のみを抜粋、整理し、究極のコンパクトな對策集をつくりあげた。一介の布衣の士（科擧受験をめざす階層）であったにちがいない彼が『大元通制』や『至正條格』を、科擧の時務策の參考書として使用していた。しかも、他の受験生が『大元通制』や『至正條格』をすぐ手元で閲覽チェックすることを想定してさえいた。“外任の官員の資を減ずるは、大徳の詔に見ゆ。内外の官流の普覃は泰定の制に見ゆ。天曆の間に官吏の陞等減員の文有り、至治の中に廣海に入るを願うは〔等〕を陞すの□有り（巻四「銓選」）、“大徳中に「給據簪剃」の詔有り、至元中に「選試僧人」の條有り（巻十「醫僧」）”という言い方は、それを示しているだろう。この事實は、『分年日程』巻二に、古今の制度を考究するための書物として、『唐律疏議』、『宋刑統』とともに『大元通制』、『成憲綱要』が擧げられていたこととみごとに對應する。

（3）『大元通制』再考

嘉興路の一介の布衣の士であった龔端禮の『五服圖解』（中國國家圖書館藏 元刊本）は、泰定元年、推薦を受けて國家出版され、泰定三年の改訂、至順元年以降の増訂を経ながら、葬制の根據として廣く使用された⁽²³⁶⁾。そのかれが司馬光の『書儀』、朱文公『家禮』と當時の五服の制を比較考證するために用いたのが、『大元通制』であった。さらに『至正四明續志』巻九「祠祀」において、編者の王元恭は、社稷の祭禮を考證するさい、やはり『大元通制』を参照している。『大元通制』、『至元新格』、『國朝典章』が、行省、肅政廉訪司や儒學提學司等の官廳が先例、通例を調べるために用いた⁽²³⁷⁾だけでなく、當時の文人、官僚に必須の書物であったことがうかがえる。孔齊が國朝の文典として擧げる書籍のリストの中には、『至元新格』、『國朝典章』、『大元通制』、『至正條格』、

『皇朝經世大典』、『風憲宏綱』、『成憲綱要』といった政書、さらに『國朝文類』、『名臣事略』も見えるが、かれの言によれば、當時『和林志』、『國朝國信使交通書』以外の書の閲覧は困難ではなかった⁽²³⁸⁾。むろん、孔齊が曲阜孔家の一員であり、また江浙行省での國家出版物の開板の多くを擔った集慶路、慶元路に居住したという特殊な條件は考慮しなければならぬにしても。

『大元通制』をはじめとする官撰の政書の文人たちへの浸透は、『事林廣記』や『南村綴耕録』等に収録される公文書の源についても、“民間に流傳した材料”⁽²³⁹⁾ではないことを示唆する。『丹墀獨對』卷五「考課」の“大徳七年欽奉せる聖旨に、取受十二章の例有り”以下の引用は、まさしく『事林廣記』「刑法類」〈大元通制〉【取受贓賄】に一致する。そして、少なくともこの記事は『元典章』卷四六「刑部八・諸贓」に一覽表として出ているのであり、『大元通制』にも當然収録されていた筈である。呉讎も『事林廣記』の編集者も同じような資料状況のもと、同じような讀者層を対象にしていた。『事林廣記』の〈大元通制〉は、その名のとおり、『大元通制』からの抜粋なのである⁽²⁴⁰⁾。ちょうど『事林廣記』「農桑類」において官撰の『農桑輯要』の要点を選んで並べると言明しているのと同様に。和刻本『事林廣記』の「至元雜令」や「泰定體例」も同じことである。そもそも、それらの聖旨、條畫、條格の内容をみるならば、官吏もしくは、官吏となるつもりの人々を対象としていること、一目瞭然である。軍官の館穀、分例の規定など、一般庶民の誰が必要とするだろう。

じゅうらい、『大元通制』、『元典章』ともに、官員、胥吏の手引書として捉えられていたが、科擧の對策の參考書としての性格も無視できない。しかも、通念とはことなると、同じ官撰書であっても、おそらく『大元通制』のほうが『元典章』より流通し、權威ももった。なぜならば、『大元通制』は、より廣くモンゴル諸制度についてカヴァーし、またヴィジュアルな圖解を含む政書だったからである。たとえば、葬制の「五

服圖」は「元典章」にも収録されているが⁽²⁴¹⁾、孔子廟の祭祀の式次第を解説する「釋奠圖」は収められていない⁽²⁴²⁾。また、『丹墀獨對』によれば、『至元新格』にも「五服圖」が含まれていた。してみると、この書もじゅうらい言われていたような格、條畫を集録しただけの代物ではなかったわけである。

一九六三年、李逸友等がカラ・ホトで発見した『大元通制』の「條格」の残片（整理番號63：01）は、竹紙であること、字體、版式から建安の小字本（おそらくこの時代もっとも多い13行×24行のタイプ）と考えられる。しかも、石朱紅の斷句の痕跡があり、それが當時丹念に閲讀されていたことを伝える⁽²⁴³⁾。これは、八三～八四年の再調査で出土し、大徳八年正月の「恤隱省刑詔」が記されていることから『大元通制』の「詔令」と推定されている残頁二葉（F146：W5-6）⁽²⁴⁴⁾——やはり竹紙に印刷された建安小字本の特徴をもつ——と、まったく異なる刊本である。さらに、『大元通制』の「條格」の一部とされ、あきらかに建安刊本の破片であるF207：W1も加えると、建安刊本だけで、最低三種のテキストが存在したことになる⁽²⁴⁵⁾。これらの建安刊本は、官僚、文人の實用に供するための、いわば『コンパクト六法』であった。呉黼が使用したのもおそらくこの小字本だろう。

いっぽうで、同じカラ・ホト出土の麻紙に大字で刷られた『至正條格』の八葉の残片は、それがこの時代の多くの政府刊行物と同様に江浙行省下において作成されたことを示している。その前身である『大元通制』にも、路・府・州・縣の官廳に配布、保管するための、名筆家による美しい大字本があったはずである⁽²⁴⁶⁾。醫學十三科の試験に必ず出題されるテキストのひとつ『聖濟總錄』⁽²⁴⁷⁾（8行×17字）がまさにそうであった。『大元本草』等とともに、カアンの命令によって翰林集賢院の官僚、諸路の名醫、醫學教授たちが校訂し、大徳四年～五年に江浙行省下にて印刷された。そして、路、州、縣に各1セットずつ頒行され、醫學の教官が管理したのであった⁽²⁴⁸⁾。縣まで配布するとなれば、『農桑輯

要』のように、一度に一千五百、もしくは三千部前後印刷されたものと考えられる⁽²⁴⁹⁾。しかも、一度きりとは限らない。各道の肅政廉訪司、勸農の正官が着任するたびに支給し、架閣庫の在庫が無くなるや、ふたたび増刷されるのである。『農桑輯要』の發行部数は、カアンのジャルリクによって江浙行省で刊行されたものだけで、至元二三年（1286）から延祐三年（1316）までで一萬部にのほり、至順三年（1332）までにさらに四千五百部、そして後至元五年（1339）再び刊行されたのである⁽²⁵⁰⁾。延祐元年の開板にかかる趙孟頫體の文字どおり大字で書かれたみごとな大判のテキスト（9行×15字）は、中國刊本の頂點といってもよい。このほかに、路が開板したテキストや建安の書坊にて刊行された小字本の『農桑輯要』もある⁽²⁵¹⁾（これらのテキストは、湖南の桂陽路や遠くカラ・ホトの官廳にも置かれており、参照されていたことがわかっている⁽²⁵²⁾）。

『大元通制』、『至正條格』、『成憲綱要』そして『故唐律疏議』のテキストにもこれらの書物と同じように、大字本、小字本の二系統があった。

ただし、小字本を通念のごとく“民間ヴァージョン”とするのは、性急にすぎる。至元二三年の『農桑輯要』のように官刻の小字本もあれば、儒學提學司が書肆に版木の作成を委託したものもある。じっさいには兩者の對象とする讀者階層は同じであり、その間には、官廳での保管用あるいはカアンから寵臣、功臣への下賜用——そのモノ自體がシンボリックな意味をもつ（むろん大字本のほうが紙も、版下作成にも費用がかかる）——と日常の閲覽用という用途の違いしか存在しない。呉黼も述べるように、當時の受験生たちもたとえ萬全の準備をしようとして、試験直前まで不安なことにはかわりなく、試験が開催される都市——會試以降であれば大都（今の北京）までの長い旅の間、試験前日まで復習、チェック機能のある参考書を携帯していくのが常であった。とうぜん、軽量で場所をとらず、可能な限り澤山の事柄をつめこんだ書が好まれた。結果、一葉に小さな字でぎっしり刻された小型サイズの小字本が必要とされる。小字本は、個人が普段の學習において、頻繁に使用するテキスト、参考書

にむいている。建安の書坊は、こうした科擧の受験生や官僚、文人、僧侶、道士たち個人の所蔵、携帯用のニーズに應えて小字本（13行×24字が標準）、巾箱、袖珍本⁽²⁵³⁾を次々と刊行したのであり、官民共同で行われた小字本の出版も、その書の讀者層、使用目的をはじめから見定めていたためである。禪宗寺院の儀式や生活を規定する『勅修百丈清規』（京都大學附屬圖書館谷村文庫藏 元刊本）⁽²⁵⁴⁾、科擧の參考書である『四書通』（中國國家圖書館藏 元刊本）は、建安余氏勤有堂の元刊本の中でもとびぬけて精緻な彫りであり、じっさい官廳からの委託を受けた出版物だが、いずれも個人の日常の使用が想定されていた⁽²⁵⁵⁾。

ひるがえって、『至元新格』、『大元通制』、『至正條格』は、高麗はもとより⁽²⁵⁶⁾、のちの朝鮮でも使用されつづけた。それどころか世宗の五年には承文院の申請にしたがって、『至正條格』一五部、『吏擧指南』一五部を印刷してさえいる⁽²⁵⁷⁾。

日本でも、笑隱大訶の『蒲室集』に注をほどこした中巖圓月（1300～1375）が、『(太) [大] 元政典』（『大元聖政國朝典章』もしくは『文淵閣書目』卷一四にいう『大元省部政典擧要』）、『大元通制』、『至元新格』を確實に参照していた。ほかに、撫州路で刊行された『通典』（大徳十一年）、科擧再開をにらんで出版された『韻府群玉』（延祐元年）、文宗トク・テムルの勅命により江浙儒擧提擧の余謙によって刊行された『古今韻會擧要』（至順三年～元統二年）、西湖書院から刊行された『文獻通考』（泰定元年刊、至元五年余謙補）など、ほぼリアルタイムで新刊書に目を通して⁽²⁵⁸⁾。大陸において新舊兩『唐書』や『南史』、『北史』を閲讀できる條件が整ったのも、大徳十年以降のことである。注釋作業は、春屋妙葩の要請に應じて、戊戌の歳（至正十八年にあたる）に纏められた。中巖圓月は、泰定二年（1325）から至順三年（1332）まで江南に留學し⁽²⁵⁹⁾、師で『勅修百丈清規』の編者の東陽德輝のお供をして大都にのぼったこともある⁽²⁶⁰⁾。圓月の交友關係、置かれていた環境、遍歴地からすれば、これらの書籍を閲覽、抄寫、購入する機會は、十分にあった。

こんにちのこの朝鮮版、五山版、抄本および舊本『老乞大』の會話⁽²⁶¹⁾等から判断して、當時商品として流通したのは、小字本である。それを、高麗（のちには朝鮮）や日本の使臣、僧侶等が買っていき、忠實に覆刻もしくは抄寫した⁽²⁶²⁾。かたや、各地の官廳に配布、保管された大字本は、本來永久保存を目的としたが、政權の交替時に、官廳そのものが破壊され、またのちの明朝廷の怠慢もあって、ほとんど残らなかった。發行部数にさしたる差がないにもかかわらず、逆に国内外に販賣され、消耗品であった小字本のほうが、個人の藏書として大事に保管され、長い齡を得たのは、皮肉な結果といえる。

（４）受験生の「時務」常識

ひるがえって、上に述べてきた『大元通制』や『國朝文類』以外の出版物、あるいは別の情報源、手段によって、呉黼、そして當時の江南の受験生がモンゴルの諸制度をどこまで理解、把握していたのか見ていこう。

まず、特筆すべきは、各官の職務および制度についての的確な把握である。

- ・樞密院有り。宋制に因り、専ら兵機を掌る。凡そ調兵は則ち之に由る。而れども軍糧は則ち中書に於いて由る。其の法甚だ善し。大征討有れば則ち行樞密院を置き、無ければ則ち廢す（卷一「樞密」）
- ・内に樞密有り、以て兵を主る。各省に都鎮撫有り、郡に萬戸府、千戸、百戸有り、縣に尉有り、巡檢と与に兵を主る。事有れば則ち有司糧を調し、軍司兵を調す。制、最も美爲り（卷一四「兵制」）
- ・（翰苑の）制は略舊に因る。我が國家、文學の盛んなること、上古の賢聖以來にして、諸儒の經傳の學、史官の記載の書、其の主典の官は則ち翰林、國史、集賢等の院、秘書、國子、藝文等の監有り、而して律曆、陰陽、醫卜の事、竺乾の教、老莊の説、又各

- 其の人有り。他、國字の製、國制の述の如きは、奎章、宣文の建ありて、文物彬々たり。號は惟だ制詔を掌るも修國史を兼ね、上に承旨、學士有り、下に修撰、編脩等の職六有り（卷一「翰苑」）
- ・許魯齋は嘗て世祖に「孝經」、「四書」の直解を進め、吳草廬は嘗て泰定に「酒誥」を講ず○今亦た經筵官を設けるの外、説書著書の選有り（卷一「經筵」）
 - ・國子監、上は祭酒有り、聰明にして威重き有る者を選び之と爲す。司業、掌教は其の人の非ざれば居せず、而して博士、助教はその次と雖も、然れば亦其の人を輕んぜず（卷二「博士」）
 - ・其の余、茂異、神童の科の如きは有れば則ち之を擧げ、進士科の定額有るが若きに非ざる也○至正の集議の後は、大同小異にして、又、乙科を置く（卷五「科擧」）
 - ・國朝の武臣の入官する也、其の始めは功を以てし、其の子孫は世を以て繼ぐ。内に樞密有り、外に宣慰司、元帥軍有り、萬戸、千戸、百戸、皆將也（卷二「將帥」）
 - ・内は刑部を立て以て其の權を總ぶ。外は各處に推官を設けて以て其の事を専らにす。風憲の置に至りては、責する所尤も深し。復た隨路に司獄有り、専ら囚禁を管す。重囚の結案の條は、臺察が上下半年を審囚するの令有り。囚案の明白なるは、決を听すの例有り。獄醫、囚糧は恩の泥に至る也。贖老、存孕は惠の溥に至る也。○捕亡に令有り、恤刑に詔有り、平反に賞有り、獄空に紀有り（卷一五「獄訟」）
 - ・大都路總管府、其の任は皆廉幹親近の人を以て之を爲す（卷三「京尹」）
 - ・天子每歲上都に巡守すれば、則ち留守、都京の事を掌る。世祖自り來、留守司有り、皆清望威重廉幹の官を選び之を爲す。多く親王勳臣を任ず（卷三「留守」）
- 文官に詳しいのは當然としても、軍制、大都の統制にも、じゅうぶん

注意がはらわれていたのである。大元時代の官制を簡略に述べる書物としては、従来、富大用の『新編古今事文類聚』新集、外集（泰定三年廬陵武溪書院刻本 13行×24字 各官毎に歴代の沿革を述べ最後に〔大元〕の記事を附す形式をとる）、『事林廣記』『官制類』が知られていたが、その記述とは重ならず、寧ろより核心を突いた解説となっている。たとえば、富大用は、樞密院について、

樞密院を置き、凡そ武備機密の事を掌る。樞密使、同知有り、又副使、簽書、同簽書有り。其の屬に判官、經歷、都事、照磨、管勾等の職有り。外に在りては又行樞密院を置き、副使自り始め、以下の諸職は皆同じ。

と述べるのみで、軍糧についても、行樞密院の廢止についても言及しない——ただ、この『事文類聚』の収録する官制の項目数は、『丹墀獨對』よりはるかに多く、また武溪書院本、建安雲莊書院本、西園精舍本等、複数の元刊本のテキストが今に傳わることから、この書もやはり必須の事典として、ときには學業書として、江南文人に愛用されたと考えられる。同時に、これらの情報源がどこにあったのか、なぜこれらの記事が収録されたのか、『事文類聚』そのものの性格、編纂についても見直す必要があろう。

呉黼のみならず、江南の文人が、モンゴルの官制、國制および地名、地理に関して、一定の知識を有し、また必要としていたことは、陶宗儀の『南村輟耕錄』や『翰墨全書』、『事林廣記』を見ても明らかであるが、至順三年江西行省の郷試を第五位で通過し、至正十三年には國子助教となった熊太古（熊朋來の子）にも、“周禮九儀の命を以て首となし、直に我が朝の官制に至る”『官制沿革表』二卷及び“在京諸衙門官制一卷”⁽²⁶³⁾の著作があった。

ひるがえって、呉黼は、卷七「賦税」〈食貨賦税鹽鐵等項〉において次のような記事を書き留める。

國朝、太祖西征の後自り、中原凋弊し、倉庫皆虚し。中書耶律文正

公、太宗に進めて轉運所を立つ。又、使副を立てて錢穀の任を専らにす。其の用うる所の人は、燕京の陳（徳）〔時〕可、宣徳の劉中の如きにして擧げて徴収するに皆良法有り。故に課税の額暴れずして増す。其の初を觀るに、秦の地税、商税、塩、鐵、酒醋、山澤の六色、均しく之を辦ず。歳止だ銀五萬兩、絹八萬疋、米四十萬石を得可き而已。庚寅歳（1230）に及び、已に増すこと一萬疋を爲す矣。夫れ金を減ばすに暨りて、戸口日ごとに増す。世皇の宋を取り、南北混一に及ぶや、天下の戸口を總計するに又太宗の時に百倍す。收受の式を定め、送納の程を限り、會計の法を立て井井に條有り。而して賦額の増も亦、太宗の時に百倍す矣。元貞元年の中書省の奏を觀るに、腹裏、江南の課程は、金を曰い、銀を曰い、鈔を曰い、絹帛を曰い、絲綿を曰うの數、見る可き也。延祐丙辰（1316）戸部の會計録を觀るに及べば、則ち金銀以下の數又其の屯を増す。國初の數を回視すれば又その額を百倍す矣。之を奈何せん。天下の民、窮せず且つ盜する乎。

前半部分は『國朝文類』卷五七あるいは『國朝名臣事略』卷五所収の移刺楚才（耶律楚材）の神道碑に據る可能性もあるが、至元、元貞、延祐の節目節目の戸口、賦税の變化について把握されている點は注目値する。地方志や碑刻資料などを見る限り、少なくとも至元二七年、延祐三年の戸計の數字は公開されていた。この延祐三年の戸部の會計録は、卷十「榷酒」においても、“延祐丙辰戸部の會計に、天下の酒課、歳に鈔を以て計る者は、増は自ずから増を作し、額は自ずから額を作す。蓋し増有りて減無し矣。”として引用されている。

さらに、吳黼がとくに注意していたのが、鹽引、茶引の價格の變動であった。

世祖の時、每引、銀七兩と為す。每銀一兩は鈔二兩を折して賣り得たるに十四兩鈔。延祐の時に至り、每引、賣るに鈔兩疋。兩疋鈔は銀子に折すれば、官の定價に依り四兩の銀子に該す。七兩の銀子に

依着すれば、價三定半鈔に該す。廣海の塩課は邊遠にして、在前は只一定に賣れば、再び一定を添えて二定と作すは除き、其の余の去処は、毎引各一定を添えて三定と作す。銀價を以て尤も少なきを計れば、官司の半定。此れ延祐の鹽價を増す也○至治また六の一を増す。江淮の間、歲辦六十余万引。福建、廣東、海北は八万余引○泰定二年の詔に；毎引、價二十五兩を減じ、以て民力を寛す○只今の實價 (卷十「權鹽」)

「只今實價」の後は、書き込めるように空白になっており、常に最新の情報をチェックしていた様子がうかがえる。この情報は、至順三年(1333)の江西郷試でトップ合格を果たした陳植の合格答案にも見えており、暗記しておくべき事項であった⁽²⁶⁴⁾。ほかにも、職田の石高、奉祿の數字等も暗記せねばならなかった。

ところで、卷十三「鹵簿」には、

英宗の時に至りて初めて寺を立て、鹵簿の禮を行う。但そ其の制は乃ち有司の草創にして時に稱わず。曾巽初の奏する所の新儀は未だ上らざる也○至大の初め、曾巽初の「鹵簿圖」並びに「書」及び「郊祀禮樂」を著す。召されて玉徳殿に對す。武宗之に官大樂署丞を賜う。延祐中、又「中道外仗圖」を進め、驂龍門下に召見さる。英宗大駕して上都自り還り、即ち太室に親祀し、始めて袞冕を服す。大駕の廟に至るに、有司の倉卒、其の制稱わず。上、初めて丞相平王拜住(バイジュ)に命じ、太常の秘書所藏の曾巽初の圖書を取るに軽りて、鹵簿大いに興る。是に於いて改めて大廟を作し、凡そ川蜀、江南の大木の美なるは悉く致す。凡そ旗幟の繪を繡する者は閩浙に於いて作し、人馬の鎧甲の采飾を被る者は江西に於いて作す。庀事は嚴速、務使は華好たり。又留守に詔して五輅を造るに未だ行うに及ばず而て國に大故有り。文宗の時、巽初又た前の圖書を以て進む。上未だ報ぜず而て曾歿す矣。毎事八々六十四、八脩の義に倣う。

という。これは、おそらく『道園學古録』卷一九或いは『道園類稿』卷四七の「曾巽初墓誌銘」から抜粋したものである。虞集は、呉黼と同じ撫州の出身で、父が呉澄の友人であったこともあって、彼に師事、大徳六年大都路學教授に推薦されたのをかわぎりに、十一年國子助教、至大四年國子博士、延祐元年太常博士、延祐四年集賢修撰、延祐六年翰林待制、泰定元年國子司業、三年秘書少監、四年翰林直學士、經筵官、五年國子祭酒、天曆三年奎章閣待書學士、至順三年翰林待講學士と重要な文官ポストを歴任したモンゴル朝廷の大物である。親友に袁桷や元明善等がいる。延祐四年には大都路の郷試の、泰定元年、四年には中書會試の試験官を、至順元年には御試の讀卷官にも任じられた。とくに文宗トク・テムルの寵愛をうけ、勅命によって『皇朝經世大典』の編修に当たり、總裁をつとめたことで知られる⁽²⁶⁵⁾。“一時、宗廟朝廷の典冊、公卿大夫の碑板は皆公の手に出ず”と言われ⁽²⁶⁶⁾、また既に高橋文治が指摘するように、この「虞集という人は、元朝の諸制度を鋭く洞察して正確に記述した文章家で、どの文章も驚くべき事柄が實に適確に記述されている」⁽²⁶⁷⁾。趙搗謙『學範』「讀範・集部」に虞集の文集が挙げられていたのも、決して唐宋八家の古文を踏襲するというその修辭を學ぶためだけでなく、モンゴル朝廷の諸制度の學習にも有益なテキストと見なされたからに違いない。呉黼が『丹墀獨對』において、はっきり“虞公文”として引用するのは、ただ一カ所、卷八「財用」の《先儒論斷》のみであるが、そこに引かれた文は、『國朝文類』卷四二「雜著・憲典」《食貨篇》すなわち『經世大典』の序録の一部である。しかし、『道園類稿』が、至正五～六年にかけて撫州路から官費で刊行されており、呉黼は、それを利用しやすい状況にいた。しかも、虞集は、晩年故郷に歸り『丹墀獨對』の編まれた至正八年に亡くなるまで、家塾を經營していたのである⁽²⁶⁸⁾。趙搗謙の推薦書『征賦定攷』の著者、兄弟弟子の袁明善を教師として招いて。ふりかえれば、『三場文選』の編者のひとり劉霖も、虞集の弟子であった。呉澄、虞集の「臨川學派」と建安書坊の輪の中に⁽²⁶⁹⁾、

おそらく呉黼もいたのだらう（『丹墀獨對』卷一七「禮記」に、“科舉止だ「禮記」を用い、【周禮】【儀禮】は用いず。江西の呉草廬先生に【禮記纂疏】有り”と紹介する）。

ちなみに、虞集の序文や跋文は、大元時代末期からとくに明代において「お墨付き」として有り難がられ、しばしば江西、建安の書肆や骨董屋において、偽造されるようになる。錢大昕は、自身が北京の琉璃廠の書市で二百錢出して購入した【皇元朝野詩集】前後集各六卷すなわち【皇元風雅】（李氏建安書堂刻本）の卷首に「奎章學士虞集伯生校選」と題するのは、書肆の仕業で、“序文淺陋にして、亦未だ必ずしも道園の手に出でざる也”といった⁽²⁷⁰⁾。【中原音韻】に附せられた虞集の序文も、【道園類稿】卷一九「葉宋英自度曲譜序」を書き換えたもの⁽²⁷¹⁾、萬曆二五年（1597）刊行の【重校評釋歷代將鑑博議】（前田尊經閣藏 閩書林宗文堂刻本）の虞集の序文も内容を見る限り、極めて怪しい代物である。ただ、【皇元風雅】後集のもうひとりの序文執筆者で、自身學業書の【詩義斷法】をものし、【群英書義】、朱禮【唐漢對策機要】などの建安刊本にも序文を寄せる謝升孫は、朱禮とともに虞集の友人であり、全てが偽物とも言い切れない⁽²⁷²⁾。むしろ、虞集と建安の出版のかかわりの深さ、そして、かりにそれらが本物であるならば、その粗雑な序文の製作の原因に注目すべきかもしれない。

そして最後に述べておかねばならないのは、【丹墀獨對】卷十九において、正統な史書【史記】、【西漢書】、【唐書】、【五代史】、【通鑑】を掲げたあとに、「遼史」の項目が立てられ、トクトの「進遼史表」および「三史凡例」の抜粋が載せられていることである。ところが、この「遼史」の項目は、卷頭の「總目」には見えない。一般に「總目」は本文作成の後に抜き書きして作成されるものだが、單なる不注意ではなく、「總目」を作り直した葉氏廣勤堂によって、故意に挙げられなかった可能性が高い。

大元ウルスの科擧のモデルのひとつ「朱子學校貢擧私議」の提示する

諸史の「策」は、“左傳・國語・史記・兩漢爲一科，三國・晉書・南北史爲一科。新舊唐書・五代史爲一科，通鑑爲一科。”であり、ここに『史記』、『西漢書』、『唐書』、『五代史』、『通鑑』の五種のみが擇ばれていることには意味がある、と考えるべきだろう。

漢、唐は、中國全土をおさえ東西交流も盛んだった。文化、制度などの面で大元ウルス朝廷が尊重した王朝である。『丹墀獨對』が引用する『大元通制』でも、呉黼によれば実際には“その實無し”だったらしいが、“大學生を令て五經及び漢・唐史を習わしむ”（卷五「學校」）という規定があった。しかし、『史記』、『漢書』を取り上げているより大きな目的は、おそらく匈奴の歴史を記す點にある。そして、唐は鮮卑の拓跋氏、五代はテュルク系の沙陀族とモンゴル系のキタイ。ここに至正四年に編纂、五～六年に江浙、江西の二行省下で國家出版された遼金宋三史のうち、『遼史』のみをつづけるのは、まさに大元ウルスの立場、正統觀を表すといつてよい。『遼史』編纂命令の二通の聖旨、『金史』の開板命令の聖旨および『宋史』の「中書省咨文」はいうまでもなく、江南行臺で編纂された『至正金陵新志』も三史についてのべるさい、必ず遼、金、宋の順に擧げる⁽²⁷³⁾。そして公式見解では、遼があくまで正統であることを、江南の文人たちもじゅうぶんに承知していた。たとえ、楊維禎が江西儒學提擧という立場を利用して、『宋遼金正統辯』一卷（版木にして九面）⁽²⁷⁴⁾を刊行しようと、天曆二年、至順三年の江西鄉試第四位で、『策場備要』の著者でもある解觀が、遠路遙々大都に赴き宋の正統を上書しようとも⁽²⁷⁵⁾。『丹墀獨對』のこの記事は當時の江南文人の三史に關する認識を如實に示している。洪武十九年、この條が總目から削除されたのは、ぎゃくに楊維禎の説を取らざるを得ない明朝廷の立場に従ったにほかならない。宋、遼、金三史という言い方は、『南村輟耕録』を例外として、一般には洪武年間に入ってからなされるようになった。『學範』『讀範』『讀史』がまさに“宋三史”と言い換えている。鄭鎮孫の『直説通略』が遼、金、宋の順であったのに、明の改編をうけた同じ

鄭鎮孫の『歴代史譜』が宋、遼、金となっているのも同じ理由である。後述する寧獻王朱權が永樂四年に刊行した『天運紹統』も宋、遼、金の順に配列する。

なお、呉黼がみた『遼史』のテキストが、至正五年の“上色高紙”にて印刷された大字本の初版一百部のうちのひとつだったのか、そのご建安で出された小字本（『建陽縣誌續集』「典籍」《史書》に“遼史一百一十六卷板燬、金史一百三十五卷板燬”と伝える）だったのかは不明だが、元好問『續夷堅志』（臺灣國家圖書館藏 舊鈔本）に附された吳中の王東の後序に、“至正戊子（八年／1348）、武林新刻の金史、一觀を獲るに因り、謹みて此の傳（元好問傳）を謄し、書する所の後に附す云々”とあることからすると、大字本も閲覽、筆寫することは、可能であった。しかし、呉黼に、遼、金の制度を研究する姿勢はみられない。當時、正史をじっくり讀む余裕がなくとも、南宋發信の『契丹國志』、『大金國志』なら割に容易に見ることができた⁽²⁷⁶⁾。しかし、歴代の沿革については、概ね漢、唐、宋の流れを辿るだけだった。それは、江南の科擧合格者の答案と同じである。むろん正史の編纂までろくな文獻がなく、あっても必要量の部數が刊行されなかった南宋時代のツケも大きく影響するのだろうが。この時代、江南の儒者は、通史として遼、金史を語ることには熱心だった⁽²⁷⁷⁾。しかし、科擧にかんするかぎり、江南文人に、遼、金へのまなざしはなく、また特に要求もされなかったのである。

以上、大まかながら紹介してきたように、『丹墀獨對』は、程端禮等の教育法にのっとり、朝廷の最新情報を可能な限り取り込んだ、極めてモンゴル色の強い書物であった。にもかかわらず、明初期において、まだこの書が必要とされ、洪武二〇年の郷試の直前に刊行されたのは、いったいなぜなのか。ほんとうに明初の受験生が讀んだのか。そうでなければ、誰が必要としたのか⁽²⁷⁸⁾。そして、この書が江戸時代、昌平坂學問所にて、誰によって、何のために、筆寫されたのか。その答えは、現在のこる資料の中には見いだせない。しかし、少なくとも『丹墀獨對』

を読み、筆寫した人々が、一般の學者より正確に偏見なくモンゴルの諸制度の概要を捉えることができたのは、確かだろう。

五. むすびにかえて

呉黼と同じ時代を生きた梁寅も、若いころ科擧の「對策」のために『方策稽要』⁽²⁷⁹⁾なる書を編み、“四方に板行”した。至正年間、書坊が『古今策海』と書名を改め翻刻本を賣り出したので、さらに流通したというが、大元末期から明初の戦亂によって、姿を消した。かれは、大元時代、科擧に落第しつづけたが、翰林學士や儒學提擧といった時の名士たちの知遇を得て集慶路の儒學訓導を務めた。のち洪武帝に請われ『大明集禮』の編纂に携わったものの、朝廷の正官にはつかず石門書院で教鞭をとる道を選んだ⁽²⁸⁰⁾。時局が落ち着いて科擧が再開されると、劉德恭の求めに應じ郡庠のテキストとして『方策稽要』をより簡潔な形に刪訂した。一時、策試から“時務”が無くなり、“經史”のみが問われるようになったためである⁽²⁸¹⁾。しかも、明政府の刊行物の多くがそうであるように、大元ウルスについての記述は、意識的に取り除かれてしまった（したがって、大元時代の諸制度の資料としては、『丹墀獨對』には及ぶべくもない）。諭南劉氏竹所書堂の新刊『策要』六卷（臺灣國家圖書館藏）がそれであり⁽²⁸²⁾、『丹墀獨對』復刊の一年後の洪武二〇年に刊行された。14行×21字の小字本である。卷頭には、もと翰林編脩の張九韶の序、梁寅の自序が附されている。のちに慶陽府で官刻本として出されたほか、楊士奇によって、清江でも刊行された⁽²⁸³⁾。

明初の朝廷に仕えた江南文人は、筆頭の宋濂、劉基でさえ、大元時代には地方官どまりであり、モンゴル朝廷を間近で觀察、體感する機會を持ち得ず、さまざまな意味で「小粒」で「視野狹窄」な、ものの表面だけを見て前代を踏襲したつもりになったひとびとであった（張九韶にも科擧の參考書『羣書備數』（『羣書拾唾』）があるが、とても翰林院の學士が作成し

たとは思えない代物である)。そしてそれが明の文化學術の衰退の一因ともなったが、ともかくも、江南の一文人の眼差しで、受動的に見てとった科擧、教育、出版のありようの一端を明朝廷に傳授する役割は果たした(たとえば、皇帝、皇后の御製の書物が建安で出版されるのも、白話語彙を用い、挿繪を盛り込んだ『孝經』や『列女傳』に類する世教の書を記念事業として刊行するのも、モンゴル時代の名残である)。しかし、それ以降にいたっては、眞似どころか無知かつ無耻な剽窃行爲が横行する。官撰と銘打つ書物であつてさえ、『四書五經大全』をはじめ、大元時代の出版物を丸々引き寫すことが往々にしてあつた⁽²⁸⁴⁾。その選書も、『學範』に示された推薦書そのままであつた。前代の善書を重刊するのは褒められるべき行爲だが、元刊本に基づくことには觸れたがらなかつた(明代の官刻本がいかにも大元時代の出版物に負うところが大きいかは、『古今書刻』二卷をみれば一目瞭然である)。既にある書物を寄り合わせ、書名を變えて平然と出版した。文學、陰陽學、數學、醫學、藥學あらゆる分野で、そうであつた。中央、地方の文官を問わず、明の文人たちにまるでプライドはなかつた。大元時代ならば、増訂した部分にのみ自分の名を入れ、もとの編著者をあくまで主編として尊重していた。その事實は、こんにち残る版本によって動かぬ證據としてある。このような風潮の中では、とうぜん學問の進歩は全く見られなかつた。寧ろ引き寫しを重ねていくことで退化していくかのようであつた⁽²⁸⁵⁾。

「剽窃の時代」の中でも、寧獻王朱權は、その地位もあつて特に目立つ存在である。かれは歌曲と戯劇をこよなく愛したモンゴル王族の趣味を自らも纏おうとして、雜劇をものし、『太和正音譜』、『瓊林雅韻』、繪入りの『太音大全集』等を著した。ところが、本稿で取り上げた陳繹曾『文筌』の書名を『文章歐冶』と改め、中身を數行書き換えただけで、得意になつてあたかも自作であるかのように序文を付し刊行した張本人でもあつた。『文章歐冶』が『文筌』を改名したものであることは從來から知られ⁽²⁸⁶⁾、またそれが朱權の仕業であらうことは、『續書史會要』

等の文献から予想できたが、國會圖書館藏朝鮮版の序文に付された「昭回雲漢之章」の印、花押が、最近公開された朱權の悪名高い科擧の參考書【原始秘書】（華東師範大學藏 明刊本）のそれと一致するという、物的證據によって明るみにでた⁽²⁸⁷⁾。じつは朱權の著作のほとんどについては、種本がある⁽²⁸⁸⁾。それ故、種本が明らかになっていないものについても、そこに示されている内容は、すべて大元時代に存在した情報という逆説的な信頼すら抱かせられる。【天運紹統】（舊北平圖書館マイクロフィルム 明永樂四年（1406）刊本、冷泉府舊藏東洋文庫藏 朝鮮版）にしても、洪武二九年（1396）かれが御府においてたまたま見つけた秘書所藏の『歴代帝王譜圖』に基づく。伏羲から大元までの編年世次と系圖のうち、伏羲から周までの系圖を缺いていたのを諸儒——新安の胡一桂【十七史古今纂要】をはじめとする類似書と校勘、【元朝秘史】の漢文總譯の冒頭を引用しただけで「秘典」となし、編年世次の部分に要らぬ手を加えて改竄した。【四書五經大全】の編纂に共通する姿勢である。それで歴代の研究書より詳しいと自慢するのだから始末に終えないが、少なくとも書中の遼室世系は、【永樂大典】卷五二五二に収録される孫應符の『歴代帝王纂要譜括』と一致し、モンゴル王室の系圖は、【南村輟耕錄】卷一の「大元宗室世系」と、それより多少簡略化されているが、明らかに連動する。【歴代帝王譜圖】は、もとはモンゴル朝廷もしくは官廳所藏の系圖であることから、フレグ・ウルスのペルシア語史料【集史】、【五族譜】との關連も予想される。ぎゃくに、そうした漢文資料を、四明は天台の陶宗儀が閲覽、書き留めて刊行していたという點にも留意すべきだろう。

ひるがえって、明代においては、朱權が【原始秘書】を著したにとどまらず、廣信府では【策學輯略】、陝西布政司では【策學集要】、西安府では祝堯の【策學提綱】、臨洮府では【策學集成】、成都府、重慶府では【策學集略】といったように、中央、地方の官廳が策學書を刊行する事例が多く見られる。そのひとつ、景泰七年（1456）に、内府にて刊行さ

れた『選類程文策場備覧』（舊北平圖書館藏マイクロフィルム 明刊本）は、程端禮が使用に注意を促した『新箋決科古今源流至論』、そして骨抜きになった梁寅の『策要』と並び立つことを目標に編まれた。『末場節要』（臺灣國家圖書館藏 明抄本）の引用書目にも、『源流至論』、『梁氏策略』が見える。所詮はそのレヴェルであった。しかし、いっぽうで、『史記』、『通鑑綱目』、『宋名臣言行録』、『大學衍義』、『文獻通考』、『文選』、『文粹』、『文鑑』、蘇軾の『策略』、『策別』、『策斷』の名も見え、程端禮等が指定した讀書、作文規範がたしかに生き續けていたことを知るのである。類書の『截江綱』や『群書類要』、史抄の『小學史斷』も用いられていた。『歴科會試策』、『歴科郷試策』のような合格答案集、『保齋十科策』のような策の模範集、官廳から刊行、配布された『策學輯略』、『策學衍義』を読む。表面的には、大元時代と何らかわらぬ受験生と出版の姿である。むろん『大元通制』から『皇明政要』へ、虞集の『道園學古録』から宋濂の『宋學士文集』へ、という時代の要求による變化はあったけれど。

明以降の「對策」の對策集もまた、當時の諸制度、文人たちに要求された時事の常識、思想の變遷を知るに有効な資料である。こんご活用したい。

註

- (1) 『新刊類編歷學三場文選』（靜嘉堂文庫藏 元刊本）「聖朝科舉進士程式」。「商閭」は“章閭”が正しい。ウイグル文字のsとjの字形の類似から音寫の際に誤ったのだろう。もとの文書がウイグル文字モンゴル語で書かれていたことを示す好例である。なお、エリク・カヤとクトゥク・エルの名を『元史』卷一一二「宰相年表」皇慶二年の條に補う必要がある。
- (2) 事前に、朝廷は貢擧の舊法を廣く講求し、宋の進士姚登孫、熊朋來、牟應龍等の意見も聞いている。（『滋溪文稿』卷二九「題咸淳四年進士題名」）

- (3) 『圭齋文集』卷五「趙仲簡公祠堂記」
 “皇元煥興，江漢趙氏復能背誦程朱書，北渡江，私筆以授學者許文正公衡。衡神明其書，進以所得，相世祖，興禮樂，文太平。後是四十年，貢舉法行，非程失學不試於有司。於是天下學術，凜然一趨於正。”
- (4) 姚樞自身、朱子の「小學」、『語孟或問』、『家禮』を刊行したほか、楊惟中に『四書』、田和卿に『易程傳』、『書蔡傳』、『春秋胡傳』等を出版させている。(『牧庵集』卷一五「中書左丞姚文獻公神道碑」、『國朝名臣事略』卷八「左丞姚文獻公」、『圭塘小藁』卷六「雲齋書院記」)
- (5) 『元史』卷八一「選舉志」〈科目〉、『國朝名臣事略』卷八「左丞姚文獻公」、「左丞許文正公」、『滋溪文稿』卷三「陝西鄉貢進士題名記」、卷五「伊洛淵源錄序」、卷六「正學編序」、卷三〇「題晦菴先生行狀後」、『秋澗先生大全文集』卷三五「貢舉議」、卷七九「元貞守成事鑑」〈選士〉、卷八九「論科舉事宜狀」等。なお、至元十三年(1276)四月～六月に、華北において太宗オゴデイのいわゆる「戊戌(1238)の選試」をひきつぐ儒士の選試が行われている。『廟學典禮』卷三「儒戸照歸附初籍並葉提舉續置儒籍抄戸」に“腹裏儒戸，至元十三年試中者，止免一身差役”とあるのは、まさにそれで、「經義」と「詞賦」の二科目、首席は解節亨、あざなは安卿なる人物であったという(『秋澗先生大全文集』卷一五「題開封府後堂壁」、「穎封人廟」、卷四四「紀異」、卷六三「故尚書禮部郎中致仕丁公祭文」、卷九一「烏臺筆補・定奪儒戸差發」、『雪樓集』卷一三「東菴書院記」、卷二二「故翰林待制權君墓誌」、『清容居士集』卷二九「滕縣尉徐君墓誌銘」、『道園類稿』卷一八「焦文靖公彝齋存藁序」等)。『廟學典禮』卷一「歲貢儒吏」の至元十九年九月某日の中書省の劄付の中で觸れられている“比及設立科舉以來，定到下項事理”を含め、これらの事實を『元史』が記載しないのは、それがのちに世祖クビライと不仲に至った皇帝監國裕宗チンキムの采配でおこなわれたため、チンキムとかかわるほかの記事と同様、『元史』が依據する『世祖實録』の編纂段階ですでに抹殺されていたと考えられる。
- (6) 少なくとも至元八年以降、漢兒人に對しては、『文公家禮』に依據した冠婚葬祭が規範とされ、大徳八年に再確認がされている。朱子が熱心であった救荒、勸農、水利などの社會事業も意識的に進められた。これらの事業の詳細については別稿でのべる。
- (7) 『廟學典禮』卷二「左丞葉李奏立太學設提學司及路教選轉格例儒戸免差」
- (8) 『芳谷集』卷一「贈徐義翁北行序」

“漢擇年十八以上者，充博士弟子，唐州縣學限年十四以上十九以下，而小學無聞。宋三舍法行，而小學一皆肆簡家塾而已。皇元興學崇化，陋漢唐，追三代，外臺勉勵，倣古八歲入小學，十五入大學，皆訓導之。自皇慶以來，東南學校誦弦聲風動雷隱矣，丕休哉。”

- (9) 【楚石大師北遊詩】(臺灣國家圖書館藏 抄本)
“(天曆二年)[泰定元年]甲子春，鄧公善之，任國子祭酒，試禮部進士，甚公。善之謂予曰：「袁伯長學士在京師，累歲不肯取鄉士。今年得程端禮兄弟人，亦不以我爲私。」余聞之喜因謝。”
- (10) 至元二四年に集賢院で議定されクビライに奏上された、國學における“合讀は甚廢書(まさに讀むべきはいかなる書か)”という書目リスト、教程の内容は、明らかでない。また、元貞元年に福建道儒學提學司が福州路の儒學教授の熊朋來等と講究し福建閩海道肅政廉訪司に上申した學校教程、および江東道儒學提學司と建康路の儒學教授、山長等が講究し江東建康道肅政廉訪司に上申した教程は、江南行臺によって、管轄下の儒學で遍く實行すべく文書が下されたが、どこまで定着したかは不明である。そこでは、習字、律詩、朱子の【小學】、【孝經刊誤】、【四書集註】、【詩集傳】、【書傳】、【通鑑】、詞賦の時間割が細かく定められていた(【廟學典禮】卷五「行臺坐下憲司講究學校便宜」、「行省坐下監察御史申明學校規式」)。
- (11) 【南雍志經籍考】卷下「雜書類」(晦庵讀書法四卷)によれば、朱子の門人輔廣の述べる所を程端禮が校正したテキストがあり、前集七卷後集四卷、嘉靖七年の時點で版木は存する者四三面、壞れたる者六塊、缺する者十一面、であったという。程端禮が【分年日程】「綱領・朱子讀書法」の輔漢卿所編の【讀書法】について“近ごろ已に集慶學に刊す”と註するテキストそのものだろう。【至正金陵新志】卷九では板木は一百七十張という。
- (12) 【畏齋集】卷四「送馮彥思序」
- (13) こんにち残るテキストは、元統三年(1335)甬東程氏家塾本だが、【畏齋集】卷四「送教授鄭君景尹赴浮梁任序」、「送馮彥思序」によって、すくなくとも至正元年から五年頃まで刊定が續いていたことがわかる。至正二年に刊行された【至正四明續志】(上海圖書館藏 影元鈔本)卷七「學校」によれば、【分年日程】の版木は程氏書塾にて保管されていたが、その版木は計九〇片といい、元統本より少ない。ただし、両面に刻されていた可能性もある。【南雍志經籍考】下「雜書類」(讀書工程三卷)によれば、“脱する者二十三面、存する者一百二十二面”

という。

- (14) 『金華黃先生文集』卷三三「將仕佐郎台州路儒學教授致仕程先生墓誌銘」、『分年日程』卷二
- (15) 程端學は、泰定四年と元統元年の二度序文を書いている。
- (16) 『滋溪文稿』卷五「曹南李時中文稿序」
- (17) 醫學、陰陽學の科目、テキストの指定も、大元ウルス治下のみならず、朝鮮、日本における當該分野の出版に多大な影響をもたらした（『元典章』卷三二「學校二」〈醫學〉【醫學科目】、『秘書監志』卷七「考試司天科」、「改演新曆選差人」、これらについては、別の機會に詳述する。
- (18) 『新刊類編歷學三場文選』「聖朝科舉進士程式」

“延祐元年六月 日中書省咨；來咨；江浙行省咨；爲設立科舉，行據儒學提舉司講議各項事理。差提舉康奉政馳驛賫咨，計稟送禮部，約會翰林、集賢院官一同講議到後項事理。呈乞照詳。都省准擬。今開各項并抄解據、家狀程式、從式在前。咨請依上施行。

一、鄉會等試、許將禮部韻略。講議得；即日南北刊行禮部韻略。

因在前避諱字樣增減不同。今來科舉既開，未審用何本爲主。

合從都省頒降，庶得歸一。

前件議得；科舉許用見行禮部韻略外，據金宋避諱字樣，不須回避。”

金朝、宋朝治下でそれぞれ刊行されていた版本では、避諱の字の増減が異なっていたが（科舉再開時、江南の監本、毛晃『増修禮部韻略』と江北の平水劉淵の『壬子新刊禮部音韻略』が流通していた）、政權としては、新たに統一のテキストを編輯して使用をそのみに限る必要性は認めなかった。大元ウルスが科舉の答案に於いて避諱したのは、歴代カアンの御名廟諱とあきらかに凶悪な一六〇餘りの文字に過ぎなかった（『新刊韻略』（臺灣國家圖書館藏 大德十年平水王氏中和軒重刊、至治年間増補本）「聖朝頒降貢舉三試程式」、「壬子（皇慶元年）新增分毫點畫正誤字」、「文場備用排字禮部韻註」（內閣文庫藏 元統三年建安呂氏會文堂刊本、臺灣國家圖書館藏 至正十二年一山書堂本、中國國家圖書館藏 元刊本）「聖朝頒降貢舉三試程式」、「文場備用禮部韻註分毫點畫正誤字樣」、「古今韻會舉要」（臺灣國家圖書館藏 元刊本）「熊忠序」、「陳氏牌記」、「李光魯序」、「余謙序」、「凡例」等参照）。「文場備用禮部韻註分毫點畫正誤字樣」の牌記は、“聖朝科試，舉子所將一禮韻耳。然唯張禮部敬夫定本最善。今復以諸韻參校，每一韻爲増數字，凡増三千餘字，釋焉而詳，擇焉而精，敬用梓行，爲文場寸晷之助云。”という。ちなみに、孔齊は『至正直記』

卷三「經史承襲」において、宋代の避諱——闕筆はもとより、「玄」を「元」、「宏」を「洪」に換える類い、前代に溯って人名を改めるなどの行爲は後世の人を誤らせる悪弊であり、翰林院および諸處の儒學提學司が、書坊に文書を下して、宋代の版木の避諱を訂正、校勘しなおすこと、詩、書、易のテキストから小序、王弼序卦の類いを削除せしめるべきだとの考えをしめしている。至正年間にいたっても、宋代の避諱が踏襲されたテキストが横行していたのである。葉子奇が『草木子』卷之三下「雜制篇」において“至於元朝，起自漠北，風俗渾厚質樸，並無所諱。君臣往往同名，後來雖有諱法之行，不過臨文略缺點畫而已。然亦不甚以爲意也。初不害其爲尊，以至士大夫間，此禮亦不甚講。”と述べるとおり、文字獄など起こりようがない大らかな時代であった。

- (19) 『分年日程』卷一「治周易鈔法」「治尚書鈔法」「治詩鈔法」「治禮記鈔法」「治春秋鈔法」。大元時代、經書のみならずあらゆる分野で、卷頭に圖をまとめて付す書が大流行した。建安鄭氏宗文堂の「大廣益會玉篇」に付せられた「新編正誤正註玉篇廣韻指南」や「十七史纂古今通要」（南京圖書館藏 影元鈔本）の「歷代皇帝王傳授之圖」「歷代傳授統系總圖」「歷代帝王國都疆理總圖」、『新刊晞范句解八十一難經』（静嘉堂文庫藏 元刊本）等、枚舉に暇がない。
- (20) 『滋溪文稿』卷六「性理四書」
- (21) 『新刊類編歷學三場文選』「聖朝科舉進士程式」〈抄白元降詔旨〉“一、科場，每三年一次開試，舉人從本貫官司於路、府、州、縣學及諸色戸内推選年二十五以上、鄉黨稱其孝悌、朋友服其信義、經明行脩之士，結罪保舉，以禮敦遣貢……”、「程氏家塾讀書分年日程」卷二“又必擇友，舉行藍田呂氏鄉約之目，使德業相勸，過失相規，則學者平日皆知敦尚行實，惟恐得罪於鄉評，則讀書不爲空言，而士習厚矣。必若此，然後可以仰稱科制。經明行脩，鄉黨稱其孝悌、朋友服其信義之實，庶乎其賢材盛而治教興也。”
- (22) たとえば、『柳待制文集』卷一九「書婺本易程氏傳後」に“今讀易者，必曰自程氏，計其梓行於江浙閩楚，無慮數十本，大抵取便紙墨，易於轉售，魯魚亥豕，隨閱隨得，承訛踵謬，襲爲故常。”という。また、『古今韻會學要』の陳某の牌記には“今繙諸梓，三復讎校，並無譌誤，愿與天下士大夫共之。但是繙係私著之文，與書肆所刊見成文籍不同。竊恐嗜利之徒，改換名目，節略翻刊，纖毫爭差，致誤學者。已經所屬陳告，乞行禁約外，取書君子，伏幸藻鑑。”とあり、海賊版がすぐ

に出回った当時のありさまの一端がうかがえる。

- (23) 楊桓『六書統』二十卷『六書統溯源』十三卷(臺灣國家圖書館藏 至大元年江浙行省刊、余謙修補本)、周伯琦『六書正義』五卷『說文字原』一卷(臺灣國家圖書館藏 明覆刊至正十五年本)、家鉉翁『則堂先生春秋集傳詳說』(臺灣國家圖書館藏 影鈔泰定二年寧國路儒學刻本)、趙訪『春秋屬辭』(舊北平圖書館マイクロフィルム 至正二四年池州路儒學校正、商山書塾刻本)、『禮經會元』(臺灣國家圖書館藏 至正二六年江浙行省刻本)等。
- (24) 『國朝文類』卷四一「雜著・學校」に“内設冑監，外設提學官，以領郡縣學校之事。於是遐陬絕漠，先王聲教之所未暨者，皆有學焉。至元八年頒行國字，又設蒙古學，視儒學而加重，自時厥後，書院、精舍月益歲增，及夫大司農之立，則一鄉一社，皆有學矣。”という。また、『分年日程』卷一「自八歲入學之後」に“『四書』本，惟有梅溪書院新刊纂疏，字大少誤，有疏文可纂攷，集注最便初學讀誦，每行二十字，五十行則千字，細段約四、五行則得矣”とあり、古邢の張子禹が刊行させたという梅溪書院のテキストを程端禮が愛用したこと、元刊本に十行あるいは、一行二十字の刊本が多く見られるのは、字數を計算しやすくするためであることがわかる(『定字集』卷一「尚書蔡氏集傳纂疏自序」参照)。臺灣國家圖書館所藏の陳襟『書蔡氏傳纂疏』の影元鈔本は、「泰定丁卯(四年)陽月/梅溪書院新刊」の牌記を有し、確かに每半葉10行×20字である。梅溪書院本は、版式が建安書坊本に酷似し、ほかに『說文韻府群玉』、『資治通鑑綱目集覽』、『朱文公經濟文衡』、『皇元風雅』、『千金翼方』等がある。洪武二五年(1392)には、『事林廣記』も重刊している。じゅうらい、建安書坊の刊本として、ひとまとめにされている元刊本の中には、書院、精舍の牌記をもつものが相當數ある。書院の山長は、儒學提學司の命令によって、書籍の審査、校勘、出版業務の監督も行う。たとえば、『玉海』(建仁寺兩足院藏 元刊本)の翁洲書院山長曹性之、紹興路高節書院山長金正善、『大易輯說』の南陽書院王山長等の例がそれである。これらを私營の書肆と見なすことは、できない。ぎゃくに、余氏勤有堂が『故唐律疏議』を刊行するさいに、考亭書院の學生余資が編校したという例もある。したがって、椿莊書院、西園精舍等が刊行した『事林廣記』も、通念の“民間”の日用類書という性格では解釋することが難しくなる。
- (25) 代表的な例としては、『四書通』(中國國家圖書館藏 元建安余氏勤有堂刊本)がある。また、虞集の『道園學古錄』は、至正元年、福建閩海

道肅政廉訪副使の幹玉倫等が官廳を通じて、建安の劉氏家塾に刊行させた小字本で、版式、字體とも建安書坊の出版物の特徴を有する。劉氏家塾は、翠巖精舎もしくは、のちに『伯生詩續編』を出した日新堂を指す可能性もあり、とすれば官民共同の出版例のひとつとなる——胡一桂『詩集傳附錄纂疏』（中國國家圖書館藏 泰定四年劉氏翠巖精舎刻本）に附せられた邵武路總管府經歷揭祐民の序に“翠巖劉氏家塾”とある——。ただし、四部叢刊本の『道園學古録』は、卷頭に、至正五～六年に江西湖東道肅政廉訪司の劉サルバンが撫州路學に刊行させた大字本『道園類稿』に附せられた歐陽玄の序文を加えているので、重刊本の可能性が高い（『危太樸文集』卷一「道園遺葉序」）。建安における官民共同の出版は、こんご上記の書院、精舎本と併せて考える必要がある。

- (26) 程端禮の弟の程端學が編纂した『春秋本義』、『三傳辨疑』、『春秋或問』（以上、舊北平圖書館藏マイクロフィルム 元刊本）、劉因の『四書集義精要』（臺灣故宮博物院藏 元刊本）などは、その典型的な例である。
- (27) 『分年日程』卷一「讀小學書正文」、「治春秋鈔法」、卷二「次讀韓文」「端禮有廣壘山批點法及韓文敘事議論批點成書二冊」、「批點經書凡例」、「批點韓文凡例」、「春秋本義」（『通志堂經解』所収）「點抹例」。なお、批點そのものは、金華の呂祖謙にはじまり、黃勉齋、何北山、王栢と連なる。王栢の弟子のひとり張盥の盡力によって華北に王栢の著『四書集註』批點本が知られるようになったという。金履祥も王栢の弟子である（『吳正傳文集』卷一七「題程敬叔讀書工程後」）。
- (28) ほかに、『類編層瀾文選』前・後・續・別各十集（上海圖書館藏 元雲坡家塾刻本）、王胡與輯『古文會選』十卷（北京大學圖書館藏 元至正二四年王氏家塾刻本）、張騫釋文、何如愚編校の『附音傍訓古文句解』甲乙丙丁集各十卷（前田尊經閣藏 元刊本）等が出版されている。ちなみに明初建安刊本の『標音句解精粹古文大全』（臺灣國家圖書館藏）、明の憲宗の重編による明成化十一年經廠刊本『古文精粹』（臺灣國家圖書館藏）は、いずれもこの元刊本『古文句解』を節略、編修しなおしたテキストに過ぎない。なお、現存しないが、新安の陳樸も、『批點古文』を著している（『陳定宇先生文集』卷三「論語訓蒙口義自序」、「批點古文序」）。
- (29) 舊本『老乞大』には、大都から高麗へ商品として持ち帰られる書籍の名がいくつか見えるが、それらはまさにこの時代に必須の流行最先端をいくテキストだった、といていい。

- (30) 『聖宋名賢播芳大全文粹』の續編として、大元時代の詔誥、章表を編輯した『聖元名賢播芳續集』（宮内廳書陵部藏）は、洪武六年に高麗の進賢館の文官が筆頭となって覆刻（13行×25字）したほか、朝鮮王朝治下でも活字本が刊行されており（『中宗大王實錄』〔戊寅一三年（1518）十一月戊午〕、内閣文庫に一本が傳わる。後述する『三場文選』『古賦』、『對策』の朝鮮版の數度の刊行と併せて、明代の文學ではなく、大元時代の文學が、後世まで模範とされた好例といえる。
- (31) 『滋溪文稿』卷四「燕南鄉貢進士題名記」。また、卷六「濟陽文會序」では、“其爲制也，詢之孝弟信義，蓋欲其行之有常，試之經義經問，蓋欲其學之有本。繼以古賦詔誥章表，欲其敷揚宏休，以備代言之選，索以經史時務，欲其經濟斯世，發爲有用之學。是則朝廷設科取士之意，諸君子其亦思之否乎。”という。蘇天爵だけでなく、『師山先生文集』卷三「送唐仲實赴鄉試序」等も同趣旨のことを論ずる。
- (32) 『太平金鏡策』卷三「飾譯學」
“伏望陛下敕宣天旨，令有司凡考試蒙古進士，仍限人數，照依至元十一年聖旨，間以時務利害五件，各以所見用蒙古文字爲對，如所對事情切當，言語有倫理，字畫無差錯者，爲中選，全通爲上甲，四通爲中甲，三通下甲，然後各考等第之高下。”
- (33) 『新刊類編歷舉三場文選』「聖朝科舉進士程式」《都省奏准科舉條畫》
- (34) 『元代西夏遺民文獻述善集校注』（焦進文・楊富學校注 甘肅人民出版社二〇〇一年十一月）
- (35) モンゴル人及びいわゆる色目人の右榜のほうが、受験倍率が低く、またトップ合格はたいていモンゴル人か漢人が選ばれることから、南人の中には、前朝の舉人と偽ったり、モンゴルや色目の家に婿入りして籍貫を華北と偽る者さえいた。當時の科舉において發生した問題點については、「山東嘉祥縣元代曹元用墓清理簡報」〔曹元用墓志（門生中議大夫藝文太監檢校書籍事宋本讓）〕（『考古』一九八三・九九二七～九二八頁）が詳しい。
- “國家龍興，國民號蒙古人，而號餘國曰色目，漢泊淮之北曰漢人，南曰南人。貢舉之制，蒙古、色目士爲右榜，漢、南爲左榜。右榜士程試常寬，而魁選率取蒙古、漢人。又以士少登第不可理人，乃限年二十五聽就試。以故舉人、或嘗奴僕贅壻蒙古、色目，即冒主父外舅貫，寔籍南曰吾祖考嘗在北，齒未及，輒偽造之。考官閱程文，因項多不披覽，勒它官所品第語，是之以書卷首。郡國鄉試，有司合以意取所知士，爲考試官，或不能服多士，且考較鹵莽多遺。於會試下第人不

録，而州邑教官，以直學久次者補之。是數事，皆不勝弊。公建議，宜令舉人同鄉里者照狀，更互薦保，冒濫者，以詐爲格，罪之。一狀人連坐殿一舉，不得試。有司不覺，當遷秩時，加三十月始理。考官所書語，彌封不使它官見雷同遂其情。河南、陝西、河東、燕南、東平、濟南、遼陽，宜依兩都比，朝廷選考官，先期馳傳往其所，郡國自請考官一二副之。庶去取合宜，才德士輩出矣。士不第非盡劣，額既盈不得不黜，適用者猶衆，宜取以爲州縣學官直學。職金穀非可教人者，議上。大臣皆歎服其慮之周。泰定三年，雲南行省鄉貢三進士出發，獎萬里充賦，既即不得選。公以爲；國家文命誕敷，遠人漸化，古未見者。宜移其省祿斗升，示激勸，宣道德之澤。三人遂皆得官。時宰嘗有欲沮罷科舉者，公抗言國家文治僅賴此耳。議遂格。”

- (36) 大都の興文署、奎章閣廣成局および金朝から連続する平陽での出版の實態は、いずれも未解明である。江南では、國家出版と保舉に大きな役割を果たしたことが判明している肅政廉訪司、儒學提學司にしても、陝西省儒學提學や甘肅省儒學提學が果たして全く同じ職務を有していたかどうか、證明すること、出版システムを確認することは、現在の資料状況では困難といわざるを得ない。華北は江南に比して碑刻資料には恵まれているが、當地で編纂、刊行された典籍資料は殆ど残っていないからである。一例として、程端禮が八歳の入學後にまず讀むテキストとして挙げる朱子の『小學書』は、江南で流通した熊禾の『標題句解』、何士信の『集成』については、前田尊經閣に元建安刊本が現存し、後者は朝鮮版、和刻本もある。しかし、姚樞が弟子の楊古に沈括の活字版の技術を用いて刊行させた『小學』、國子監に藏されていたという元統元年の燕山嘉氏本を至正十三年に重刻した『晦庵小學』の定本（國子祭酒の王思誠、監丞の危素、助教の熊太古等の題識が附されていた）等は、のこっていない。『牧庵集』卷一五、『水東日記』卷一の記述によって、その存在を知るのみである。
- (37) 『文獻通致』（臺灣國家圖書館藏 元刊本）「抄白」
- (38) 『玉海』（建仁寺兩足院藏 至正十二年校讎本）「序・指揮」、『至正四明續志』卷七「學校」、『畏齋集』卷四「送薛學正永嘉序」
- (39) 『元史』卷二八「英宗本紀」、『元史』卷一〇二「刑法志一」、『國朝文類』卷三六「大元通制序」、『滋溪文稿』卷九「元故翰林侍講學士知制誥同修國史贈江浙行省中書參知政事袁文清公墓誌銘」、卷一〇「元故御史中丞曹文貞公祠堂碑銘」、卷二六「乞續編通制」、『吳文正公集』卷十一「大元通制條例綱目後序」、『刑統賦疏』（臺灣國家圖書館藏 抄

本)等参照。

- (40) 『武林石刻記』卷二「元西湖書目碑」、「西湖書院重整書日記」
- (41) 『始豐稿』(靜嘉堂文庫藏 明刊本)卷一三「故元松江府儒學教授孔君墓誌銘」参照。なお、西湖書院の書目の整理、書板の大規模な補修は、至正十七年から二十二年という、“兵革搶攘”の際にも行われた。大元ウルスには、まだ経済力・活力があったのである(『夷白齋叢』卷二「西湖書院書目序」)。また、西湖書院の前身ともかかわる杭州棲霞嶺のふもとの岳飛の墓、廟祠は、六世孫にあたる江州の岳士迪と宜興の岳氏、天台の釋可觀、湖州の推官何頤貞等が協力して、復興にあたったが、この宜興の岳氏というのが「相臺書塾刊正九經三傳沿革例」(臺灣國家圖書館藏 鈔本)で知られ、元貞、大徳年間以降、多くの善本を復刊した「荆溪家塾」の岳氏にほかならない。そして、岳飛の稱揚運動と西湖書院、荆溪家塾の出版事業には、おそらく方向、趙孟頫、鄭元祐等も密接にかかわっている。詳しくは別稿にて論ずる。
- (42) 『隱居通議』卷三一「夾漈通志」、「通志」(臺灣國家圖書館藏 至治二年刊本)「抄白」。なお「南雍志經籍考」下「類書類」によれば、嘉靖七年の時點で、南京國子監に、大字本の元刊本『通志略』二〇〇巻が完全な状態で保管されていたが、版木は一萬三千七百二十四面にのぼったという。
- (43) 李仲恕の刊跋に“通典の一書は禮樂刑政備われり。學士、大夫の、家に一通を置きて以て考索に便ずるに宜しき所なり。而して板廢れて已に久しければ諸路刊せんと欲すれども克くせず”という。吳澄は同時にこの書を時務の策料で受験するに缺かせない書であると考えている(『吳文正公集』卷一二「通典序」)。なお、『増入諸儒議論杜氏通典詳節』四二卷圖一卷(至元二三年刊 14行×23字)もある。
- (44) 舊北平圖書館藏マイクロフィルムの元刊大字本(7行×18字)が當該本だと考えられるが、殘卷本で序跋を缺くため、最終的な判断は保留せざるを得ない。
- (45) 『皕宋樓藏書志』卷一四「小學類三」、「四書集註」(臺灣國家圖書館藏 元刊本)趙鳳儀序
- (46) 『四庫全書總目提要』卷四一「經部・小學類二」
- (47) 「小學」のカリキュラムにおいて、程端禮が列擧する字書、韻書は、『説文』、『字林』、『六書略』、『切韻指掌圖』、『正始音』、『韻會』である。西湖書院の『爾雅』、『玉篇廣韻』、『禮部韻略』、『毛氏增韻』は

とりあげられていない。程端禮の字書、音韻に関する考えは概ね王栢の「正始音」を基本とする（『分年日程』巻一“端禮有廣王魯齋入韻正始音一冊”、巻三「旁證」）。なお、『四聲等子』は、四庫全書の編纂官によれば、撰者不明、編纂された年代も不明で、劉鑑『切韻指南』（後至元二年）の藍本と考えられ、錢大昕も『元史藝文志』「小學類」において『切韻指南』を“一名四聲等子”だとする。程端禮のいう『四聲等子』が『切韻指南』を指す可能性も否定しきれない。ただいずれにしても、『居家必用』（中國國家圖書館藏 後至元五年友于書堂刊本）甲集「切韻捷法」に《四聲等子歌括》の項目がたてられ（『甲集目錄』、『乙集目錄』それぞれに“椿莊書院新刊”とあり、初版は後至元五年よりさらに溯る可能性もある。椿莊書院は至順年間に『事林廣記』も刊行している）、しかもそれが『四聲等子』、『切韻指南』の現行のテキストに見えないこと、そしてこの『分年日程』の記事により、遅くとも元統三年（1335）までにある程度流通していたことがわかる。

- (48) 『禮書』（臺灣國家圖書館藏 至正七年福州路儒學刊本）「虞集序」、「余載序」「林光大序」
- (49) 『至順鎮江志』卷一一「學校」《租稅・貢士莊》
 “士之中選者，每名約支鈔五百貫，資赴京師。延祐二年二月，奉江浙行省劄付：中選舉人遠赴京師，理宜給資，每名約支至元鈔二定。行下元貢路府于本處贍學錢糧內支給敦遣。三年十二月欽奉聖旨節該；江南赴試學子，于貢士莊所出錢糧內津助，無者，于贍學錢糧內從宜應副，以禮敦遣。”
- (50) たとえば、『永樂大典』卷二三四三『梧州府志』文章「滕州儒學集書記」に“聖朝混一四海，文軌萬方，建學興科，以造多士。然必資於書籍……邇於癸酉之夏，會儒學官伍直及執事者簽議，每畝出賃，暨郡邑官吏各衷俸贈助，令鐔津邑諭寥應諧江廣間贖文籍，自經史以下至于詩詞韻略若干編。又郡治之南創小樓三間爲藏貯之所，立司書以掌之。誠學校之盛事也。矧今文運方興，以科目取士，他日騰之諸生，博覽萬卷，由是而登高科躋臨仕……茲以所置書目刻于後石，置簿鈴記。凡教官考滿得代，俾其相沿交割，方許給由，庶幾前書不致有散失之慮，而斯文足爲悠遠之計。更冀同志者勉焉。時元統二年歲次甲戌四月吉日記。”とある。
- (51) 以下『延祐四明志』卷一三～一四、『至正四明續志』卷七～八（上海圖書館藏 影元鈔本）による。
- (52) 『乾隆奉化縣志』卷一二「建尊經閣增置學田記」

- (53) 【四書諸儒集成】「論語」(前田尊經閣藏)、「孟子」(内閣文庫藏)、「中庸」(臺灣國家圖書館藏)の元建安刊本が傳わる。【論語】では註に、朱子の【集註】、【集義】、【語録】、【或問】、「南軒張子註」、「黃氏通釋」、「蔡氏集疏」、「趙氏纂疏」及び諸儒の解釋を、「中庸」では、【語録】と【纂疏】を纏めて引用収載する。
- (54) これは、杜洲書院の前身と関係があり、大司農司管轄の社學の教材作成について委託を受けた可能性がある。詳しくは別稿にて論ずる。
- (55) 【寶慶四明志】(中國國家圖書館藏 咸淳八年以降の刊本) 卷二「學校」
- (56) 【牧庵集】卷三「讀史管見序」、【秘書監志】卷五「秘書庫」
- (57) たとえば、河南江北行省、淮東道宣慰司、江北淮東道肅政廉訪司の管轄下にある淮安路儒學は、大德六年(1302)から七年にかけて、杭州路から三千巻の書籍を購入している。【淮陰金石僅存録】「孔廟經籍祭器記」参照。
- (58) 【至順鎮江志】卷十一「儒學」《書籍》、「江蘇金石記」卷二〇「鎮江路儒學復田記」
- (59) 【兩浙金石志】卷一五「元嘉興路重修廟學記」
“置大字通鑑紀事本末書板四千五百八面，增眞經史文集。”
- (60) 【至正金陵新志】卷九「學校」
- (61) 【危太樸集】卷十「上都分學書目序」、【畏齋集】卷四「送王季方序」
“余至大間教建德，始識戚君子實於池。見其讀易、朱子本義、啓蒙、發揮諸書、皆手抄。”
- (62) 【至正直記】卷三「書留邊欄」
- (63) 【廟學典禮】卷五「行臺坐下憲司講究學校便宜」
- (64) 【廟學典禮】卷二「左丞葉李立太學設提學司及路教選轉格例儒戶免差」。
大字本【春秋權衡】(大德十一年江南儒學刊本 9行×21字)に押された國子監崇文閣の印には「借讀者必須愛護ノ損壞闕失ノ典掌者不許收受」とある(『訂補海源閣書目五種』王紹曾・崔國光等整理・訂補 齊魯書社 二〇〇二年 五〇八、一二六〇頁)。
- (65) 【廟學典禮】卷四「教官任滿給由」
- (66) 【柳待制文集】卷一九「書婺本易程氏傳後」
- (67) 【明經書院録】(臺灣國家圖書館藏 明刊本) 卷二「明經書院考試録」
- (68) 徽州の文人と朝廷の文人たちの交流については、拙稿「程復心『四書章圖』出版始末攷——大元ウルス治下における江南文人の保舉——」(『内陸アジア言語の研究』XVI 二〇〇一年九月)参照。
- (69) 【雲峰胡先生文集】卷一「答定宇陳先生櫟并辭求遺逸詔・五」

- (70) 宋刊巾箱本とされる『新刊山堂先生章宮講考索』（□山書院本）は、甲集から少なくとも己集まで、各十巻の構成だったとみられ、元刊本の章如愚『山堂先生群書考索』（静嘉堂文庫蔵 延祐七年圓沙書院本）前集六六巻後集六五巻續集五六巻別集二五巻では、面目一新していたことがわかる。元刊本は、〈前集〉：六經、諸子、諸經、諸子百家、韻學字學、諸史、聖翰、書目、文章、禮、禮器、樂、律呂、曆數、天文、地理、〈後集〉：官制、官、士、兵、民、財、賦稅、財用、刑、〈續集〉：經籍、諸史、文章、翰墨、律曆、律、曆、五行、禮樂、封建、官制、兵制、財用、輿地、君道、臣道、聖賢、〈別集〉：圖書、經籍、諸史、禮樂、曆、人臣、士、財用、兵、夷狄、邊防の各門に分けられている。前・後集と、續集、別集は、ほぼ同じ部立てに據っており、重複している。したがって、本來一度に出版されたのではなく、前・後集の刊行ののち、歳月を経て追加、補篇の形で續集が刊行され、さらにまた幾年か経て別集が出たことがわかる。じじつ、別集には、“温陵 呂中 増廣”とある。圓沙書院本は、それらの最終的なテキストを纏めて刊行しなおしたに過ぎない。また、圓沙書院本にしても、今日のシリーズ物、全集が毎月配本や隔月配本であるのと同様に、一度に四集とも刊行されたとは言い切れない。『事林廣記』、『事文類聚』等の類書と同様に、セットでも買えたし、ばら賣りでも買えた。のち新集、外集が出た可能性もある。その事情は、現在影印されている明正徳刊本からは、うかがえない。
- (71) 『熊勿軒先生文集』卷二「考亭書院記」
 “重惟文公之學，聖人全體大用之學也。本之身心，則爲德行，措之國家天下，則爲事業。其體有健順、仁義、中正之性，其用則有治、教、農、禮、兵、刑之具，其文則有小學、大學、語、孟、中庸、易、詩、書、春秋、三禮、孝經圖書、西銘傳義，及通鑑綱目、近思錄等書。學者學此而已。今但知誦習公之文，而體用之學會莫之究，其得謂之善學乎。矧曰體其全而用其大者乎。”
- (72) 泰定元年前後に完成した趙惠の『四書箋義』（臺灣故宮博物院蔵 影元鈔本）「引用書目」によれば、『呂東萊策問』なる書もあった。
- (73) この序文は、現行の『滎陽外史集』（四庫全書本）には見えない
- (74) 『明太祖實錄』卷九八〔洪武八年三月戊子〕、卷二〇五〔洪武二三年十月戊寅〕
- (75) 『學範』は、じっさいに瓊山縣學で使用され、當地で教えを受けた王惠は、この書をより廣めるために建安での出版に盡力した。しかし

彼自身の家庭の事情等もあり、書坊に委託した版木の作成が終わり、瓊山にもち歸って希望者に對していつでも印刷できる状態にこぎつけたのは永樂二年（1404）のことであった。そして、そのご少なくとも正徳一六年（1521）、嘉靖二五年（1546）、崇禎二年（1629）に刊行されている。なお、テキストとしては、浙江圖書館（嘉靖二五年）、内閣文庫（崇禎二年）、臺灣國家圖書館（崇禎二年本の重刊）の三種を利用した。中國國家圖書館の永樂二年本は未見。また『汲古閣珍藏秘書目』によれば、『文則』を附録とするテキストがあったらしい。

- (76) 『趙氏鐵網珊瑚』卷一「石鼓文」
- (77) 『始豊稿』（静嘉堂文庫蔵 明刊本）卷十一「六書本義序」、『明史』卷二八五「文苑傳」、『趙考古文集』卷一「奉吳崑崙書」、『焦氏筆乘』卷四「趙古則」、『曝書亭集』卷六四「趙搢謙」
- (78) とくにそれが顯著なのは、「字學書目」である。『六書本義』、『正音文字通』等の著述をものし、字學、音韻學に相當の自負心を有した趙搢謙は、『説文通釋』、『古文四聲韻』、『偏傍小説』などを列擧するほか、程端禮のすすめる「正始音」、『羣經音辨』、吳氏の「詩補韻」及び「韻補」、楊氏「韻補」のかわりに、『玉篇』、『象類書』、『六書略證篇』、『韻會』、『毛氏禮部韻』等を選ぶ。とりわけ注目すべきは、『四聲等子』と『毛氏禮部韻』、『洪武正韻』の間に「天下正音」なる書物が見えることである。この書は、現在傳わらず、明代の瑞州府で刊行されたことのみが知られ、いつ、誰が編纂したのかも不明である。しかしその配列、書名からすれば、大元時代末期の韻書である可能性はひじょうに高い。とすると、大元ウルスは南北の音韻を統一しようとしていたことになる（『蒙古字韻』、或いは『南村輟耕録』卷十「國字」にいうウイグル文字、ベルシャ文字、パスバ字等も収めた杜本の「華夏同音」を指す可能性も否定はできないが）。この時代には、詩の平仄を合わせるのに便利のように、『南北通用事箋字解九十五門對屬指蒙』（舊北平圖書館蔵マイクロフィルム 元刊本）という、二文字の單語を「平平」「仄仄」「上平」「上仄」の平仄別に、天文、地理、宮室、人事、衣帛、飲食、文史、器用、珍貝、草木、禽獸の各類に分けて列擧する類書も刊行されている。版式、字體は、『新編古今事文類聚』（泰定三年廬陵武溪書院刻本）、『增修詩學集成押韻淵海』（後至元六年建安蔡氏梅軒刻本）等に類似する。『指蒙八十一門』、『指蒙九十門』もあった。
- (79) たとえばそこに擧げられている「九經圖」は、大元ウルス以前のテ

キストは現存しないが、元建安刊本が傳來する各經の纂圖本、それらを合體したかたちの『六經圖』（臺灣故宮博物院藏 南宋末・元建安袖珍本）、ぎゃくに『事林廣記』の該當箇所に分散し挿入される挿圖との關連をうかがわせ、そうした纂圖本が、けっして通俗なテキストと見做されていなかったことの證左となる。趙惡は、『四書箋義』の執筆にあたって、楊復の『儀禮圖』や『三禮圖』、呂東萊の『國語圖譜』を利用し、陳師凱も『書蔡氏傳旁通』の執筆のさいに『程氏禹貢圖』、『長安禹迹圖』、『石刻尚書圖』、『東坡地理指掌圖』を見ている。明初の文人朱善繼が『六經圖』を堂々と重刊している理由もはっきりする（『朱一齋文集』（靜嘉堂文庫藏 明刊本）卷四「六經圖序」）。張樞の『三傳朱墨』は、『金華黃先生文集』卷三〇「張子長墓表」によれば、套色印刷であった可能性が高い。史書については、歴代正史、『通鑑』および一連の『通鑑綱目』注釋のほかに、『讀史管見』、『史斷』、『古史』、『路史』、『稽古録』、『皇王大紀』等もあがっている。

- (80) 『建陽縣誌續集』（天一閣文物保管所藏 明弘治刊本）「典籍」
- (81) 『武林石刻記』卷二
- (82) 『攷事撮要』下
- (83) 『儀顧堂續跋』卷九「元槩黃氏日鈔跋」
- (84) 『水東日記』卷二一「黃氏日鈔」
- (85) 『道園類稿』卷三五「書袁誠夫征賦定考後」
- (86) 『誠齋集』卷一〇九「答蜀帥劉尚書」
- (87) モンゴル朝廷の季節移動にともない、秘書監の上都分司に毎年ジャムチの車を用いて運搬された書籍の中に、『太平御覽』一五〇冊が掲げられている。ほかに『通鑑』、『通典』、『事文類（集）[聚]』、『播芳』等も見える。いずれも朝廷必備の書と考えられていたことになる（『秘書監志』卷三「分監」）
- (88) 『策要』（臺灣國家圖書館藏 洪武二〇年喻南鑑氏竹所書堂刊本）「梁寅序」
- (89) たとえば、『吳文正公集』卷一九「臨川縣尉司職田記」に“張尉字志道，益都沂州費縣人。其籍儒家也，諳吏文，習國語。”という。
- (90) 『元典章』卷三二「學校」〈醫學〉【醫學科目】
- (91) 『楚州金石錄』収載の至正七年の「孔廟象尊款識」には、醫學教授、陰陽教授、官醫提領の名が連なる。
- (92) 『羽庭集』卷五「饒定海縣尹汪以敬詩序」、『九靈山房集』卷二三「故翰林待制致仕汪君墓誌銘」
- (93) 詹友諒撰『新編事文類聚翰墨全書』（米澤市立圖書館藏）も、泰定元年

に吳氏友于書堂から刊行されている。また、趙搗謙が「四書」の合間に読むべきテキストとして挙げた「潛室陳先生木鐺集」も、建安吳氏友于書堂より刊行されたものが浙江圖書館に傳わる。

- (94) 『事林廣記』の各記事、纂圖——挿繪の原典は、ほぼすべて特定できる。もとなつた四書五經、小學、諸子等の纂圖、挿圖については、國內外の元刊本あるいはそれを覆刻した朝鮮版、五山版、およびそれらと連動する石刻拓本を用い、二〇〇一年七月の第一回日中韓版本研究會にて「大元刊本雜記」の題のもとに紹介、資料一式を班員に配布した。そのご、拙稿「『廟學典禮』簡記」(『東方學』一〇四 二〇〇二年七月)、京都大學大学院文學研究科に提出した博士學位請求論文「大元ウルスの言語資料と出版文化」第二部第二章、終章(二〇〇二年三月八日受理)、共著『學びの世界——中國文化と日本——』「I. 出版文化のコスモロジー ——中國から朝鮮・日本へ——」(『雜學の受容』(京都大學附屬圖書館・総合博物館・文學研究科 二〇〇二年一〇月二二~四二頁)の解題でも一部紹介した。全體像および詳細は、學界未紹介の18行×30字の版式(梅溪書院本と同系統か)をもつ朝鮮版「事林廣記」(韓國奎章閣藏)の零本簡介とあわせ別稿にて述べる。
- (95) 『増註唐賢絶句三體詩法』(京都大學附屬圖書館谷村文庫藏 五山版)「諸家集註唐詩三體詩家法諸例」、『歷代道學統宗淵源問對』「小學總論訂疑凡例」、『東里續集』卷一七、「密州重修廟學碑」碑陰
- (96) 陳繹會「新刊諸儒輿論策學統宗增入文筌」(臺灣國家圖書館藏 明初建安刊本)「古文小譜一」(三、立本)
- (97) 『山居新話』“因話錄云：昔有德音，搜訪懷才抱器，不求聞達者。有人逢一書生奔馳入京，問求何事，答曰「將應不求聞達科」。因念延祐間，陳伯敷繹會到都，每見晦跡丘園者數多。遂有詩云：「處士近來恩例別，麻鞋一對當蒲輪」之譏。”
- (98) 最近の研究に李長波「陳繹會の『文筌』とその周邊」(『DYNAMIS』Vol. 5 二〇〇一年十月)がある。陳繹會「靜春先生詩集後序」(『元代書法』上海科學技術出版社 香港商務印書館 二〇〇一年一二月 一六〇頁)、『麟溪集』(中國國家圖書館藏 成化十一年刻本)丑卷「鄭氏義門事蹟傳」、巳卷「題鄭氏義門家範後」、題事蹟傳序、遼史付録「進憲史表」、「孟廟致嚴堂記」(京都大學人文科學研究所藏 中國金石拓本第三六函)、『新修兗州府鄒縣地理志』卷二「鄒縣修學碑銘」「尼山書院碑銘有序」、「鄒縣志補」卷一二「金石下」《敕祭繹山萬壽宮碑》、《重修集仙宮記》(以上『歷代鄒縣志十種』中國工人出版社 一九九五年 四〇、四五、七一、四七

六頁)、「至正二年皇帝致奠曲阜孔子廟碑」(「石頭上的儒家文獻——曲阜碑文錄」駱承烈彙編 齊魯書社 二〇〇一年 三〇七頁)、「山左金石志」卷二四「北海縣膏潤行祠碑」、「民國濰縣志」卷四一「元靈霽侯廟碑」等参照。

- (99) 四書五經については、欽定の教科書及び、「朱子語録」、「文公大全集」を挙げ、特に「春秋」については張洽の傳を、禮記については黃勉齋と楊復の經解を強く推薦する。これらはいずれも『學範』に反映されている
- (100) 『皇元大科三場文選』「春秋疑」孔陽〈宣公十年齊人歸我濟西田・・・〉、「四書疑」沈幹・王孔文〈顔淵問仁・・・〉、「表」沈幹〈擬宣文閣大學士謝除官表〉、「古賦」沈幹〈浙江賦〉
- (101) 『道園學古録』卷四四「臨川先生吳公行狀」、「麟原文集」(臺灣國家圖書館藏 明成化間新安黃氏刊本) 前集卷十「跋馬融忠經後」、「經義考」卷二二七
- (102) 『元史』卷二五「延祐元年三月」辛亥、「元史」卷一八〇「趙世延傳」
- (103) 『元史』卷一四五「月魯不花傳」、「元統元年進士録」蒙古色目人第三甲三十二名
- (104) 卷上は『學範』、卷下は李性學の「古今文章精義」、呂東萊の「古文關鍵」、蘇伯衡の「文法」の節略を収める。
- (105) 『清容居士集』卷四一「國學議」
- (106) 『宋史』卷四三二「胡瑗傳」
- (107) 『滋溪文稿』卷九「袁文清公墓誌銘」
- (108) 『翰墨全書』卷五「諸式門・公牘諸式」〈求仕解由體式〉。詳細は「大元ウルスの言語資料と出版文化」第一部第四章「モンゴルが遺した『翻譯』言語——舊本『老乞大』の發見によせて——」参照
- (109) 臺灣國家圖書館に元刊本がある。
- (110) 書坊で刊行され最も流通した『韓柳文』のテキストの中には、謝枋得の批點を朱で、范德機が師事した廬陵の羅泰の批點を墨で表した套印本があったという。『東里續集』卷一八「韓柳文」
- (111) 『隱居通議』卷一五「龍川周歐文」、「園點龍川水心二先生文粹」(臺灣國家圖書館藏 元刊本) 後集卷二〇「書歐陽文粹後」
- (112) 『東山存稿』卷五「題妙絕古今篇目後」。なお、中國國家圖書館に元刊本がある。
- (113) 『剡源集』卷七「陸宣公奏議精要」
- (114) 『吳文正公集』卷十一「陸宣公奏議增註序」、「申齋集」卷一「陸宣公

奏議註序」

- (115) 嘉興路の總管王子中の命により、路の儒學において推官胡德修の家藏の善本と郡學の舊本二二卷を校勘させ上梓したものである。
- (116) 至順二年に完成、元統元年に江南行臺監察御史の王理から潘仁の保舉と國家出版の推薦状が申請され、湖廣行省の命令で寶慶路の儒學正が校勘したのち、中書省に上奏され、館閣で再度、校勘、審査を得て、國家出版が許可された。曾て江東建康道肅政廉訪司に務め、部下の王理より副本を見せられていた嶺北湖南道肅政廉訪使の普顏室理（ブヤンシリ）子謙、嶺北湖南道僉肅政廉訪司事の赫赫の請願により、嶺北湖南道肅政廉訪司での刊行が決定され、天臨路の儒學正顔士穎が校正して、後至元六年に刊行された。この出版、保舉の手續きは、拙稿「程復心『四書章圖』出版始末攷」で分析したとおりである。なお、ブヤンシリも赫赫も高昌ウイグルの出身である。卷頭に中書參知政事の許有壬の序、ブヤンシリの序、後至元六年の時點の嶺北湖南道肅政廉訪司のメンバーのリスト、潘仁の序、王理の序が付されている。許有壬の序は、『至正集』卷三一「陸宣公奏議纂註序」にも見える。
- (117) “中興奏議，本堂舊刊，盛行於世。近因回祿之變，所幸元叔謝疊山先生經進批點正本猶存，於是重新綉梓。切見；棘闕天開，策以經史時務。是書也，陳古今之得失，酌時務之切宜。故願與天下共之，幼學壯行之士，倘熟乎此，則他日敷奏大廷，禹臯陳謨，不外是矣。至正甲午仲夏翠巖精舍謹誌”
- (118) 『至正集』卷三五「六事備要」
- (119) 『范文正公政府奏議』の臺灣國家圖書館藏本は、愛日精廬すなわち張金吾の舊藏に係り、12行×22字、版木に書かれた書體は、趙孟頫體である。天曆年間の『范文正公集』附録十四種も同じ歲寒堂の刊本だが、12行×20字、字體も異なる。
- (120) 『輿地圖』を作成した正一教の道士朱思本の友人でもある。「貞一齋詩文稿」「劉有慶序」参照。
- (121) 『吳禮部文集』卷十一「答傅子建書」
“竊怪比年義理之學，日以晦埋，文章之體，日以飢敝，士氣日以衰備懈怠。”
- (122) 『滋溪文稿』「趙汭序」
- (123) 『愛日精廬藏書續志』卷四「總集類」
- (124) 『程雪樓文集』卷二二「趙儀可墓誌銘」、『養吾齋集』卷二九「趙青山

先生墓表]

- (125) 中國國家圖書館に宋刻本の『新刻諸儒批點古文集成』が藏される。
- (126) 『性學李先生古今文章精義』(名古屋蓬左文庫藏 朝鮮版) “韓退之文學孟子，柳子厚文學國語、西漢諸傳，歐陽永叔學韓退之，子瞻文學莊子、戰國策、史記、楞嚴經，曾子固文學劉向。”、『金石例』卷九「論古人文字有純疵」“前輩作文，各有入門處，退之本孟子，永叔亦祖孟子。故其講論純正少疵。”
- (127) 『至正直記』卷二「學文讀孟」
- (128) 『滋溪文稿』卷二九「題補正水經」
- (129) 『水東日記』卷二三「李性學文章精義」
- (130) 『石頭上的儒家文獻』二二七頁
- (131) 『國朝文類』卷二七、「江蘇金石記」一九
- (132) 『程雪樓文集』卷二〇「故國子助教李性學墓碑」、『元史』卷一六「世祖本紀」[至元二八年秋七月戊申]、一七三「崔或傳」、「葉李傳」
- (133) 『柳待制文集』卷一七「金石例序」、『南村輟耕錄』卷二二「黃河源」
- (134) 『文心雕龍』(上海圖書館藏 元刊本)「錢惟善序」、『韓詩外傳』(臺灣國家圖書館藏 明十行活字本)「錢惟善序」、『大戴禮記』(臺灣國家圖書館藏 明十行本)「鄭元祐序」、『汲冢周書』(臺灣國家圖書館藏 元刊本)「黃玠序」、『呂氏春秋』(臺灣國家圖書館藏 元刊明修本)「鄭元祐序」、『文則』(臺灣國家圖書館藏 元刊本 9行×18字)「楊翮序」参照。なお、趙搗謙はとりあげていないが、王構の『修辭鑑衡』上下二卷(上海圖書館藏 元刊本)も、至順四年／元統元年(1333)に監察御史の劉起宗の運動によって集慶路學から刊行されていた。王構は、東平の出身で、クビライからカイシャン時代まで翰林院、中書省で活躍し、學士承旨にまでのぼった大物文人官僚である。
- (135) 詳細は別稿にて述べる。
- (136) 『善本書室藏書志』卷三九「文原一卷文斷一卷」
- (137) 趙孟頫は、あまりにアユルバルワダ、シディバラ政權の中樞に近い官僚であったため、文宗トク・テムル以降カイシャン系統の政權下では、國家出版を申請しにくい雰囲気であったと思われる。程鉅夫の文集も、何度か編纂は試みられたものの、結局、至正十八年(1358)に至ってようやく建安の余氏、劉氏の書坊で出版準備が開始されたのであった。しかも、二十三年に全集の最初の部分の『玉堂類稿』十巻のみが刊行されただけで、二十八年には版木が灰燼に歸してしまい、全集の刊行は、洪武二十八年(1395)、朱氏與畊書堂から出され

るまで遅れる（程鉅夫は、『道園學古録』卷四〇「跋程文憲公遺墨詩集」に、“故宋之將亡，士習卑陋，以時文相尚，病其陳腐則以奇險相高，江西尤甚。識者病之。初內附時，公之在朝，以平易正大，振文風，作士氣，變險怪爲青天白日之舒徐，易腐爛爲名山大川之浩蕩，今代古文之盛，實自公倡之。”といわれるとおり、若年よりモンゴルのケシクにはいり文化機關の高官を歴任し、科擧再開の詔の撰者で、古文の盛行に一役かった。かれは、江南湖北道肅政廉訪使であった大徳七年に『大易輯説』、『棠陰比事』の校訂、刊行を澧州路の推官田澤に命じるなど、意識的に出版事業をすすめ、大徳八年には、『元豊類稿』（臺灣故宮博物院藏 元刊本）の大字本も重刊している）。もっとも、單純に國家出版の『趙孟頫文集』がこんにち残っていないだけのことかも知れない。クビライのブレイン中のブレインであった劉秉忠を例にとれば、現在、『藏春詩集』のみが行われ、文集は傳わらない。しかし、李冶の序を附した『劉文貞公全集』三二卷（清抄本 11行×20字 おそらく大字本）があったことを、少なくとも一九二二年までは確認できるのである。『藏園訂補邵亭知見傳本書目』卷一四（中華書局 一九九三年 十一頁）、『元史藝文志輯本』（北京燕山出版社 一九九九年 二九三頁）参照。

- (138) たとえば、『吳文正公集』卷一五「送虞叔常北上序」には、“東漢至于中唐六百餘年，日以衰敝。漢、柳二氏者出，而文始革。季唐至于中宋二百餘年，又日衰敝。歐、王、曾三氏者出，而文始復。噫！何其難也。同時眉山乃有三蘇氏者，萃于一家。噫！何其盛也。”とある。
- (139) 『吳文正公集』卷一二「臨川王文公集序」
- (140) 『白雲藁』（中國國家圖書館藏 明初刻本）卷五「新編六先生文集序」
- (141) 『新刊類編歷學三場文選』「聖朝科擧進士程式」〈御試〉【延祐二年四月 日中書禮部呈】、『東里文集』卷十「書延祐二年進士題名後」。「進士題名碑」は大都の國子監のみに立てられたのではなく、勉學振興の一環として、各路においても肅政廉訪司、總管等が中心となって立碑を行っている。『永樂大典』卷八六四八「衡州府十・碑碣」〈衡州路進士題名記〉参照。
- (142) 『至正集』卷七一「題楊廷鑑所藏首科策題」。
- (143) 『東里集』卷十「書元首科程文後」、『書延祐二年進士題名後』
- (144) 『滋溪文稿』卷三〇「跋延祐二年廷對擬進貼黃後」によれば、至正五年（1345）の春、浙東海右道の肅政廉訪使であった蘇天爵は、治書侍御史の李好文や翰林直學士の宋駿、工部侍郎の幹玉倫徒（ウルントゥ）と共に讀卷官に任命され、朝廷所藏の延祐二年の御試策の“擬

進貼黄”を拜讀している。

- (145) 『東里續集』 卷一七「元程文四集」「元延祐初科會程文」
- (146) 『陳定宇先生文集』 卷十「上秦國公書」に“繼獲視書坊所刊會試程文內有科錄程試該載聖旨內一款，如樸等不曾會試，病患來遲之人，亦許得與寸進。”とある。この顔末については既に「程復心【四書章圖】出版始末攷」において觸れた。
- (147) 「古賦」の答案八編を記録する。合格者のひとり蘇弘道が『郷試録』から筆寫したものらしい。
- (148) 書式は、『新刊類編歷學三場文選』『聖朝科舉進士程式』(郷試)【行中書省移准中書省部定到郷試程式】
- (149) 『金華黃先生公集』 卷一六「科名總錄序」
- (150) 『伊濱集』 卷十三「科舉程文序」
- (151) 『吳文正公集』 卷二八「題李縉翁雜藁後」
- (152) 『文淵閣書目』 卷四
- (153) 『至正直記』 卷一「國朝文典」
- (154) 『堯圃藏書題識』 卷十「策選」元鈔本
- (155) これらの書が錢大昕の「元進士考」に使用されたことについては、拙稿「鄭鎮孫と『直說通略』(下)」(『中國文學報』 五九 一九九九年十月)で簡単に述べた。最近、陳高華「兩種『三場文選』中所見元代科舉人物名錄——兼說錢大昕『元進士考』」(『中國社會科學院歷史研究所學刊』第一集 二〇〇一年十月)、森田憲司「元朝の科舉資料について——錢大昕の編著を中心に——」(『東方學報』 七三 二〇〇一年三月)が出た。
- (156) ただし蓬左文庫のほうが後印で修補も見られる。なお、大英圖書館本には、『東維子集』 卷六「鹿皮子文集序」もしくは、陳樵『鹿皮子文集』そのものの楊維楨序と見られる半葉が紛れこんでいる。10行×20字、黒口四周雙邊の版式を有し、文中“我朝”と一字空格にすることから元刊本を忠實に覆刻した朝鮮版と見られる。いずれにしても學界未知の刊本である。
- (157) 金斗鍾『朝鮮古印刷史』(探求堂 一九九五年 一三七頁、付圖近-16-1, 2)
- (158) 大英圖書館本の「古賦」「對策」の書誌については、藤本幸夫「大英圖書館藏朝鮮本について」(文部科學省研究費補助金特定領域研究(A) 118「古典學の再構築」平成10~14年度「第I期公募研究論文集」「古典學の再構築」総括班 二〇〇一年八月 二五二~二五三頁)に報告がある。
- (159) 「古賦」の景泰本に附された孫肇の跋によれば、密陽府では、李皎然

所蔵の庚子字本「古賦」のテキストをもとに覆刻、大元時代に古賦の教科書として推奨された『離騷』とセットで刊行したという。

- (160) 張秀民、潘吉星等は、これを大元時代の銅活字本と考え、韓國の金屬活字の登場より32~36年、ドイツのグーテンベルクの活版より105~109年先んずる證左とする。現物を實見していないので、最終的な判断は保留せざるを得ないが、少なくとも「この書は、元代の中國國內の各民族が科擧受験の参考書として讀むもので、明代もしくは、同時期の外國人が手本として讀むはずはなく、出版する必要もない」、「朝鮮には、明代の答案集が入手できなかった時、とりあえず大元時代のものを刊行した太宗の癸未活字本『對策』が既にあるのに、内容の重複する『御試策』を後に改めて刊行する必要もない」という2つの根據は、まったく成立せず、文獻と朝鮮、日本に傳來するモノそのものによって否定される。潘吉星『中國、韓國與歐州早期印刷術的比較』（科學出版社 一九九七年 八四~九一頁）參照。
- (161) 『粵西文載』卷五八「郷先輩蕭珪及資術翁陳孟資科第考」
- (162) 「經疑」第一科の方希愿の答案が含まれる一葉~二葉が落丁、第二科江浙郷試第一問の錢以道の答案が第二問の答案の末尾に在り、第三科江西郷試第二問の答案二つ、第四科中書堂會試の最後の二つの答案が「目錄」にはない。「書義」第二科江西郷試の陳陽鳳の名が「目錄」にはない。「詩義」第三科、「禮記義」第七科の最初に置かれる筈の江浙郷試の答案が版木作成の段階から収録されていない。「春秋義」第二科中書堂會試、第六科江浙郷試の應才の答案が「目錄」にない。「古賦」第一科湖廣郷試は第二科江西郷試の二つの答案が誤って綴じられ、その結果本來あるべき二つの答案を缺く。第五科中書堂會試の徐容の名が「目錄」にはない。楊維禎の答案が省略されている。第六科中書堂會試の答案の順序が異なる。第八科江浙郷試の答案の順序が異なる。「詔」延祐元年湖廣郷試の孫以忠、至治三年江西郷試の劉泳の名が「目錄」にない。「章表」延祐元年江西郷試の夏鎮の名が「目錄」にない。「對策」第五科中書堂會試の楊惠の名が「目錄」にない。第七科宋夢鼎の答案がない。「御試策」泰定元年の捌刺の答案が版木作成の段階から収録されていない。
- (163) 「古賦」第七科江西郷試の王充耘、熊太古、艾雲中三つの答案が朝鮮版にしかない。「對策」第一科江浙郷試の彭廷玉の答案が朝鮮版にしかない。中書堂會試焦鼎の答案が朝鮮版にはない。第八科の後に朝鮮版は湖廣郷試の第三名謝一魯、第五名文逢原の答案計九葉を附録

として補刻する。この湖廣郷試の二名の名は、曾て明の蔣冕が北京の藏書家の家で閲覧し抄寫し、汲古閣の毛晉の入手した元統三年の『乙亥湖廣郷試荆山璞賦』（臺灣國家圖書館藏 明刊本 後ろに楊維禎の「臆則避音」を附すテキスト。別名「古賦程式」）一冊にも見える。現行の「古賦」第八科は湖廣郷試をおさめないが、この「古賦程式」収録の五編を以て補うことができ、じっさいに補った改訂版もあった可能性が高い。また『開有益齋藏書志』卷二は、『延祐甲寅元年江西郷試第二場石鼓賦卷』の抄本が存在し、李丙奎以下八篇の賦を収録していたことを伝える。ぎゃくに朝鮮版のもとづいた「對策」もこのようなテキストを以て追加したのだろう。

- (164) 『類編歷學』に収録されたものは、全て「元統進士題名録」にあり、しかも全文を録するのではなくところどころ省略がなされている。また行替え摺頭も『題名録』ほど厳密ではない。
- (165) 元刊本の十集において、封面では「對策」のみが「勤徳書堂」とされ、牌記では「古賦」と「對策」のみ「勤徳堂」となっている。朝鮮版の「古賦」の牌記は、虞氏務本堂のままである。初版は全て虞氏の作成に係るだろう。
- (166) 『尚書纂傳』の劉辰翁の序、「元儒考略」卷三、錢大昕「元進士考」によれば、虞集の學生で、至正十六年の江西郷貢、『四書纂釋』、『太極圖解』、『易本義』、『童子說』、『杜詩類註』などの著作がある。
- (167) 補刻の時期は、卷頭の「聖朝科舉進士程式」に至正三年三月六日の聖旨を含み、さらにその聖旨が落丁によって途中で切れていることからすると、早くて至正三年、場合によってはかなり後まで下るだろう。
- (168) 牌記に“大元聖政典章，自中統建元至延祐四年所降條畫，板行四方，已有年矣．．．今謹自至治新元以迄今日，頒降條畫及前所未刊新例，類聚梓行。”、“至治二年以後新例，候有頒降，隨類編入梓行。不以刻板已成而革斤於附益也。至治二年六月日謹咨。”とある。詳細は次節において述べる。
- (169) 南京大學留學中の一九九九年六月九、十日に中國國家圖書館にて實見。以下の記述は當時の筆記ノートに基づく。
- (170) 『竹汀先生日記鈔』卷一“讀元刻歷學三場文選，易・書・禮記・春秋各八卷。又大科三場文選不分卷。”、『鐵琴銅劍樓藏書目錄』卷三「類編歷學三場文選詩義」、『愛日精廬藏書續志』卷一「新刊類編歷學三場文選詩義」

- (171) この【皇元大科】巻頭には内閣文庫本にない序文の破片が残っており、「至正甲申／／／科詔之歲夏至／／／西江老圃周」の文字が見える。ただし、これは、後述する内閣文庫所蔵の【新編詔誥章表事文擬題】五巻【新編詔誥章表事實】四巻の至正四年周南瑞の序文の最後の葉と一致するので、DとEに裏打ち、補修を加えたさいに誤って綴じたものと考えられる。
- (172) 【文淵閣書目】巻四は“孫可淵集詔誥章表一部一冊闕。塾本四冊”を記録する。
- (173) 【詩集傳通釋】二〇巻（前田尊經閣藏 至正十二年建安劉氏日新書堂刊本）、【律呂成書】（至正七年）も編纂している。
- (174) 【呉文正公集】巻二二「安福州安田里塾壁記」、巻一四「贈周南瑞序」
- (175) 【雲陽集】巻五「賀勝可詩序」
- (176) 【元史】巻二九「泰定本紀一」、【至正金陵新志】巻九「學校・路學」「救荒活民書一百五十」天歷二年～三年の亢旱については【救荒活民類要】「救荒二十目・醫爵」参照。
- (177) 詳細は別稿にて述べる。
- (178) 鄭介夫のように、「罷用銅錢詔」に“雖畸零使用，便於細民，然壅害鈔法，深妨國計。”欽此。”とあるのを見て、“未嘗不以用錢爲便，何爲於國有妨？只此一語，可見姦臣之誤國矣。”と憤慨した者もいたが、少数派である。
- (179) 【道園學古録】巻八「送進士劉聞文廷臨江録事」、三二「送墨莊劉叔遠遊序」。劉聞は、及第後、臨江路の録事、後至元五年（1339）の時點で國子監の助教（正八品）に昇進、太常博士、江西儒學提舉と順調にキャリアを重ねていく。（人文研所蔵拓本内藤34-3-2：「石鼓文音訓碑陰」）
- (180) 【圭齋文集】附録「歐陽玄行狀」
- (181) 【滋溪文稿】「題商氏家藏諸公尺牘歌詩後」。商企翁は、至正元年閏五月二七日に、翰林國史院典籍官から秘書監の著作作郎に昇進し、至正二年、王士點とともに【秘書監志】を編修したことで知られる。
- (182) 【景泰建陽縣志】巻三「文人才子」
劉（文錦）【錦文】字叔簡。忠顯公劉純之雲孫、博學能文，教人不倦，平居多所著述。凡書板摩滅，頼校正刊補，尤善於詩。有答策秘訣十（三）〔二〕條行於世。
- (183) 【皇元大科三場文選】「詩義」「詩疑」
- (184) 【宋文憲公全集】巻七「曾學士文集叙」

- (185) 『新刊類編歷學三場文選』 「易義」 卷八 「對策」 卷八、 『皇元大科三場文選』 「易義」 「易疑」 「四書疑」 「表」 に見える。
- (186) 『新刊類編歷學三場文選』 「經疑」 卷二、 「易義」 卷二、 「古賦」 卷二、 「對策」 卷二
- (187) 『新刊類編歷學三場文選』 「詩義」 卷八
- (188) 『新刊類編歷學三場文選』 「經疑」 卷七、 「書義」 卷七、 「對策」 卷七、 「御試策」 卷五。 『元統元年進士題名録』 「漢人南人第二甲」
- (189) 『道園學古録』 卷四 「送鄉貢進士孔元用序」
- (190) 拙稿「程復心『四書章圖』出版始末攷」一一四、一一八頁、劉用章「新刊重訂輯釋通義源流本末」(名古屋蓬左文庫藏 朝鮮古活字版) 参照。程復心の『道學統宗圖』の版本をもとにした『歴代道學統宗淵源問對』(舊北平圖書館藏マイクロフィルム 成化刊本)も、日新堂から刊行されている。なお、劉叔簡と『四書輯釋』の出版などを通じて特に懇意であった倪士毅にも『作義要訣』がある。
- (191) 『千頃堂書目』は、“陸可淵策準三卷”とする。中國社會科學院文學研究所に明刻本の元陸可淵輯『策準』三巻が藏されるらしいが、現時點では、未見のため、いずれが正しいのかは、判断できない。
- (192) 現物は未見。阿部隆一『中國訪書志』(汲古書院 一九七六年 B 九八頁) 参照。
- (193) 『歴代名臣奏議』 卷七三「儲嗣」
- (194) 『元典章』 卷六「臺綱・體察」【改立廉訪司】
- (195) 『宋文憲公全集』 卷四五「題太平策後」
- (196) 『太平金鏡策』 卷四「課義倉」、「停淫祀」
- (197) この呂助教が誰なのか成案をみないが、あるいは泰定元年の進士で、翰林編修、國子司業、監察御史などをつとめた呂思誠かもしれない。
- (198) 『東里續集』 卷一八「策場備要」、 『新刊類編歷學三場文選』 「經疑」、「對策」 卷六、「易義」 卷七
- (199) 『新刊類編歷學三場文選』 「對策」 卷六。林泉生の著述には『明經題斷詩義矜式』 五卷(舊北平圖書館藏マイクロフィルム 明初刊本 11行×21字)、『春秋論斷』もある。
- (200) 『文淵閣書目』 卷四「經濟」。なお、「密州重修廟學碑」碑陰に『三場備用』の書名が見える。
- (201) 管見の限りでは、この寫本に最初に注目したのは、前田直典である。氏は、本田實信等の助力を得て、上述の『三場文選』をはじめ、學界未知の大元時代の漢籍を精査したが、早逝したため、その知見、

成果のほとんどが発表されないままに終わった。前田直典「元朝行省の成立過程」〔元朝史の研究 東京大學出版會 一九七三年 一一一頁、一九一頁 註(4) 参照。

(202) 『書林清話』 卷四「元建安葉氏刻書」

(203) 傅增湘は、洪武葉氏廣勤書堂刊本二十卷(14行×24字黒口左右雙邊)を目睹している。『藏園訂補邸亭知見傳本書目』 卷十下「類書類」参照。劉文興の稿本『香奩經眼録』には、不分卷、撰者不詳とされる明初刊本『丹墀獨對』の記録があるらしいが、未見。なお、『千頃堂書目』は「吳黼丹墀獨對十卷」という。黃虞稷が目にしたのが北京大學の殘卷本だったのか、あるいは初版は十卷本であったのを、洪武の重刊のさいに二十卷に分けたのかは現在の資料状況では不明。錢大昕は、この書をじっさいに閲覽する機会をもたなかったので、『千頃堂書目』の記事をそのまま『元史藝文志』に引き寫した。明の『晁氏寶文堂書目』中「學業」にも、『答策秘訣』、『漢唐事箋對策機要』、『詔誥章表機要』などとともに『丹墀獨對』が見えるが卷數を記さない。『近古堂書目』上は「史學類」に分類する。『永樂大典』卷八七〇六第二二葉「髻僧」、卷一九四一六第二葉「站赤」、『元明事類鈔』卷二七「禮樂門・鹵簿圖」、『欽定日下舊聞考』卷五一「城市」などにも一部引用されているが、それらが用いたテキストは不明である。なお、『季滄葦書目』「雜部」には、「『丹墀獨對』二本宋校」とあり、つまり宋板によって校勘したという。南宋に同名の書があったか、あるいは吳黼が宋版に大元時代の情報を増補したか、元刊本、明刊本を宋刊本に誤ったかのいずれかだろう。

(204) 今日傳わる『少微家塾通鑑節要』(舊北平圖書館藏マイクロフィルム 元末明初刊本)と同一の書かどうかは不明。なお、金刻本の『通鑑節要』もあつたらしい(『訂補海源閣書目五種』四一頁)。「密州重修廟學碑」碑陰には、『通鑑節要』も『通鑑詳節』も載る。

(205) 『至正直記』 卷二「江西學館」

(206) 『元史』 卷一九九

(207) 『國朝文類』 卷一六、「進經世大典表」、卷四十「雜著・經世大典序録」、『元史』 卷三三～三五「文宗本紀」

(208) 高麗の大物文人、李齊賢が引用する『經世大典』の「高麗」の部分の記述も、じっさいには『國朝文類』 卷四一からの孫引きと考えられる。『樸翁稗說』 前集卷一(前田尊經閣藏 朝鮮版) 参照。

(209) 『水東日記』 卷二五「蘇天爵元文類」、『涇東小彙』(上海圖書館藏 明

刊本) 卷九「書國朝文類後」、[儀顧堂續跋] 卷一四、[楹書隅録] 卷五参照。

- (210) 西湖書院『國朝文類』卷頭「抄白」に“當職近在大都，於蘇參議家，獲親元編集，檢草，較正得；所刊板本第四十一卷內缺少下半卷，計一十八板九千三百九十餘字，不曾刊雕，又於目錄及各卷內，較正得；中間九十三板脫漏，差誤計一百三十餘字，蓋是當間較正之際，失於鹵莽，以致如此。”とある。
- (211) 『古文舊書攷』卷四、[嘉業堂藏書志] 卷四(復旦大學出版社 一九九七年 一一四七頁)
- (212) 廬陵安成の周南瑞が大徳十一年頃に刊行し、劉將孫が序文をよせる『天下同文集』甲集五〇卷(臺灣國家圖書館藏 影元鈔本 14行×24字)も同時代の制誥、表牋、獻書などのジャンル別の選集だが、『分年日程』はもとより、『至正直記』にも『學範』にもとりあげられていない。おそらく、収録文の出處が、盧肇、姚燧、劉將孫、吳澄を中心とする人脈内に限られ、江西行省下での編纂という色あいがつよいためだろう。同じく廬陵の李文翁が輯めた『大元文鑑』(『吳文正公集』卷十一「續文鑑序」)もとりあげられていない。教官、受験生の目はまことにシビアであったというべきか。小字本であることは問題ではない、もともと誰が、いかなる團體が——同じ政府の編纂物であっても、どのレベルの官廳の發令なのか問われるのである。周南瑞自身は、「隨所傳録，陸續刊行」と謳うように、甲集刊行ののち、乙集、丙集と續けて出版していくつもりだったらしく、じっさいに刊行された可能性も否定はできないが(周南瑞は、既述の内閣文庫藏『新編詔誥章表事文擬題』五卷『新編詔誥章表事實』四卷に序文を寄せており、少なくとも至正四年までは存命であった)、乙集以降は今日傳わらない。
- (213) 吳鼐が『名臣事録』として引用する部分が『國朝名臣事略』卷頭に付せられた歐陽玄の序文であることからわかる。
- (214) 『國朝名臣事略』許有壬序。また、『水東日記』卷一六「宋名臣言行録」に、“又嘗見宣府舉人林春有元蘇天爵所編名臣四十七人事略，許有壬諸公皆刻有親筆序”というが、現行の小字本において親筆のままに刻されているのは、許有壬の序のみである。
- (215) 『元史』卷一六「世祖本紀一三」[至元二八年五月丁巳]。[廟學典禮] 卷四「學正三年滿考」には、瑞州路の學正がこの書を検索して上申している例が認められるので、中央官廳だけではなく、各地方の官廳全てに配布されたと見てよい。

- (216) 『歴代名臣奏議』 卷六七
- (217) 植松正「彙輯『至元新格』並びに解説」(『東洋史研究』三〇-四 一九七二年)、「元代法律資料輯存」「至元新格輯存」(浙江古籍出版社 一九八八年)
- (218) 『滋溪文稿』 卷六「至元新格序」
- (219) 『元史』 卷二二「武宗本紀」[大德十一年十二月丁巳]、[至大二年九月癸未]、『伊濱集』 卷二三「承務郎南陽陝縣尹郭君墓碣」
- (220) 『元史』 卷一〇二「刑法志」は、この書を『風憲宏綱』と見做すが、『風憲宏綱』は馬祖常の序が述べるように、御史臺の編纂物である。
- (221) 『國朝文類』 卷三六「大元通制序」
- (222) 『大元丙子平宋録』(臺灣國家圖書館藏 影元鈔本)も同じ大德七年、兩浙江東道奉仕宣撫として派遣されたテリ・トガン、戎益の仲介により刊行された。
- (223) 拙稿「鄭鎮孫と『直說通略』(下)」一二二頁、「大德十一年『加封孔子制誥』をめぐる諸問題」(『中國—社會と文化』一四 一九九九年 一五〇～一五一頁)、仁井田陸「元典章の成立と大德典章」(『史學雜誌』五一-一九 一九四〇年)、「永樂大典本大德典章續考」(『史學雜誌』五二-四 一九四一年)、昌彼得「跋元坊刊本〈大元聖政國朝典章〉」(『蠶菴羣書題識』臺灣商務印書館 一九九七年)
- (224) ただし、現在故宮本を収める箱には“元至正二年刊本齋宮舊藏”と刻まれており、現行のテキストを“至正國朝章典”と見做した可能性もある。故宮本の箱書きは至治二年の誤りとも考えられるが、當時は至正二年の建安刊本である證據が附されていた可能性も否定しきれない。
- (225) 『元史』 卷四〇「順帝本紀」[後至元六年秋七月] 戊寅
- (226) 『元史』 卷二四「仁宗本紀」[皇慶元年秋七月癸卯]、『憲臺通紀』(『永樂大典』 卷二六〇八)【命塔思不花、[塔] 失海牙並爲御史大夫】
- (227) 『國朝文類』(西湖書院本、翠巖精舍本)は作者名を空白にし、四庫全書の『元文類』は姚燧とし、『播芳』は閻復とする。武英殿聚珍版『牧庵集』三六卷は、卷一に「行銅錢詔」を収め姚燧の作とする。しかし、本来の『牧庵集』は全五十卷から成り、至順三年、門人であった翰林待制の劉時中の申請によって、中書省の許可を得て、慶元路學から官費で刊行された。中國國家圖書館藏の(明 劉昌輯)『姚文公牧庵集』では、「行銅錢詔」は採られていない。いっぽうの閻復の『靜軒集』は、光緒年間の輯本しかなく、眞に彼の作かどうか確

認できない。

- (228) 『大元ウルスの言語資料と出版文化』第二部第一章附表「二つの『元典章』——武宗カイシャンの詔——」二七五～二七七頁参照
- (229) 『元史』卷三九「順帝本紀二」、卷四一「順帝本紀四」、『滋溪文稿』卷二六「乞續編通制」
- (230) 『圭齋文集』卷七「至正條格序」、『元史』卷一三九「朶爾直班傳」、『滋溪文稿』卷十一「元故嘉議大夫工部尚書李公墓誌銘」、『滋溪文稿』卷一二「董忠肅公墓誌銘」
- (231) 『金華黃先生文集』卷三四「青陽縣徐君墓誌銘」、『秋澗先生大全集』卷四三「嘉善錄序」、『吳文正公文集』卷九「平冤集錄序」、『至正集』卷三五「六事備要」、『刑統賦疏』（沈仲緯纂 臺灣國家圖書館藏 抄本）等参照。
- (232) 『至正金陵新志』卷九「學校志」〈路學〉
- (233) 『淵穎吳先生文集』卷十一「唐律刪要序」、『東維子集』卷一「刑統賦釋義序」、『朱楓林集』卷三「刑統賦解序」、『刑統賦解』（元 東原鄧韻釋、元 益都王亮增注 『枕碧樓叢書』所収）、『粗解刑統賦』（鄒人 孟奎解 臺灣國家圖書館藏 抄本）、『刑統賦疏』（沈仲緯纂 臺灣國家圖書館藏 抄本）、『文淵閣書目』卷一四「刑法」等。なお、『文淵閣書目』のみによって知られる『唐律明法類説』の11行×20字の元刊本の槧葉二片が東京大學東洋文化研究所大木文庫に藏され、大字本の『唐律疏義』の槧葉二片と綴じあわせられている。
- (234) 『元史』卷二六「仁宗本紀」〔延祐五年十一月丙子〕、拙稿「モンゴル朝廷と『三國志』」（『日本中國學會報』五三 二〇〇一年 一六八～一七〇頁）
- (235) たとえば、卷三「縣令」、卷四「薦舉」の延祐二年の南臺御史の言は、『通制條格』卷六「五事」を見れば、もとの直譯體を適宜省略、部分的に直していることがわかる。卷十「權鹽」の記事は、『新集至治條例』「戸部・課程」〈鹽課〉【鹽價】の直譯體で書かれた中書省の「延祐三年正月十一日に奏過せる事の内的一件」に基づくが、こちらは全部普通の漢文に改められている。筆寫の段階でのこうした改變は各官廳でも行われており、いくつもの翻譯ヴァージョンが出てくることにもなる。直譯體の中に吏牘やふつうの漢文の文體が混入するものも、同じ理由による。
- (236) たとえば、沈仲緯『刑統賦疏』第五韻参照。
- (237) 『江蘇金石記』卷二二「府學附地經界碑」。また、『郭天錫手書日記』

至大戊申十月二五日の條に、郭昇が、鎮江路の儒學學錄から轉任の申請をするために、江浙行省の架閣庫を訪れ、湯君白から『元典章』を借りて書類作成をしたことが記録されている。おそらく成宗テムルの大徳七年のヴァージョンの『元典章』であろう。この時點では、まだ『大元通制』は編纂されていない。現行の元刊本『元典章』の牌記に“庶官吏有所持循，政令不至廢弛”といい、卷四三「刑部五・諸殺」〈燒埋〉【強盜殺傷事主經革倍徵埋銀】に“至大四年十一月十八日路吏劉允承奉省府令史孫英承行十月初五日札付”、卷四九「刑部十一・諸盜」〈強竊盜〉【盜賊出軍處所】に“四月二十八日杭州路吏呂憲承”、【剗豁土居人物依常盜論】に“杭州路吏趙世澤承行十月十二日旨揮”、卷五〇「刑部十二・諸盜」〈發塚〉【子隨父發塚刺斷】に“三月初九日路吏沈昱奉令史張必達承行二月廿七札付”、【新集至治條例】末尾の「都省通例」といった墨筆による書き込みがあることも、この書がじっさい官廳に置かれて検索に使用されたことを物語る。

(238) 『至正直記』卷一「國朝文典」

(239) 宮崎市定「宋元時代の法制と裁判機構」(『東方學報』二四 一九五四年二〇三頁)。

(240) 金文京「規範としての古典とその日用的変容——元代日用類書『事林廣記』所引法令考——」(『古典學の現在Ⅱ』二〇〇一年)は、『事林廣記』「刑法類」の「十惡」が、『元典章』や元曲と一致し、『唐律疏議』および『元史』「刑法志」とことなることから、それを民間ヴァージョンとし、『明律』の「十惡」は、民間の通俗書を好んだ洪武帝、永樂帝が『事林廣記』等を参照した結果、とする。しかし、こんにち『大元通制』、『經世大典』(『國朝文類』卷四二「名例篇」)ともに「十惡」の内容を遺していない以上、それらが『元史』卷一〇二「刑法志」〈名例〉と同文で改訂が行われていなかったといえる保証はない。『元史』の「志」がほぼ『經世大典』からの引き寫しであることは、よく知られているが、宋濂等の恣意的改竄もあり、また『經世大典』は、『大元通制』、『元典章』等の官撰書と共通の資料ソースを用い、それら既刊の政書を踏まえるからである。一例を挙げるならば、『故唐律疏議』附「刑統賦」と同様、元建安刊本が傳わる『宋提刑洗冤集錄』附「聖朝頒降新例」は、『元典章』と同じく江西福建道奉使宣撫のムバーラク、陳英の呈によって、検屍報告の書式を統一し「屍張圖畫」を印刷、各路に頒行した事業を記念して刊行されたもので、その増訂部分は『元典章』卷四三「諸殺・檢驗」、『經世大典』(『永樂大典』卷

九一四)にも収録されている。また、楊維禎は、『刑統賦疏』の序文において“・・・故五刑十惡八議六賊七殺之法，或輕或重，或減或加，極乎萬變通而者，欲以索天下之情耳。という。なお、策學書と類書が極めて近い関係にあることは、明の蕭彦祥『策學集略』（北京大學圖書館藏 明刊本）が、巻頭の「策場規矩總例」の次に「歷代傳授寶曆歌」「歷代序略」などを置くことからもうかがえるだろう。

- (241) 『丹堦獨對』卷一五「刑書」、『元典章』卷三〇「禮部三・禮制三」〈喪禮〉、『永樂大典』卷七三八五
- (242) 拙稿「『廟學典禮』簡記」参照。
- (243) 李逸友「黒城出土文書續釋」（『北方民族文化遺產研究文集』 內蒙古教育出版社 一九九五年 三一二～三一八頁）
- (244) 現行の『元典章』および『通制條格』はいずれも、大徳八年正月の詔の本文はおさめず、條畫の一部のみを傳える。『元史』卷二一「成宗本紀」、『至正金陵新志』卷三下「大徳八年」、『教荒活民類要』「元朝令典」〈大徳八年正月〉
- (245) 李逸友「黒城出土文書（漢文文書卷）」（科學出版社 一九九一年 六六～七一頁、一四四頁、圖版參七、肆陸）
- (246) 『通制條格』の舊北平圖書館藏抄本は、9行×18字でいっけん大字本の影鈔に見えるが、“聖旨”など「聖なる語」の改行、楹頭がなされていない。
- (247) 『元典章』卷九「吏部三・官制」〈醫官〉【選醫學教授】、卷三二「禮部五・學校」〈醫學〉【醫學科目】、『通制條格』卷二一「醫藥」〈科目〉
- (248) 『滋溪文稿』卷二二「資善大夫太醫院使韓公行狀」、『閑居叢稿』卷一四「洋州三皇廟記」、『弘治徽州府志』卷四「元郡邑官屬」〈醫學教授一員〉、卷五「郡邑公署」〈醫學〉、『至順鎮江志』卷一一「學校」〈醫學〉
- (249) 版本は五百部印刷するとボロボロになる、という通説は、おそらく成立しない。アユルバルワダが皇慶元年に白塔大寺で版刻させたチヨイジオドセルの「入菩提行疏」は千部、トク・テムルの時に翻譯、刊行された『北斗七星經』は二千部、刷られている。また、『至正直記』卷四「乙酉取士」によれば、至正四年の江浙行省の郷試の不正を誇った榜文（全文は『南村輟耕錄』卷二八「非程文」に収録）は、五千部印刷されたという。
- (250) 『農桑輯要』（上海圖書館 一九七九年影印本）「中書省咨文」
- (251) 『順齋先生閑居叢藁』卷二〇「農桑輯要」。なお、『藏園羣書經眼録』

卷七「子部一」《農桑輯要七卷》存卷二、十一葉，卷三、全二十三葉，卷六、十七葉，共三冊（中華書局 一九八三年 五七五頁）“元刊本，九行十八字，注雙行同，白口，左右雙欄，版心上方記字數，下方間記刊工人名，一字，引用各書以陰文別之。字撫顏體，刻印俱精。劉翰臣藏書。”とある清朝内閣大庫舊藏のテキストは、書影を見るかぎりでは、元刊大字本を明の官廳で重刊したものとおもわれる。大元時代、顔真卿の書體は、至大延祐以降、版本の世界でも趙孟頫體に席卷されるので、原本の可能性としては、至元～大徳・至大年間のテキストが考えられる。なお、高麗の李穡の友人であった知陝州事の姜蕃は大字本の“其の字大にして帙重きを思い”あらためて小字本を刊行しなおしたという。（『牧隱文彙』卷九「農桑輯要後序」）。

- (252) 『救荒活民類要』「元制・農桑」、前掲『黒城出土文書（漢文文書卷）』「陸・農桑類」、F116：W46 一〇五頁、「密州重修廟學碑」碑陰
- (253) 賦や文の作成のための辞典『太學增廣新編聲律萬卷會元』（陽明文庫藏 元建安刊本）、『太學新增合璧聯珠聲律萬卷菁華』（山東省圖書館藏 南宋末～元初建安刊本）、『六經圖』（臺灣故宮博物院藏 南宋末～元初建安刊本）の零本、『選編省監新奇萬寶詩山』等が現存する。『六經圖』は、卷末の跋文によれば、乾隆二一年、公務で善本の収集にあたった新安歙縣の朱嘉勳が書肆のぼろぼろの竹行李の中から発見し、装丁しなおしたものである。詳しくは前掲『學びの世界——中國文化と日本——』一三～一六頁、および『藏園羣書經眼録』卷二「經部二」（中華書局 一九八三年 一一一頁）参照。
- (254) 古松崇志「『勅修百丈清規』版本小考」（『古典學の再構築』一二 二〇〇二年九月）、『學びの世界——中國文化と日本——』五三、五四頁参照
- (255) 大字本の『勅修百丈清規』も現存はしないが、大龍翔集慶寺で刻され、五山十刹の官寺に保存用として配布された可能性はある。
- (256) 『稼亭集』卷九「送揭理問序」“聖朝興未遑定法，自至元新格出，至治通制作，然後吏有所守，而民知所避矣。目于江揭以忠世儒家，文章技藝靡不通曉，尤長於刑名。征東先丞相夙知其才，舉以聞于朝。至元丁丑除本省吏間，余時亦調幕官同日之任。揭君謂余曰：政出多門，民不堪命，方今四海一家，何中朝之法不行于東國乎。余應之曰：高麗古三韓地，風氣言語不同華夏，而衣冠典禮自爲一法，秦漢以降未能臣之也。今在聖朝親爲舅甥，恩若父子，民社刑政，皆仍舊而吏治不及焉……”、『高麗史』卷八四「刑法一」“於是建議雜用元朝議刑易覽、大明律以行者，又有兼採至正條格言行事宜成書以進者。”、

- 『高麗史』卷八四「職制」〔辛禡〕三年二月令中外決獄一遵至正條格。』、『高麗史』卷一一七「鄭夢周傳」四年、夢周取大明律、至正條格、本朝法令、參酌刪定、撰新律以進。”
- (257) 『世宗莊憲大王實錄』卷二二〔五年癸卯十月庚戌〕、卷五一〔一三年辛亥正月丙戌〕、卷九四〔二十三年辛酉十一月己亥〕、『成宗康靖大王實錄』卷九八〔九年戊戌九月庚午〕、『經國大典』卷三「獎勵」等。李玠爽「元朝中期法制整備及系統」(『蒙元的歷史與文化 蒙元史學術檢討會論文集』下冊 學生書局 二〇〇一年 四八一～五〇〇頁)
- (258) 孫容成「『插注參釋廣智禪師蒲室集』引用漢籍及び漢詩について」(『禪學研究』第七九號 二〇〇〇年 五二、五七頁)
- (259) 『佛種慧濟禪師中巖月和尚自歷譜』
- (260) 『東海一漚集』卷六
“玄理、巽於前朝至元庚辰歲、先師東陽和尚進謝清規表、至金陵船中言朝京、時有日本月中巖書記、在百丈我會中辨事、其人聰辨過人、携之偕行、所至有題、夸美佳作甚多、今祇記得通州蚤行一詩云……”
- (261) 拙稿「モンゴル朝廷と『三國志』」一六五頁
- (262) たとえば、名古屋蓬左文庫には、『吏學指南』の抄本が傳來するが、もとのテキストは、建安小字本(中國國家圖書館藏 元刊本)である。詳しくは、『学びの世界——中國文化と日本——』三～四、一三～一六、二三～四二頁参照。
- (263) 『冀越集記』(中國國家圖書館藏 乾隆四七年吳翌鳳鈔本)「地名官名」。「千頃堂書目」卷八は“熊太古「元京畿官制」二卷”を記録するが、誤って明代のものとする。
- (264) 『新刊類編歷舉三場文選對策』卷七
- (265) 『東山存稿』卷六「邵菴先生虞公行狀」、『圭齋文集』卷九「神道碑」
- (266) 『道園類稿』「雍虞公文序」
- (267) 高橋文治「張留孫の登場前後——發給文書から見たモンゴル時代の道教——」(『東洋史研究』第五六卷第一號 一九九七年 七九頁)
- (268) 『道園類稿』卷四八「袁仁仲墓誌銘」
- (269) 後至元六年に『伯生詩續編』附『伯生題葉氏四愛堂詩』(中國國家圖書館藏)が劉氏日新堂から刊行されているのも、かれらが特別な關係にあったためかも知れない。
- (270) 『潛研堂文集』卷三一「跋元詩前後集」。『皇元風雅』は、古杭余氏勤徳書堂の刊本を高麗で覆刻したテキストおよび内閣文庫、京都大學附屬圖書館等の五山版等が傳わり、國を越えてよく讀まれ當地の詩

文に影響を與えた。余氏勤徳書堂は『新刊類編歷學三場文選』を重刊した書肆である。

- (271) 詳細は『大元ウルスの言語資料と出版文化』六五頁において既に述べた。
- (272) 『道園學古録』卷三四「送尚志序」
- (273) 『至正金陵新志』卷三下「至正三年」“修遼金宋三史，行下本路，委官提調購求實録、野史、傳記、碑文、行實，許諸人赴官呈獻，給賞。”、『廣東通志金石略』「德慶路鎮遏萬戸王侯政迹碑」“從事郎德慶路總管府知事前遼金宋三史校勘楊籙撰文”
- (274) 『南廔志經籍考』下「宋遼金正統辯一卷」
- (275) ただし、『文毅集』卷十一「伯仲公傳」は、解觀の一族で明初朝廷の大物官僚解縉が著したものであり、全てを鶻呑みにすることは危険かもしれない。
- (276) 『書蔡氏傳旁通』「引用書目」
- (277) 拙稿「鄭鎮孫と『直說通略』(下)」参照。
- (278) 『古今書刻』によれば、『太平金鏡策』も明の鞏昌府で重刊されている。
- (279) 『文淵閣書目』卷四“梁寅方策精要 一部二册完全。塾本二册。”
- (280) 『新諭梁石門先生集』「石光霽撰行狀」
- (281) 『策要』梁寅序に“天朝崇文，興明經之科，蒐選海內士，科場品式，益精於前，策試唯問以經史。竊嘗謂；經史必稽考，其用工爲難，時務在識見，其陳之爲易，故學者於經史尤當加之意焉”という。また、『大明會典』の洪武一七年三月の詔には、“第三場經史時務策五道，未能者許減二道”とある。
- (282) 『宛委別藏』に影鈔本が収められるほか、『新諭梁石門先生集』卷六、七、九、十にも収録されている。行狀は、その著を『歴代史策要斷』と呼ぶ。
- (283) 『東里續集』卷一七「理學類編二首」、「策要」
- (284) すでに『日知録』卷一八「四書五經大全」、『經義考』卷二五六「胡氏等四書大全」、「四庫全書總目提要」卷一二「書傳大全」、卷一六「詩經大全」等に指摘がある。
- (285) その一例は、『學びの世界』三一～三八頁に掲げた。既に清朝の考證學者の間では、明儒に對する評價は、大元時代の儒者たちに比して低かった。たとえば、錢大昕は『十駕齋養新録』卷一三「詩傳附録纂疏」において“讀是書，知元儒尚守家法，不似明人之鹵莽妄作。”

と述べる。

- (286) 華東師範大學圖書館に「文筌」「古文譜」「詩譜」不分巻の清鈔本、臺灣國家圖書館に「新刊諸儒輿論策學統宗增入文筌詩譜」の明初刊本、山東省圖書館に「文章歐冶」「文譜」七巻「詩譜」三巻の明初刊本がある。「續書史會要」、「明史」等が「文譜」、「詩譜」を朱權の著とするのは誤りである。「諸儒輿論」前後續別各二集（中國國家圖書館藏 明萬曆四五年張唯任刻本）が陳繹曾を編輯者とするのも誤解であり、同じ大元時代の譚金孫とするのが正しい。
- (287) 近年の國內外の影印による版本の公開によって、原本に忠實に刻された序文の筆跡、印が、こんご編纂者、改訂者、重刊者等の同定に新たな有効手段となるだろう。たとえば、「直説通略」（北京大學圖書館藏 明成化一六年刻本）の希古の序、梅雪軒、讀書清暇、唐國圖書の印は、「井川擊壤集」（四部叢刊所収 成化十一年刊本）の希古の序、梅雪軒、讀書清暇の印、および「文選」（靜嘉堂文庫 成化二三年刊本）希古の序、唐國圖書の印、唐世子の跋と「弇山堂別集」巻三二「同姓諸王表」によって、莊王芝址のものであることがほぼ確實となる。ちなみに、この「文選」は、延祐年間に張伯顔（バヤン）が池州路から刊行させた元刊本を覆刻したもので、書中にその證據が歴としてのこっているにもかかわらず、序も跋も元刊本に基づいたことを隠し、成王彌箴は、唐藩が獨自に刪訂したテキストであるかのように述べる（「饒頤堂續跋」巻一三に既に指摘がある）。また、朱權の兄、慶靖王朱楡の「文章類選」（中國國家圖書館藏 明初刊本）は、參考文獻として「文選」「文粹」「文鑑」「翰墨全書」「事文類聚」を自己申告するが、大元時代の文章は、「賦」は「三場文選」に、残りは全て「國朝文類」から選んでいることを隠す。
- (288) 「古今書刻」上「弋陽王府」に朱權の著作が並ぶ。「續書史會要」に朱權の著として挙げられる「太易鈎玄」（中國國家圖書館藏 清抄本）も元統三年の郷貢進士鮑恂の「學易舉隅」の書名を改めたにすぎない。

[附記] 本稿は、文部科學省科學研究費補助金（特別研究員獎勵金、若手研究(B)、特定領域研究「古典學の再構築」日中韓版本研究班）による研究成果の一部である。

元代江南の禪宗と日本五山 ——『勅修百丈清規』の成立と流伝——

古松 崇志

(京都大学人文科学研究所助手)

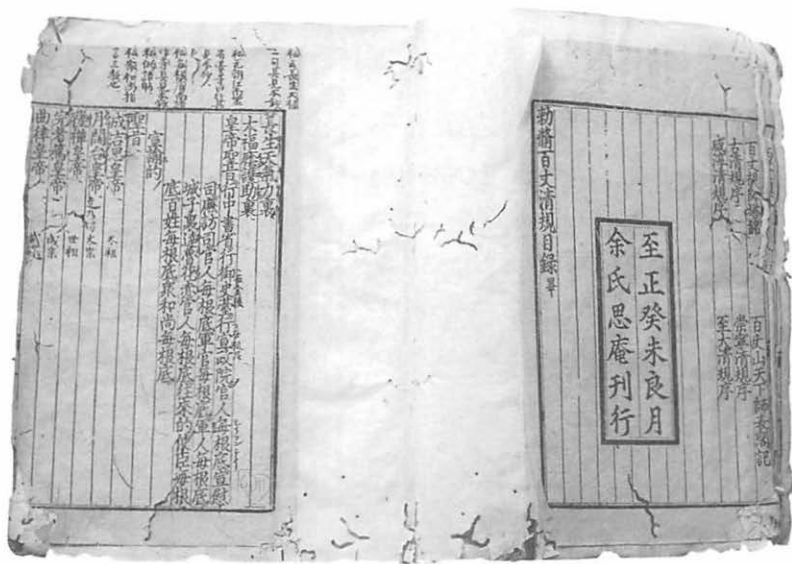
本稿は二〇〇二年十一月七日に行われた京都大学人文科学研究所開所記念公開講演会における筆者の講演内容をもとに一部書き改めたものである。時間的制約など諸般の事情により、今回は叙述内容の史料上の根拠など実証手続きを示すことはできなかった。『勅修百丈清規』のジャーリクをはじめとする重要史料の釈読やそれらにもついた論証・分析といった作業は稿を改めて行うこととし、今回はおおまかな鳥瞰を先取りして提示することとする。

1. 京都大学附属図書館に所蔵される『勅修百丈清規』

筆者は以前より、京都大学附属図書館において貴重資料を調査する機会を得ている。貴重資料には和・漢・洋さまざまな文献が所蔵されているが、筆者は東洋史を専攻していることから、研究対象となるのはもっぱら漢文で書かれた漢籍である。とりわけ、十三世紀から十四世紀にかけての日本と大陸の文化交流に関心を寄せており、大陸から伝えられた宋元刊本および日本において出版された五山版や漢籍抄本を中心に調査を続行中である。その中でとくに興味を惹かれたのが、『勅修百丈清規』という書物であり、この書物の版本実物との出会いが、筆者にとって研究の出発点となった。

『勅修百丈清規』とは、十四世紀にモンゴル支配下の元代中国で編纂された禪宗の清規である。「清規」(しんぎ)とは、周知のごとく、禪宗

寺院での儀式や行事から禅僧たちの生活一般に至るまでを規定するものをいう。禅宗寺院では僧たちが集団生活を営んでおり、そこでの日々の生活自体が禅僧にとっては修行であり、それゆえ清規にはそうした禅僧たちの日常生活の驚くべきほど事細かなところまでもが規定されている。



〈京都大学附属図書館蔵『勅修百丈清規』元刊本〉

京都大学附属図書館所蔵の『勅修百丈清規』は元刊本であり、十四世紀に書物が編纂されてから間もない時期に出版された古い刊本である。宋代以来、中国江南地方において最も出版業が盛んであった建安（現在の福建省北部）の有名な書肆余氏が出版したものである。この元刊本はほかに所蔵を聞かない、天下の孤本である。また、このほか複数の種類の元刊本もあったことが五山版や明刊本から想定しうが⁽¹⁾、現在ひとつとして残存していない。それゆえ、この元刊本はきわめて貴重なものであり、京都大学所蔵の漢籍刊本の中でも屈指の優品といえよう。元代中国における出版物は各地の官庁で出版される大字本と民間の書肆か

ら出版される小字本に大別されるが、建安はこのうち小字本出版の中心地であり、建安刊本は国内のみならず、日本や高麗など外国向けの販路をも持っていた書籍の普及版としての意味合いがあった。日本の禅僧がもたらした宋元刊本はこの普及版であるところの建安刊本が圧倒的に多い⁽²⁾。普及版たる建安刊本は比較的版刻の粗いものが多いが、この刊本は精刻であり、文字も美しく、かなり水準が高いものである。写真で見ると分かるように、元刊本は日本に伝来してから切り取られ、より大型の紙に貼付して改めて装丁しなおされたものである。貼付した紙および版框外に加えられた書き込みは明らかに室町時代のものであり、かなり早い段階で現在の姿に仕立てられたことが分かる。書き込みの内容は、抄物に見える日本五山叢林で禅僧が行った講義との関連も想定され、今後十分な検討が求められる。

もう一点は五山版である。大陸では、南宋時代より出版事業が徐々に盛んとなり、とりわけ十四世紀以後のモンゴル支配下の元代中国ではそれまでの歴史の中で類をみないほど盛んとなった。そのころ日中間交易が興隆し、大陸でつくられた漢籍刊本が続々と日本に輸入された。これら中国製の刊本を模倣して、日本の五山を中心とする禅宗寺院でつくられた木版本を五山版という。日本での木版印刷はこの時代から本格的に始まり、日本における出版史上、きわめて重要な時期に当たる。この本のかたちからも、中国刊本と形式自体はまったく同じであることが明白である。ただし、中国刊本と比較すると、文字の彫りが若干稚拙なのが特徴である。『勅修百丈清規』五山版の出版については後述する。

ちなみに、この京都大学附属図書館蔵の元刊本と五山版の二種類の刊本は、京都大学附属図書館・総合博物館共催の「学びの世界—中国文化と日本—」という展示会（二〇〇二年十月三十日～十二月一日京都大学総合博物館において開催）に初めて出陳され、その図録には写真版と解説が掲載された。この展示会は日本が古来よりどのように大陸の文化を学んできたのかをテーマに、書物に基づきながらあとづけて展示したも

のであった。筆者も微力ながら「五山・禅籍」というセクション（I-4）の展示に協力させていただいた⁽³⁾。最も貴重な元刊本については、入矢義高氏によってかつて紹介されており⁽⁴⁾、存在自体は以前より知られていたが、展示公開および写真版掲載はいずれも今回が初めての機会であった。

さて、本稿の論ずる内容は、題目の「元代江南の禅宗と日本五山」に比し、あまりに限定されたものとならざるを得ないが、その含意は、十三世紀から十四世紀にかけての日本と大陸のあいだの交流の活発化にともない、元代江南における禅宗の政治・文化上のあり方が、南北朝から室町時代にかけての日本の禅宗に、日本的な改変を加えながらも直接に反映していくということにある。このテーマに答えるためには、今後多様な側面にわたって研究を進めていく必要があるが、现阶段ではそれだけの準備を持たない。まずは『勅修百丈清規』という禅宗教団を根本から支える重要文献の成立と流伝に関わる問題を取りあげ、このテーマを考える足がかりとしたい。

2. 元代の江南禅宗の概況

まずここでは、『勅修百丈清規』が編纂される時代背景、すなわち元代における江南の禅宗の置かれた政治状況についてごく簡単に押さえておきたい。

禅宗は唐代より北宋時代にかけて、支配者層である士大夫社会を中心に徐々に広がっていった。十二世紀に、中国が金と南宋の二つの政権に分かれ、南北に分断すると、禅宗もまた北と南、それぞれ別箇に発展した。

その後、十三世紀に、中国の北方より興ったモンゴルがユーラシア全域を席卷し、中華地域もまた四〇〇年弱ぶりに統一が果たされることとなった。モンゴル政権は在来の宗教や文化を弾圧したり、解体・再編し

たりすることは少なく、旧来のものをそのまま温存させるのがその基本政策であった。それゆえ、禅宗の場合でも、モンゴルの統一後も、旧金朝地域の北と旧南宋地域の南で、それぞれ別箇に存在しつづけた。周知の通り、日本の禅宗はこのうちの南の流れを組み、はじめは南宋支配下の江南から伝わったものである。

華北の禅宗は金では中都、元では大都（いずれも現在の北京）を中心とするが、日本の禅宗が江南にルーツを持つことから、忘れ去られがちである。しかし、モンゴル時代の初期には華北禅宗教団は政権にとってたいへん重要な存在であった。モンゴルは華北を支配下に収めてから以後、禅宗の教団組織を利用した。逆に言えば、禅宗教団がモンゴル政権の華北支配を助ける役割を果たしたのであった。金元時代の華北禅宗については、ほとんど研究が手つかずであり、今後に残された考究すべき問題は多い。

いっぽう、旧南宋領の江南の禅宗については、一二七六年（至元十三年）にモンゴルの支配下に入ってから以後、モンゴル政権から冷遇されていた、というのがこれまでの研究によるイメージであった。例えば、教宗（仏教の教学を研究することを主とする宗派）すなわち江南の天台宗や華北の慈恩宗が上位に置かれ、禅宗は下位に置かれるという“崇教抑禅”政策がクビライ時代の至元年間末以後に取られたという。また南宋時代には迫害されていた江南の白雲宗という宗派が、モンゴル政権と結びついて大蔵経出版の中心となるなど、元代になってから勢力をのばしたりした。つまり、モンゴル政権の意向によって仏教宗派間の勢力図が書き換えられたという事実は確かにあった⁽⁵⁾。

しかし、客観情勢から判断するならば、江南禅宗がモンゴルの支配下に入ってから、低調となったという事実はまったくなかった。これまであまり指摘されていないが、当時の江南禅宗を代表する幾人かの高僧が、早い時期にカアン（クビライ）と謁見し、その勢力を安堵されている形跡がある。モンゴル時代の宗教と政権の関係の特徴は、宗教関係者がカア

ンやモンゴル王侯と直接つながりを持つことにある。それゆえ、宗教関係者の側では、寺院財産などみずからの勢力を安堵してもらうなど、何か必要なことが生じたときには、政権関係者に積極的にはたらきかけ、場合によってはカアンなどにじかに会いに行き、特許状を得たりすることもしばしばみられた。カアンやモンゴル王侯の特許状は特別な効力を持っており、それを得るか否かに、宗教勢力の浮沈がかかっていたといつてよい。江南の禅宗勢力も当然のことながらそうした動きをとっていたのである。

それから、モンゴル政権は江南の仏教を統轄するために、南宋を接收してからすぐ、一二七七年（至元十四年）に江淮釈教総撰所という組織を設置した。この組織を取り仕切ったのが南宋の陵墓を暴いたことなどの悪行で有名な楊璉真珈というタングート人の僧であった。タングートとはもともと中国の西北、現在の甘肅から寧夏のあたりにかけての地域に強大な勢力を誇った西夏という国をつくった集団で、彼らの間ではチベット仏教の影響が濃厚であった。モンゴル時代はチベット仏教が国家仏教の中心となったので、新たに版図に入った江南の仏教を管理し保護するために、外からチベット仏教を奉じた楊璉真珈が派遣されたのであった⁶⁾。実は、杭州にいた江南禅宗の中心的な高僧が、この楊璉真珈を含めモンゴル政権ときわめて近い位置にいたことがいくつかの史料からはっきりと確認される。こうしてみると、政権との関係を取り結んだ禅僧も早い時期からいたことが分かる。禅宗が他宗派に比較して弾圧を受けた形跡はまったくないのである。

宗派勢力図の変化というのはあったものの、江南仏教勢力は、モンゴルの支配下に入ったことにより全般に潤ったとみてよい。そのことは、禅宗についても当てはまる。従来、禅宗は政権から弾圧された結果、反モンゴルとなったという考え方もあったし、宋元交代期に中国江南から日本にやって来た禅僧たちはモンゴルの圧政から逃れるために亡命してきた僧だという考え方もあった。なぜそのように考えられるようになった

たのか、若干の根拠は思い当たるが、実は文献を読み込んでいくと、ほとんどが拡大解釈と言わざるをえない。全体の趨勢としては、江南禅宗もまた、モンゴル政権および政権に関係する御用商人や文人官僚などから莫大な資金提供を受けており、大いに潤ったことは否定し得ないのである。これについては多くの文献上の徴証がある。

さらには、元代江南においては禅宗に限られることではないが、この時代、多くの禅籍が出版されたこともまた指摘せねばならない。それを示す証拠が、版本の実物として現在日本にも数多く残っている。代表的な事例としては、『碧巖録』や『景德伝灯録』が挙げられる。

よく知られるように、禅では参禅者が内省して悟りの境地に入ることを重視し、それゆえ、そのための手がかりとなる古来の祖師のすぐれた言行である「公案」がきわめて重要な意味を持つ。十二世紀はじめの北宋の終わりに成立した『碧巖録』は、この「公案」を集成したものである。「宗門第一の書」と呼ばれて、まさしく禅のエッセンスが凝縮されたものともいえ、禅僧が参禅するうえで最も重んじた書物であった。この書物は南宋時代にはほとんど伝本がなく、元代になってからいくつかの本をもとに数度にわたって出版された。これをもとに日本でも五山版が繰り返し出版され、たいへん流行している。

また、禅宗では師弟関係が重視され、師から門弟へと仏の教えすなわち法灯が代々受け継がれていく。それは、遠くブッダ以来連綿と伝わり、中国へ至ってさらに後世へと受け継がれてきたものであると考えられている。『景德伝灯録』は、こうした禅宗の法灯の歴史を記したもので、やはり北宋時代に成立したものである。『景德伝灯録』は、宋代より流行し、大蔵経本も含め宋代の刊本がいくつか残っているが、後の時代まで最も流布し、影響力を持ったのは元代に湖州（現在の浙江省）というところで刊行された本であった。この本は江南の各禅宗寺院に広く頒布された。

このように、『碧巖録』や『景德伝灯録』といった禅宗における最重

要文献についてみても、元代中国において出版された版本こそが、後の時代に、さらには東アジアレベルでも最も広範な影響を及ぼしたのであった。そして、日本に残された元刊本や五山版といった出版物の実物がまさしくその証拠となるのである。

以上、『勅修百丈清規』が編纂された時代背景を確認するべく、元代江南禅宗の概況をはなはだ不十分ながら、ごく簡単に述べた。元代江南禅宗にかかわる研究はまったくこれからの分野であり、今後さらなる研究の深化が必要である。日本に残された日中双方のものを含む禅宗文献の厚みが研究の突破口となる可能性を秘めていることをここでは強調しておきたい。

3. 『勅修百丈清規』の成立

『勅修百丈清規』の成立と密接に関わる大龍翔集慶寺という寺院が創建される経緯について、まず簡単に確認しておく。

大龍翔集慶寺は、武宗カイシャン（一三〇七～一三一―在位）の王子トク・テムル Toq-Temür と深いえにしを持つ寺院である。トク・テムルは、モンゴル政権内部の権力闘争の影響を受け、カイシャンの死後、つづく三人のカアの時代には邪魔者として冷たい扱いを受け、金陵（現在の南京）など南中国のいくつかの場所を転々とする不遇の生活を送った。その後、一三二八年、大都でクーデタが起こり、当時江陵（現在の湖北省）というところに流されていたトク・テムルがクーデタ勢力から担ぎ出されて、カアに即位する。

文宗トク・テムル（一三二八～一三二九、一三二九～一三三二在位）は即位後の一三二九年（天曆二年）、以前自分が金陵に流されていたときに、滞在していた屋敷の場所（史料上「潜邸」という）に大龍翔集慶寺という巨大寺院を創建することを命ずる。これは、資金や工事などモンゴル政府が全面バックアップする完全な官営寺院であった。この寺院

の建立は、いわばトク・テムルの即位記念事業のひとつとしての性格を持つ。

このとき開山住持として招聘されたのが笑隠大新であった。彼は『勅修百丈清規』編纂でもキーとなる人物であるが、寺院復興を得意とした実務に通じたやり手の禅僧であり、なおかつ詩文をよくする文化人でもあった。彼の交友関係をみていくと、時の政権有力者や文人官僚たちなど当時の錚々たるメンバーが名前を連ねており、たいへん派手な交友関係を持っていた。

大龍翔集慶寺は、カアンのトク・テムルとの関係から特別扱いを受け、創建したばかりの寺院であるにもかかわらず、江南禅宗に君臨する「五山之上」の地位を得る。そして、大龍翔集慶寺の首座や蔵主といった役職にある僧と行宣政院の官人がランクの順序にもとづき江南の禅宗寺院の住持を選任するという、人事権を掌握する特権も認められた。すなわち、大龍翔集慶寺が江南の五山派寺院の頂点に君臨することになったのである。ちなみに、「五山之上」は我が国の五山制度においても導入され、南禅寺がその地位を与えられている。これは南禅寺が亀山上皇の離宮であったことによるもので、夢窓疎石の門弟で中国通の義堂周信が、足利義満に提案して、大龍翔集慶寺になぞらえたものなのであった⁽⁷⁾。しかし、大龍翔集慶寺の場合には、人事権を賦与されて五山派の頂点に位置することを意味したのに対し、日本の南禅寺の場合、足利義満の命を受けて春屋妙葩によって新たに創建された相国寺を五山に入れることを目的として、名目上「五山之上」にたてまつったものであり、その政治的意味合いはまったく異なる。

さらに、大龍翔集慶寺は、モンゴル政権から絶大な保護を受ける。金陵に置かれた江南行御史臺は、監察機構であるが、軍事力を備えつつ、江南の文教行政全般にも絡むという多様な役割を持ち、杭州に置かれた江浙行中書省（行政全般をつかさどるがやはり軍事機構としての性格も持つ）と並んで、モンゴル政権の江南支配のための重要な政府機関であ

った。この江南行御史臺は金陵に置かれた機関であったこともあり、大龍翔集慶寺を強力に保護・援助した。また、カアンからは頻繁に直接寺院へと使者が派遣されてきて、銀や緞子などの賜与を与えられたり、政府より寺院財産の支給を受けたり、さらには免税特権を得たりするなど、考えうる限りの保護・特権を受けていた。ちなみに、当時の寺院財産には田地だけではなく、質屋や宿屋、商店なども含まれており、寺院は一種の多角経営体であった。

大龍翔集慶寺の創建は、江南禅宗勢力にとって、きわめて重要な意味を持つ画期となった。続いて述べる『勅修百丈清規』の編纂の動きもあわせ、このときになって江南仏教界の中で禅宗の地位が急浮上するのであった。

以上が、大龍翔集慶寺の成立の事情である。カアンのトク・テムルとの特別な関係というのがまず重要なポイントである。

つぎに『勅修百丈清規』の成立の過程をみていく。『勅修百丈清規』は、トク・テムルが死んで後、順帝トゴン・テムル Toyon-Temür がカアンであった時代に編纂された。百丈山大智寿聖寺（現在の江西省北部）は、唐代に清規を最初につくったとされる百丈懷海とのえにしを持つ寺院であった。当時、大龍翔集慶寺の開山笑隠大訖とは兄弟弟子の関係にあたる東陽徳輝がその住持の任にあった。東陽徳輝が百丈山の住持となったのは一三三〇年（至順元年）のことであり、出世をとげた笑隠大訖がその人事を画策した可能性がある。そして、笑隠大訖と東陽徳輝は協同で政権関係者に働きかけを行い、一三三五年（元統三年）、トゴン・テムルからジャルリクを賜うことに成功する。

ジャルリクというのはモンゴル語であり、漢語では聖旨と訳される。これは、モンゴル皇帝の口頭による命令を意味し、あらゆる法規や命令を凌駕し超越する絶対的な権威を持つ。口頭による命令であるから、モンゴル語で発せられたものである。『勅修百丈清規』冒頭の聖旨の場合は、それを漢語に訳したものであるが、普通の漢文とはまったく異なり、

モンゴル語をそのまま直訳した独特の文体となっている。ジャルリクを含めたモンゴル時代の命令文研究は近年、著しく深化を遂げており、『勅修百丈清規』所収の命令文も、そうした成果を活かしながら考究する必要がある。

このジャルリクの内容は、江南の禅宗寺院の中で、東陽徳輝が編纂した清規だけをただひとつ通行可能な清規として認可するという特許状であった。この特許状は東陽徳輝・笑隠大訥らに与えられ、彼らはその権威を盾にして用いることができた。その結果、彼らがこの時に清規を新たに編纂する以前から、宋代より通行していたものも含めさまざまな清規があったが、それらはすべて淘汰されてしまう。このジャルリク特許状を含め、三つの文書が『勅修百丈清規』の巻頭に載せられているが、書物の冒頭にこうした関連文書を載せるのは、元代の出版物にはしばしばみられるパターンであり、特許状を得て書物を編纂したことを誇示する、権威付けの意味合いがあった。つまり、政権の認可を得て新たに作られた『勅修百丈清規』こそが、宋元時代に現れたさまざまな先行の清規を集大成して作られた禅宗清規の決定版である、と編纂者たちは主張しているのである。そのことは、『勅修百丈清規』巻末に古清規、崇寧清規、咸淳清規、至大清規というそれまでの代表的な清規の序文が収められていることからもしっかりと見て取れる。こうして東陽が編纂、笑隠が清規の各章ごとの序文執筆と校正作業の組織、という手順で仕事が進められ、一三三八年（至元四年）ころに『勅修百丈清規』は完成した。

当時のモンゴル政権における政治状況で一つ注意しなければならないのは、ジャルリクを出したトゴン・テムルは、このとき完全な傀儡であり、実権をまったく持たない無力なカアンであったことである。朝廷では亡ったトク・テムルのカトン（皇后）・ブダシリ Budaširi という女性が、軍事力を握って専権をふるったメルキト族のバヤン Bayan と結んで、太皇太后として君臨していた。ブダシリは不遇時代にトク・テムルとともに金陵に滞在しており、トク・テムルが即位してからは大龍翔集

慶寺など金陵の宗教勢力の保護にも絡んでいたようである。トク・テムル亡き後、当然のことながら、昔からのつながりもあったということで、笑隠たちは彼女を頼ったとおぼしい。ブダシリは大蔵経の出版なども行っていたことが最近明らかになっている。彼女は仏教をたいへん尊崇し、その保護には熱心だったのである。また、ジャルリクを得るための取り次ぎをしたサーディ（撒迪）Sādīという人物の名前が清規冒頭の文書の中にみえているが、この人物はもともとトク・テムルの腹臣で、カーン即位前の不遇時代から苦楽をともにした人物で、ブダシリとも近い関係にあり、この当時にはたいへんな出世をとげていた。笑隠らは、こうした有力者との個人的なチャンネルを使って、特許状を得ることに成功したのであった。

【勅修百丈清規】編纂とかかわって注目されるのは、清規編纂の特許状獲得とはほぼ時を同じくして、笑隠大訥が寺院の土地税の免税特権（寺院など宗教勢力の免税特権は通常「差発」までで、土地税や商税は免除されない。特別な宗教組織のみが認められる特権中の特権である。）を得ると同時に、「釈教宗主兼領五山寺」の地位を与えるジャルリクも賜っていることである。これより以前のトク・テムル時代、大龍翔集慶寺が「五山之上」の地位を与えられ、人事権も賦与されたことは既に述べたとおりであるが、にもかかわらず、それがじゅうぶんに機能することはこの時点までではなく、「五山之上」の地位は名目上のものにとどまっていた。この時にトゴン・テムルよりジャルリクを賜るに至って、トク・テムル時代にすでに出されていた以上のような特権を認めるジャルリクを再確認したうえで、笑隠大訥には大龍翔集慶寺の終身住持および「釈教宗主兼領五山寺」の地位が与えられ、彼が事実上江南禅宗の頂点に立つ地位を得ることに成功したのである。そして、江南の五山派の禅宗寺院の人事を、笑隠大訥が中心となり、金陵・大龍翔集慶寺において取り仕切るシステムができあがったのであった。ちなみに、元代江南禅宗において寺院住持がどのようにして選ばれるのかという、住持任用制度の

詳細はほとんど研究が進んでおらず、今後の課題である。いずれにせよ、禪宗教団において人事権が一元化されるのはこのときが初めてであることはまちがいない。つまり、『勅修百丈清規』の編纂と連動するかたちで、禪宗内部の縦割りシステムが導入され、教団化が進展したのであった。

有名な五山・十刹・甲刹（諸山）という禪宗寺院特有の寺格が制度として確立したのも、トク・テムル時代からの大龍翔集慶寺を中心とする集権化の動きと深く関わるものと考えられる。これまでの通説では南宋時代から五山・十刹の制度が存在したとみなされている。それゆえ、日本の五山制度も南宋から取り入れられたと無前提に考えられてきた。ところが、南宋時代に五山・十刹が存在したということについての記録は、明初に至り、宋濂による著述に初めてみえるものであり、同時代つまり南宋時代に書かれた文献にはまったく現れない。杭州・明州（慶元）にあった五つの禪宗の大刹（杭州徑山興聖万寿寺・杭州北山靈隱寺・明州太白山天童寺・杭州南山淨慈寺・明州阿育王山広利寺）は南宋政府から格別の保護を受けており、これらを五山と呼ぶ呼び方が南宋時代からあった可能性はじゅうぶんに考えられるが、五山・十刹・諸山という寺院ランクにより江南禪宗寺院が広く序列化される状況は、元末のこのころになってから生まれたものとみるべきである。そのことは日本に残る『扶桑五山記』にみえる中国江南の五山十刹制度の記述が元末から明初の状況を踏まえるものであることから想定しうる。従来、『扶桑五山記』にみえる「大宋国諸寺位次」は、南宋の五山十刹制度を示すものとして用いられてきたが、その記述内容よりすれば、南宋時代のもののみならずとはできない。そもそも『扶桑五山記』には江戸時代以後の写本しか存在せず、その成立は相当時代を下ったものであり、「大宋国」なる記述はまったく信用することができない。

『勅修百丈清規』編纂は以上のように、江南禪宗の教団化、教団内の中央集権化の動きと連動するものであった。ただ一つ通行可能な清規と

して認定する特許状を得たことは、笑隠大訥らが主導権を握り、江南禅宗界に君臨することを意図したものである。

元末における笑隠大訥らと大龍翔集慶寺を中心とするこれらの教団化の動きは、そのまま明代に受け継がれていく。大龍翔集慶寺は明代になると、大天界善世寺と名称を改められ、都が南京に置かれたことにより、明政権の仏教の中心となる。明が成立して以後、大天界善世寺には善世院、のちには僧録司という仏教統轄機構が置かれ、禅宗寺院の人事権を掌握したが、これもまた元末の状況を下敷きとしていることは疑いない。そして、『勅修百丈清規』もそのまま禅宗制度を支える柱として用いられ続ける。明末に至ると、万暦年間に出版されたいわゆる『北蔵』の統蔵部分より、大蔵経にも入れられることとなる。明代に出版された刊本もいくつか残っているが、モンゴル・カアンのジャルリクなど元代の文書を載せたまま出されている点は興味深い。明代、それも中期に至るまでに出版された明刊本は、元代刊本をそっくりそのまま踏襲していることがしばしばみられるが、『勅修百丈清規』のケースをみると、禅宗教団にとって、前代のモンゴル政権の否定など考えられないことなのであった。冒頭にモンゴル命令文を載せることは、清代の大蔵経版にまで受け継がれており、モンゴル政権による認可というものが、『勅修百丈清規』の権威を後世に至るまで支え続けていたことが分かる。

さらに、明代の大天界善世寺についてもう一点付け加えると、明初には『元史』編纂が行われるなど、政権にとって文化の中心としての機能も果たしていた。このこと背景としては、元代の創建以来、大龍翔集慶寺はもとより純粹に禅学のみを奉ずる禅宗寺院の枠を超えていたということを指摘しうる。僧たちにとり儒・仏・道三教兼通は当たり前で、彼らは詩文もよくし、中国の古典に幅広く通じていた。大龍翔集慶寺には禅籍に限らない書物がたくさん集められ、僧たちはそれらをいつも手にとって読むことができたことも史料上ははっきり分かっている。これは大龍翔集慶寺に限らず、当時の江南禅宗寺院に普遍的にみられる事象で

あった。この状況は、日本の禅宗寺院の蔵書にも直接に伝わってきているものである。例えば、近世以後の拡充もちろん含むが、今に至るまで中世以来の蔵書が残されている例として、建仁寺兩足院があるが、この蔵書目録を眺めると、中国古典がひとそろいそろっていることが分かる。その内容は、禅籍などの内典だけでなく経書・史書・諸子・詩文集・類書といった、あらゆるジャンルの漢籍に及んでいる。まさしくこれは、大龍翔集慶寺の蔵書に典型的にみられるような大陸における禅宗の文化的な様態がそのまま日本に入ってきていることの証左といえるだろう。

4. 日本に伝わった『勅修百丈清規』

この時代、日本と元代中国の関係については、二度にわたるモンゴル襲来があり、対立関係あるいは冷たい関係であったというイメージが持たれがちである。確かに政権間には対立関係となったが、民間の交易はむしろ盛んになったというのが事実であった。その背景には、南宋時代以来、九州の博多などには中国江南の商人が定住するといったことなどがあつた。十三世紀になると、有名な謝国明のような、国際貿易で莫大な利益をあげる大商人も現れるようになり、十四世紀に入ると、博多と慶元（現在の浙江省寧波）を結ぶ交易ルートをメインルートとして、日本と大陸の間の交易はピークを迎えることになる。前近代の日本と中国の関係の中でも、最も往来が盛んだった時期のひとつと考えてよい。日元交流の隆盛については、最近日本史研究およびモンゴル時代史研究双方よりきちんとした文献史料の把握にもとづいた指摘がなされるようになり、ようやく共通理解となりつつある⁽⁸⁾。

この時代の文化交流の主要な担い手となったのは、新興の知識人層たる禅僧たちであった。禅宗は、十三世紀にはいつてから、南宋時代の江南より、本格的に日本へ導入されるようになった。禅宗の日本への本格

導入の初期段階としては、一二三五～四一年に入宋し、九条家の帰依を受けて東福寺の大伽藍を創建した聖一国師円爾辨円が最重要人物である。また蘭溪道隆（一二四六年来朝）をはじめとする鎌倉得宗政権が南宋から招聘した来朝僧の存在も重要であった。

こうした南宋末期から始まった交流は、江南が元の支配下に入り、十四世紀になると、日本の禅僧たちの間に中国留学熱が起り、中国からも高僧の来朝があいつぐことで一段と活性化する。このような活発な交流によって、人と物が盛んに行き交うことになる。貿易品の中には出版隆盛の時代を迎えた元代中国から日本へともたらされた多くの漢籍刊本が含まれており、漢籍刊本が続々と輸入されたことに刺激を受けて、禅宗寺院で中国製の漢籍刊本を模倣して作られたのが五山版であった。このことについては最初に述べたとおりである。

『勅修百丈清規』もまた、こうした交流の活発化の趨勢のもと、留学僧の手で中国から日本へともたらされた。そして、最初の五山版が一三五六年（文和五年）に早くも出版されている。中国に留学していた古鏡明千（清拙正澄の法嗣）という僧が、持ち帰った中国刊本をもとにして京都において出版した。書物の編纂からはわずかに十八年後、五山版がもとづいた元刊本（現存せず）の出版から数えると十年にも満たないものであった。この五山版は、まさしく当時の最新の中国刊本を模倣して出版されたものだったのである。

『勅修百丈清規』は、その後日本で大いに流行する。駒沢『禅籍目録』や川瀬一馬氏の『五山版の研究』によると、現存する五山版は十本以上にのぼっており、また補刻が多くみられることから、五山版刊本は繰り返し刷られ、日本全国の五山派の禅宗寺院で広く用いられたものと考えられる。加えて、それにともない、『勅修百丈清規』の内容を日本の僧たちが理解するために、高僧による講義もしばしば行われている。最初の五山版が出版されて三年後に、中国へ留学して東陽徳輝より嗣法したという経歴を持つ中巖円月が京都で講義をしたのがそのはじまりである。

その後、室町時代になると、仮名で解説を加えた「抄物」の形で講義の記録が残っている。十五世紀の半ばすぎに、東福寺や南禅寺の住持をつとめた雲章一慶が五山尊宿のために行った講義を、相国寺の桃源瑞仙が抄録したいわゆる『雲桃抄』が最も有名である。

ちなみに、面白いことに、日本では最新の『勅修百丈清規』が入ってきたにもかかわらず、それ以前の宋・元時代のさまざまな先行する清規が残存している。中国では笑隱大訥たちの思惑通り、もののみごとに先行の清規がすべて淘汰されてしまったのに対し、日本の禅宗寺院では宋元版やそれらを覆刻した五山版などのテキストの形で大事に保管されてきた。室町時代における五山での『勅修百丈清規』の講義の際にも以前からあったさまざまな清規の比較を行い、あれこれと議論している。十七世紀末より十八世紀にかけての日本で、文献考証学の手法を禅学研究に持ち込んだ学問僧として知られる無著道忠の『勅修百丈清規左觚』は、『勅修百丈清規』本文とともにさまざまな清規を比較対照した大部の研究書であるが、江戸時代の日本でこのような著述が可能になった前提には、日本禅林において先行する清規が保存されてきたことがあった。これは大陸ではまったく見られない現象であった。室町時代よりこのかた、禅宗寺院を中心として日本に保存されてきた漢籍の宋元刊本、五山版、抄本の中には、大陸に残っていないものもまた多く含まれており、結果として日本の禅宗寺院が十三～十四世紀の大陸文化の一端を今に保存し伝える役割を果たすことになったのである⁽⁹⁾。

『勅修百丈清規』は前述したように、禅宗寺院におけるさまざまな制度を定めたものであり、その受容は、元代中国江南の禅宗制度の日本への直輸入を意味する。もちろん、制度を受容する上での日本の実情にあわせた改変も考慮に入れる必要もあるものの、基本的には大陸の制度をその基礎としていたと考えてよい⁽¹⁰⁾。

『勅修百丈清規』が日本に持ち込まれた十四世紀なかばごろ、日本の禅宗では、まさに寺院を統轄する制度が確立していく時期にあたってい

た。日本における五山十刹制度の起源はいまひとつはっきりしないが、同時代の文献で確実にその存在が確認できるのは、後醍醐天皇の元弘年間（一三三〇年代）からである。そして、一三四一年（暦応四年）には、足利政権によって、五山十刹のランクが定められる。文献上、五山十刹の序列がはっきりと分かるものとしては、最も古いものである（『扶桑五山記』参照）。この時期にこうした集権的な制度が日本の禅宗に導入されていく時代背景としては、当時の日元交流の活発化、そしてそれともなう大陸からのさまざまな影響というものを前提に考える必要がある。

すなわち、前述したように、中国江南の禅宗寺院において住持の人事を一元化する制度が現れるようになるのは、一三二九年の大龍翔集慶寺創建に始まったことであった。その後、一三三五年の特許状賜与にともない笑隠大訥が「釈教宗主兼領五山寺」の肩書きを得て、江南禅宗界に君臨するようになる。そして、江南禅宗における五山・十刹・諸山のごとき寺院ランクの序列化は、恐らくはこうした禅宗教団内の中央集権化と関わる一連の動きのなかで確立していったものであった。当時の大陸の状況および大陸と日本のつながりに目を向けるならば、五山十刹制度とは、元代中国江南で導入された新しい集権的な制度を模範として、さほどの年月の経たないうちにすぐさま日本の禅宗界に取り入れられたものと考えざるを得ない。一三四一年の五山十刹の位次の確定など、日本の禅宗におけるこの時期の制度の整備は、足利尊氏・直義兄弟、とりわけ直義とその帰依を受けた夢窓国師（夢窓疎石）が中心となって進められたものであった。夢窓国師自身は大陸留学経験はないものの、周辺には多くの留学経験者、来朝僧がおり、大陸情報には精通していた。一三四二年、足利政権は、かの有名な天龍寺を創建するための貿易船、天龍寺造営船を中国へと派遣しているが、その指南をしたのも夢窓国師だったことはたいへんよく知られた事実である。大陸の笑隠大訥、日本の夢窓国師、ほぼ同じ時代を生きたこの二人は、同じく教団の経営者として

辣腕をふるったという点で何か重なり合うものを感じる。

また、同じころ、足利政権初期において、武家政権側で禅宗寺院を管理する機構として禅律奉行という組織が置かれている。この組織は、禅林では「宣政院」（せんしんえん）と呼ばれていた。また鎌倉にも足利政権の禅宗管理機構の出先機関が作られ、その名称は「行宣政院」であった。宣政院とはモンゴル政権の仏教統轄機関の名称であった。また行宣政院は江南杭州に置かれたその出先機関であり、鎌倉を都から離れた場所として江南になぞらえてそのような名称をつけたのであろう。組織の内実は別として、こうした仏教管理機構の名称からも、当時の日本禅宗叢林では、元代中国の制度を強く意識していたことがよく分かる。

さらに、その後、夢窓国師の死後には、かわってその俗姪で高弟の春屋妙葩がその門派の中心人物として活躍し、夢窓門派の勢力拡大につとめた。春屋妙葩は斯波義将と結び、細川頼之との間の政治闘争（夢窓門派内の主導権争いの性格をも帯びていた）を経て最終的に勝利を収めた末に、足利義満の信任を受けるようになっていく。そして、一三七九年（康暦元年）には僧録に任じられ、五山十刹以下の禅宗寺院の住持任命権を握って、禅宗教団を管理するようになる。このときに及んで僧録の春屋妙葩を頂点とする教団のヒエラルヒーが形成されることになった。この制度の模範となったのも、やはり大陸にあると考えなくてはならない⁽¹¹⁾。笑隠大訥が中心となり大龍翔集慶寺を頂点とした元末の江南禅宗の教団化、あるいはそれを受け継いだ明初の善世院の組織機構を意識したものであったと考えられる。

こうしてみると、『勅修百丈清規』が日本で広く受け入れられた前後の時期には、まさしく日本五山の禅宗教団の根幹をなす制度が、元代の大陸の制度を模範として取り入れられつつあったことがよく分かる。『勅修百丈清規』の広がりには、こうした趨勢と軌を一にするものとして考えていく必要がある。

冒頭に紹介した京都大学附属図書館に所蔵される『勅修百丈清規』元

刊本と五山版は、南北朝から室町時代にかけて、日本の禅宗が中国の禅宗の制度に範を採って学んだという証拠を今に伝えるものなのである。

以上、本稿では『勅修百丈清規』という書物を題材にし、元代における江南禅宗の教団化、そして日本の室町幕府における禅宗管理機構の整備が大陸でのそうした動向と無関係ではあり得ない、ということをおおまかに論じた。本稿ははなはだ不十分な点が多く、研究の途中経過報告であることをお断りせねばならない。とりわけ、日本に関わる記述は、あくまで概略にとどまる。今後は、元代を中心とする南宋末から明初にかけての大陸側の漢文史料を根幹に据えながら、近年深化しつつある日本史方面の研究成果も参酌し、十三・十四世紀の鎌倉・南北朝・室町時代にかけての日本側の禅宗関連史料をも広く収集して、当時の日本と大陸を貫く禅宗史、さらには文化交流史の諸相の解明を目指したい。

-
- (1) 拙稿「『勅修百丈清規』版本小考」(文部科学省科学研究費特定領域研究(A)「『古典学の再構築』ニューズレター」第一二号、二〇〇二)。
 - (2) 元刊本の大字本と小字本の関係については、最近、宮紀子氏の研究によって明らかにされた。平成十四年度京都大学附属図書館公開展示会図録『学びの世界—中国文化と日本—』(京都大学附属図書館、二〇〇二)四二頁、「世医得効方」の解説(宮紀子氏執筆)、宮紀子「『対策』の対策—大元ウルス治下における科挙と出版—」(本号『古典学の現在』V号、二〇〇三)77-79頁。
 - (3) 前注『学びの世界—中国文化と日本—』。「勅修百丈清規」の解説と写真版については五三~四頁を参照。
 - (4) 入矢義高「元刊本百丈清規について」(『石濱先生古稀記念東洋学論叢』関西大学、一九五八所収)。
 - (5) 陳高華「元代仏教与社会」(同『元史研究論稿』中華書局、一九九一所収)、竺沙雅章「元朝の江南支配と白雲宗」(同『中国仏教社会史研究』同朋舎出版、一九八二所収)。
 - (6) 陳高華「略論楊璉真加和楊暗普父子」(前注『元史研究論稿』所収)。

- (7) 西尾賢隆「日中の五山之上」(同『中世の日中交流と禅宗』吉川弘文館、一九九九所収)。
- (8) 村井章介「渡来僧の世紀」(石井進編『都と鄙の中世史』吉川弘文館、一九九二初出、のち村井章介『東アジア往還 漢詩と外交』朝日新聞社、一九九五所収)、杉山正明『世界の歴史9 大モンゴルの時代』(中央公論社、一九九七)「5 近代世界の扉 モンゴル時代の日本」など。
- (9) 禅籍に限られるが、椎名宏雄『宋元版禅籍の研究』(大東出版社、一九九三)参照。宋元版・高麗版・五山版禅籍の広範な調査にもとづき、五山版禅籍には多くの佚書を含み、覆宋元版としての価値の高いことを指摘されている。
- (10) 日本の禅宗制度についての概要は、今枝愛真『中世禅宗史の研究』(東京大学出版会、一九七〇)参照。
- (11) 春屋妙葩が漢詩文を得意とし、大陸事情にも精通していたことについては、村井章介「春屋妙葩と外交—室町幕府初期の外交における禅僧の役割—」(同『アジアのなかの中世日本』校倉書房、一九八八所収)参照。

(本稿は文部科学省科学研究費補助金(特定領域研究(A)「古典学の再構築」および若手研究(B))による成果の一部である。)

『五経図』・『六経図』 版本小考
——とくに明代末期の出版文化との関連を中心に——

井上 充幸

(総合地球環境学研究所非常勤研究員)

はじめに

- I ふたつの南京刊本をめぐって
 - 1 章達・盧謙編『五経図』について
 - a 概要
 - b 刊行の経緯
 - c 「信州学石本」との関係
 - 2 呉繼仕編『六経図』について
 - a 概要
 - b 刊行の経緯
 - c 楊甲『六経図』との関係
 - 3 徽州の出版業との関わりについて
 - II ふたつの建安刊本をめぐって
 - 1 台湾故宫博物院蔵『六経図』残本について
 - a 概要
 - b 刊行の経緯ならびに当時の出版状況との関連
 - 2 胡賓・伍偉輯『五経図』について
 - a 概要
 - b 刊行の経緯ならびに当時の出版状況との関連
- おわりに

はじめに

南宋時代の末期からモンゴル時代にかけて、中国の出版は最初のピークを迎えた。版刻技術の大幅な向上に伴い、従来、主に仏典の絵解きに使用されてきた版画は、技術書などの実用図書・学術書や百科事典・文学や戯曲作品・歴史故事や人物伝・絵画や音楽などの芸術書など、あらゆるジャンルの書物に応用された。

「五経」とは、儒学の5つの経書、すなわち「易経」・「書経」・「詩経」・「礼記」・「春秋」のことであり、「六経」とは、それに「周礼」を加えた呼称である。これらいわゆる「正大の古書」に対し、図版を加えてビジュアルに理解しようとする傾向も、やはり南宋時代の末期に現れ、モンゴル時代に入って最盛期を迎えた。このことは、後の時代に決定的な影響を与え、明代以降に出版された経書の図解本は、ほぼ例外なく、南宋末期からモンゴル時代にかけて登場した先行の諸書を踏襲したものといえる。明代末期に至って、中国は再び出版の黄金時代を迎えるが、今回取り上げる「五経図」と「六経図」も、やはりその直接のルーツを南宋時代に持つ、図説百科事典ともいふべき内容の書物である。

筆者はさきに、平成14年度京都大学附属図書館公開展示会「学びの世界—中国文化と日本—」図録第I章において、「五経図」と「六経図」の解説を執筆する機会を頂いたが、筆者の誤解や単純ミスなど、疎漏な点がまま見受けられた。今回、そのお詫びと訂正の意味を込めて、明代までに出版されたこれら諸刊本の成立過程につき、この場をお借りして今一度述べてみたいと思う。

I ふたつの南京刊本をめぐって

1 章達・虚謙編『五経図』について

a 概要

まず、京都大学附属図書館平松文庫所蔵の『五経図』（1冊、請求記号：平松文庫/8/コ/2）の概要を紹介する。

編者：章達・虚謙同編輯

刊年：万暦42年（甲寅・1614）序金陵刊本

形態：線装、行字数不一、単欄、版心白口

寸法：外寸54.8×33.8cm、板匡43.6×30.2cm

内容は、巻頭の李維楨の序文（万暦甲寅春）の後、「易経図」53図、「書経図」69図・「詩経図」44図・「春秋図」20図・「礼記図」42図・「周礼図」59図（図の数は目録の表記による）が続き、巻末に章達の序文（万暦甲寅秋）が配される。各巻の冒頭には目録が附され、編集・校閲にあたった人物の氏名が記される。日本国内には、平松文庫のほか、内閣文庫などいくつかの所蔵機関に存する。

タイトルには「五経」とあるものの、実際には「易経図」から「周礼図」に至る計6種が収められており、本来ならば「六経図」と題されるべき内容となっている。このことは、後述の「信州学石本」の構成に基づいたためである。タイトルと内実の齟齬については、『四庫提要』においても、

且つ原書は兼ねて「周礼」を図き、是を以て名づけて「六経」と為す。此の本は仍お「周礼」の諸図を存するも、而れども改題して「五経」と曰う。名実亦た相い舛逆す。（『欽定四庫全書総目提要』経部卷34「五経総義類存目」）

と指摘されており、李維楨の序文も、彼の文集『大泌山房集』に収録さ

れた際には、「六経図序」とタイトルが改められ、本文も若干改変されている（『大泌山房集』巻7）。これはおそらく、「而して「周礼」・「礼記」を以て合して一経と為し、遂に之を名づけて「五経図」と曰う。（『欽定天禄琳琅書目』巻7「明版経部」）とあるように、「礼記」と「周礼」とをあわせて1つにカウントしたためであろう。「六経」とは元来、詩・書・礼・楽・易・春秋であり、古くに失われた「楽理」を除いたものが「五経」であるため、「信州学石本」の分類よりも、さらに古い呼称に従って命名したとも考えられる。「殊に古製の旧を失えるなり」（『欽定天禄琳琅書目』巻7「明版経部」）とは、いささか点の辛い評価といえるのではなかろうか。

以下、平松文庫所蔵本に基づき、適宜、内閣文庫所蔵本・浙江図書館所蔵本（『四庫全書存目叢書』経部第147冊所収）を参照しつつ論じていきたい。

b 刊行の経緯

『五経図』刊行までの経緯は、編者の章達自身の手になる、巻末の「五経図序」に詳しい。その部分は以下の通り。

…侍御芳菱盧公、…永豊令自り帰り、信州学《五経図》石本を攜えて以て余に授く。且つ曰えらく、「公、幸わくば俸を割きて之を鐫り、以て承学を示されよ」と。余、展玩して釈手するに忍びず、因りて恍然として曰わく、「此れ聖經の鼓吹、涉海者の津梁なり」と。余、亟やかに工に命じて刊石せしめ、之を学宮に樹つ。…

章達は、号は章義、湖広漢陽府の漢川の人である。万暦年間（1573－1620）の貢生で推官となり、万暦37年（1609）に南直隸廬州府の廬江県知県に任ぜられた（『康熙廬江県志』巻9「秩官」。出身を天文の人とする史料もある（『乾隆湖広通志』巻37「選舉志」）。『五経図』に記された肩書きによれば、序文執筆当時の万暦42年（1614）には、隣接する無

為州知州との兼任となっている。

盧公とは、『五経図』の各図の目録に、編輯者として名を連ねる盧謙である。盧謙は、字は吉甫、地元廬江の人。万暦33年（1605）の進士で、江西広信府の永豊県知県となり、御史・江西右参政を歴任した後、病により帰郷した（『明史』巻292「忠義」）。『五経図』に記された肩書きは「巡按直隸真順廣大四府兼管関務綜核将領監察御使」という長々しいものである。

つまり、盧謙は任地の永豊県から帰郷した際に、広信府学に建てられていた《五経図》碑から拓本を採って、それを持ち帰り、章達にプレゼントした。章達は盧謙の依頼に応じ、直ちに私費を投じて、その「信州学石本」をもとに、廬江県学に《五経図》碑を刻して建立した、ということになる。管見の限り、この廬江県学の《五経図》碑については、記録を見いだすことができず、残念ながらその存在を確認することはできない。

序文はさらにこう続く。

…已に又た石本は攀搦の艱く、行遠に及ばざるを念い、更に損して巻帙と為し、所知の程敬敷に属して、金陵に刻せしむ。雲杜李本寧先生に請いて、文を其の首に冠す。言う所の図の端委、最も宏麗為り。…

章達は、石碑は拓本を採るのに手間がかかる上、広く一般に知らしめることが困難であるため、版本の形で公刊することを決意した。章達は盧謙とともに、廬江県の儒学教諭であった成克勳（南直隸淮安府の塩城の人、万暦41年（1613）に着任）、同じく訓導であった鄧福裕（湖広承天府の荊門の人）・張雲程（南直隸鳳陽府の鳳陽の人。以上『康熙廬江県志』巻9「秩官」）、及び地元の生員12名をスタッフとして校閲を加え、旧知の程大憲に出版業務を委託、さらに、当時著名な文人であった李維楨に依頼した序文を附して、金陵（南京）において刊行した。それがこの『五経図』である。

「五経図」出版に携わった人々の関係については後に述べるとして、では、彼らが底本とした「信州学石本」とはどのようなものであったのだろうか。

c 「信州学石本」との関係

信州学とは、広信府城の春浦門内にあったという府の儒学のことである。この学校の創建は北宋の景德3年(1006)であり(『同治上饒県志』巻7「学校志」)、その当時、広信府一帯は江南東路信州に属していたため、以後もこの名で呼ばれた。盧謙がその拓本を持ち帰ったという《五経図》碑(実際は《六経図》碑)については、石碑の実物・拓本ともに、現時点で筆者は未だ目にする機会を得られていない。しかし、幸いなことに、この石碑の拓本を実見した陸耀遹が、彼の著書『金石統編』巻18「宋」6の中で、その概要をかなり詳しく書き残してくれている。以下、その記述を紹介していこう(以下、[]は筆写の補った箇所)。

「六経図刻」

凡そ十二石。高は六尺[約180cm]、広は三尺二寸[約1m]。経毎に上下二図、図は各おの一石。三・四・五・六層に分かたれ、層毎に一格自り十格に至るまで等しからず。並べて篆額四字を正書し、径は四寸許り[約12cm]。江西広信府の上饒県学に在り[原文は双行注]。

まず、ここで問題なのは、石碑の形態である。陸耀遹は、各経の図が上下2図に分かたれ、それぞれが1石ずつ、計12石に刻されていた、とする。つまり、石碑は単面であったということになる。ところが、『同治上饒県志』巻23/3「碑版附」上の記載には、

六経図碑、県学の明倫堂に在り。宋の朱考亭書す。計六石、陰陽俱に刻され、計撮十二幅なり。…

とあって、それぞれの図は石の両面に刻まれていたと伝える。

1959年に、この石碑の実物を見たという林友鶴によれば、

…そののち元朝の至元22年に、信州州守の盧天祥は〔後述〕、《六経図》を分割して12幅120章となし、6つの石碑に刻んだ（原碑は表裏両面にともに刻され、長さは205cm・幅は105cm）。過去に、上饒市はさらにサイズのやや小さな（長さ180cm・幅100cm）単面に刻まれた12個の《六経図》碑を保存していた（解放後、我々はただその中の1つを見ただけで、それがいつの翻刻であるかわからない）。…1959年に、我々は上饒の茶廠・信江書院（現在の上饒師範）において収集した際、その中の《詩経》図上下・《尚書》図上下・《易経》図上下は、いずれも両面に刻されたもので、サイズは長さ205cm・幅は105cmであった。このほかさらに《礼記》図上下があり、これは単面の碑刻で、サイズは長さ180cm・幅100cmであった。…（『《六経図》碑考略』（『上饒市文史資料』第2輯、1983））

といい、当時、単面・両面2種類の石碑が存在していたことを伝える。

おそらく、陸耀逵が見たのは、サイズから考えても、やや小振りな単面の石碑から採った拓本である可能性が高い。単面の碑刻の碑陰に何か情報が記されていたのか、両面のものとの異同はどうであったのか、という点について、林友鶴はそれ以上何も伝えてくれていないので、両者の関係は不明であるとせざるをえない。しかしながら、いわゆる文化大革命によって、これら《六経図》碑が破壊されてしまい（林友鶴前掲論文）、その拓本も容易に閲覧できない現在では、陸耀逵の記述が、きわめて貴重なものであることに変わりはない。

陸耀逵は、続いて、

周易、上二十七図、下三十四図、共六十一図。

尚書、上二十六図、下二十八図、共五十四図。

詩経、上二十六図、下十二図、共三十八図。

周礼、上四十五図、下十九図、共六十四図。

礼記、上二十一図、下二十一図、共四十二図。

春秋、上二十二図、下二十一図、共四十三図。

六経は通計するに凡そ三百有二図、左に縮編して以て目を存するも、次文は具録せず。

と述べ、続いて碑面の略図6葉を記す。

例えば、「詩経図」上下につき、『五経図』（浙江図書館所蔵本）と陸耀逵の略図の対応箇所とを見比べると、『五経図』第1葉「四始図」から第6葉「幽公七月風化之図」までが、略図の《詩経図》上に、『五経図』第4葉と第6葉「靈臺図」以下が、略図の《詩経図》下に、それぞれ対応していることがわかる【図1】・【図2】。これは、のこる5種類の各経図についても同様であり、『五経図』が、できるかぎり石碑に忠実に、ほぼ過不足なく図を抜き出し、紙面に合わせて配列したことがうかがえる。陸耀逵の見た拓本は、オリジナルのものではないにせよ、それとほぼ同じ内容を有する、原碑に忠実な翻刻であると見てよいのではなかろうか。

このことについては、清の乾隆5年（1740）に『六経図』を編纂・刊行した王昉が、その序文においてこう述べている。

…一は西江信州学の石本為り。鉅幅十二。経毎に図の疎密を視るに、大小錯綜為り。二幅に分かちて、上下巻と為す。未だ何代の摹刻なるやを載せず。…木本に易えて以て行われ、一経上下巻毎に、各おの析して四篇と為す。…

つまり、「信州学石本」のサイズが大きく、所載の図の疎密・大小もまちまちであったため、各経上下巻2幅ずつ計12幅の拓本を、おのおの4葉ずつ計48葉に分割して成立した、ということである。この本でなによりまず目を引くのは、かの『永楽大典』を上回るその大きさであるが、『五経図』がこれほどの大きさを要したのは、「信州学石本」をなるべく原寸に近い状態で翻刻するためであったといえよう。

陸耀逵は、附録として「五経図原序」（李維楨の序文）と『四庫提要』

を引いた後、以下のように按語を記す。

按ずるに、広信府学の石刻〈六経図〉は、撰書・摹勒の人を皆著さず。惟だ周易下「序卦図」の後、尚書下「律度量衡図」の後、並びに「思可録」の三字有り。思可は何人なるや、其の姓氏・爵里・時代を悉すに由無し。

「思可録」の3字は、『五経図』所載のそれぞれの図にも、忠実に翻刻されている。

考うるに、宋の王象之『輿地紀勝』昌州碑記に、「六経図碑、旧志に「郡学に在り、郡人楊甲鼎卿著す」（宋の昌州昌元郡は、今の重慶府榮昌県なり〔原文は双行注〕）と載する有り。目次・篇数は不詳。…意うに、此の図は乃ち楊甲の昌州石本の旧なり。『明一統志』江西広信府名宦に、「元の盧天祥、至元中信州に守たり。学校を興し、詩書を崇ぶ。六経図を石に刻し、両廡の下に立つ」と載す。則ち今の広信府の六経図石刻は、即ち元の至元中に盧天祥の立つる所なるを知る。…道光十二年〔1832〕、嶺外に訪碑するに、元和の劉小岩経歴昱、装本の巨冊を以て持贈せらる。更に番禺の段初秋秀才佩蘭の旧蔵せる十二軸の拓本を仮り、次第を校正し、因りて盧天祥の刻石の式に仿い、之を録して以て楊甲の原図の意を存し、紹興・乾道の間次ぐ。

楊甲は、後述するように、南宋の紹興年間に最初に『六経図』を著し、出版したという人物である。『輿地紀勝』巻161所載のこの文は、朱彝尊も引用して「楊氏（甲）六経図碑、佚」と記すように（『経義考』巻290「刊石」4）、少なくとも17世紀までには失われていたため、楊甲の出身地である昌州県学に建てられていたというこの石碑がどのようなものであったのかについては、残念ながら現在では知る由もない。しかし、刊本の『五経図』と、後述の、宋版に基づいたという呉繼仕編『六経図』には、それぞれ共通する形式の図表が数多く掲載されおり、両者が同じ系統の祖本に基づいたものであることは間違いない。「信州学石本」が、

「昌州石本」を翻刻したものである、という陸耀遯の推測は、それなりに妥当なものといえるのではなかろうか。

盧天祥は、河南汴梁路臨潁の人、盧元の長男で（『秋澗先生大全文集』卷52「大元故鄭州宣課長官盧公神道碑」、至元年間（1264－1294）に、大中大夫福建閩海道提刑按察使から信州路総管に転任した人物である。『大明一統志』卷51の記事のほか、『嘉靖広信府志』卷11「学校志」には、
本府儒学、…元の至元甲申〔21年〕、総管の盧天祥、復び学宮を修し、又た六経図を鐫る。尋いで燬に厄するも、惟だ図のみ独り存す。

…

とあり、明代以降の人々が目睹した「信州学石本」は、盧天祥が至元21年（1284）頃に再刻した元碑であることがわかる。この石碑が「宋の朱考亭の書」、すなわち朱熹が原図を著したものである、という説は（『同治上饒県志』卷23/3「碑版附」上）、「上饒は朱子過化の地為り」（楊兆鳳「六経図抄序」『同治上饒県志』卷23/1「藝文附」上）という由緒のある土地柄とはいえ、少し無理があるといえよう。

以上、不明な点は多いものの、『五経図』は、宋代にそのルーツを有する盧天祥建立の「信州学石本」を、忠実に翻刻したものであるといえる。

2 呉繼仕編『六経図』について

a 概要

陽明文庫所蔵の『六経図』（6巻6冊、請求記号：近/リ/23）の概要は以下の通り。

編者：呉繼仕編纂

刊年：万暦43年（1615）序刊本、熙春楼蔵板

形態：線装、行字数不一、単欄、版心白口

寸法：外寸43.8×27.0cm、板匡34.6×24.1cm

第1冊の巻頭には、万暦43年（1615）3月壬子の顧起元の「重刻六経図序」に続いて、「刻六経図姓氏」として、校訂・出版に携わった35人の名が記される。次に、南宋の乾道元年（1165）正月甲子の苗昌言の序が続き、この『六経図』が底本とした宋刊本の編纂に携わった人物名が並ぶ。第1巻は「大易象数鉤深図」で、計70図。第2巻は「尚書軌範撮要図」で、計55図。第3巻は「毛詩正變指南図」で、計47図。第4巻は「周礼文物大全図」で、計65図。第5巻は「礼記制度示掌図」で、計43図。第6巻は「春秋筆削發微図」で、計29図。総計309図である（以上、目録の表記による）。各冊1巻で、巻頭に目録が配される。陽明文庫の他、日本国内には蓬左文庫など、各地の所蔵機関に保存されている。

b 刊行の経緯

朱彝尊『経義考』巻62所引の『休寧名族志』によれば、編者の呉繼仕は、徽州府休寧県の人で、字は公信。万暦年間（1573-1620）の貢生で、耀州判官を授けられた人物である。『六経図』や、後述の『七経図』のほか、『音声紀元』6巻（『四庫提要』経部巻44「小学類存目」2）、『周易象變述旨』2巻・『易辞述旨』2巻・『易占』1巻・『易数』3巻などの著述を出版したという（『経義考』巻62）。

台湾国家図書館所蔵の『六経図』には、陽明文庫所蔵本にはない封面が附されている。それには「摹刻宋版六経図」・「熙春樓藏板」と明朝体で大書され、その謳い文句に、

夙に是の書に遘うに、和璧を獲たるが如し。私蔵するに忍びず、今海内に公にす。第だ図像俱に精、字経兼ねて美、一に宋版に照らし、校刻に訛り無し。夫の妄意に増改せる者を視るに、奚啻懸殊たり。博雅の君子、当に自ら之を鑿るべし。如し以て翻刻すれば、遠しと雖も必ず究めん。

と記されている。つまり、呉繼仕が家蔵の宋版『六経図』に基づいて出版したことが、特筆大書されているのである（この『六経図』封面については、井上進『中国出版文化史—書物世界と知の風景—』（名古屋大学出版会、2002年）第15章「書価の周辺」に、蓬左文庫所蔵本の書影（図24）が掲載されているので、参照されたい）。万暦43年（1615）の顧起元「重刊序」に「頃ごろ、新都呉氏、宋本を購得し、始めて梓人に授く」とあることから、呉繼仕が最初に『六経図』を熙春樓から出版したのはそれ以前、おそらく章達・盧謙編『五経図』の出版とほぼ同時期であったと思われる。初版本はほとんど伝わっておらず（蓬左文庫所蔵本は、あるいはその可能性がある）、現在伝存している『六経図』の多くは、顧起元の序が附された万暦43年（1615）の重刊本である。こちらの刊行に際しては、いずれも出版地南京に縁の深い人物が名を連ねる。顧起元「重刊序」によれば、刊行の経緯は以下のように述べられる。

計部大夫の汝南方公、覽て而して之を善しとし、同僚の諸大夫に謀りて、帑羨を斥して、復刻して而して署に存し、之が叙を為さんことを属す。

顧起元は、字は太初、南直隸応天府の江寧の人。万暦26年（1598）に進士第三を賜り、翰林編修から吏部侍郎兼翰林学士に至った人物。地元南京の故事を記した『客座贅語』などの著述で知られる。汝南方公とは、「刻六経図姓氏」に名前見える方応明のことである。彼は河南汝寧府光州の人で、万暦32年（1604）の進士。その詳しい事績は不明であるが、重刊『六経図』出版当時は南京戸部郎中であつた。彼が共同出資して出版に当たった同僚のうち、「発刻」者として名前を挙げる衛承芳は、字は君大、四川夔州府達州の人で、隆慶2年（1568）の進士。淇園居士と号した。廉潔を謳われ、万暦年間に温州知府などを経て南京吏部尚書に至った（『明史』巻221）。出版当時の肩書きは南京吏部尚書署戸部事であり、方応明の上司にあたる。

この南京吏部（あるいは戸部）から出版された『六経図』は広く流布

し、大きな反響を呼んだ。まず呉繼仕自身が、万暦43年（1615）に「儀礼図」を追加し、『七経図』と題して出版した。これには万暦43年（乙卯・1615）の焦竑の序文が附される。

…新安の呉君繼仕、少きより即ち用世に志す。博聞好古にして、学として通ぜざる無し。而して経術に尤も邃し。宋刻の六経図を見て而して之を奇とし、手自に摹画考校し、之を梓人に授け、好学者と共にせんとす。又た儀礼は朱子の定むる所為るを念い、其の徒楊復篇みて之が図を為し、並びに編を加え纂合して七経図と為し、以て学者に伝えて得て而して之を読ましむ。粲然明備にして復た遺憾無しと謂う可し。…

焦竑は、字は弱侯、号は澹園、顧起元と同じく江寧の人である。万暦17年（1589）に殿試第一となり、翰林修撰となるも、政争に巻き込まれて下野した。博学多才で多くの著述があり、『国史経籍志』・『国朝献徵録』などは著名である。焦竑が述べるとおり、『六経図』には「儀礼」の図が欠けており、それは『五経図』でも同様であるが、その点については李維楨も、

三礼を論ずる者は、「儀礼」・「周礼」を以て経と為し、「礼記」を伝と為す。今「周礼」・「礼記」有るも、而れども「儀礼」無し。作者去取の旨は審らかならずと云えり。何ぞ或いは未だ竟らざるの筆有る耶、抑も授受する所僅かに此のみなる耶。

と疑義を呈している。呉繼仕は、この欠を補ったわけであるが、その基づくところは楊復の「儀礼図」および「儀礼旁通図」であり、ここから図の部分を選んで採録したのが、「儀礼会通図」である。

ちなみに、この『七経図』も陽明文庫に所蔵されており、おそらくここから新規追加分の「儀礼会通図」を鈔写し、紙型・表紙を統一して既存の『六経図』の巻末に附したものが存在する。それが『儀礼図式』（タイトルは題箋による。1巻1冊、請求記号：近/キ/66）である。この結果、陽明文庫には、実質上『七経図』が2部所蔵されることとなったわ

けである。筆写者は、近衛家熙本人、もしくはその近い人の手になるものと推定され、もととなった刊本を、図の細部に至るまで極めて忠実に模写したものである。

話を中国に戻すと、万暦45年（1617）には、郭若維なる人物が『六経図』（内閣文庫所蔵、楓/経/37/8）を出版した。封面は呉継仕のものと同じ体例で「摹刻宋版六経図」・「修吉堂蔵板」と記され、

是の書、旧くは宋版有り。世遠にして漫滅し、幾んど其の伝を失う。無虞郭氏、奇を負い古きを嗜み、夙に斯の編を珍とす。私貯するに忍びず、因りて闕を補い訛を正し、以て海内に公にす。第だ図写兼ねて精、紙板美を備う。博雅の君子自ら之を鑿るべし。若し翻刻有らば、千里といえども必ず究めん。

と、誦い文句に至るまでそっくり真似ている。序文は、万暦45年（丁巳・1617）の呉之鯨・許聯枢なる人物と、万暦44年（丙辰・1616）の郭若維重刻序の、計3種が附される。以下の内容も本のサイズも含めてほぼ同じであるが、紙の質・刷りの状態、ともに劣悪な海賊版である。

また、出版者・刊年不明の朱藍套印本『六経図』も出版され、台湾国家図書館に蔵されており、「周礼文物大全図」・「礼記制度示掌図」の2巻が現存している（この本に関しては、台湾地区善本古籍聯合目錄(<http://nbinet.ncl.edu.tw>)で、巻頭第1葉のカラー書影（01216）を見ることができる）。これはおそらく、『四庫提要』経部卷23「礼類存目」1に、

「周礼文物大全」

撰人の名氏を著さず、亦た序跋無し。其の版、藍朱二色為り。首に六官の所屬を列し、次いで制度・器物諸図を為し、終に諸儒伝授の図を以てす。大抵転相勦襲し、模写真を失えり。…疑うらくは坊肆の書賈、盧氏の『五経図』中に於て、其の「周礼」諸図を摘し、而して稍稍之を竄乱し、別して一書と為して以て其を售りて欺ける耳。と記しているものであろう。こちらは、多色刷りの凝った作りで、郭若維のものとは比べれば、刷りの状態もまだましである。ただ、サイズは23.4

×14.4cmと小ぶりになり、「礼記制度示掌図」巻末には、附録として「新刻礼記金丹」なるダイジェスト本と、「礼記難字」なる字書が、上下に並べて印刷されている。おそらくこうした点が、坊間の書肆の「竄乱」と非難される所であろう。

さらに、『六経図』は、天啓年間（1621-1627）に『八編類纂』なる類書の中にも収められた。編者の陳仁錫は、字は明卿、号は芝台、南直隸蘇州府の長洲の人。天啓2年（1622）の進士で、宦官の魏忠賢に反抗して下野したことにより、一躍その名を高めた。一方で、出版活動にも深く関与したことで知られ、『潜確居類書』120巻などの類書から、『資治通鑑綱目』59巻・『前編』25巻・『統資治通鑑綱目』27巻・『三編』20巻などの大部の歴史書、はては科挙用の受験参考書に至るまで、多くの出版物をものした人物でもある。『八編類纂』もそうした類書の1つで、全285巻という巨大な書物である。丘濬『大学衍義補』、唐順之『史纂左編』・『右編』・『稗編』、章潢『図書編』、鄧元錫『函史編』、馮応京『實用編』、馮滄『經濟類編』の、先行する類書8編の記事を、36類に分類・配列したものであり、その巻頭に、『六経図』が願起元序に至るまでそっくりそのまま採られている。ただし、最初の「大易象数鉤深図」のみは、なぜかほぼ全ての図版が別の物に彫りなおされており、これのみは別本に基づいたとも考えられる（『四庫禁燬書叢刊』子部第2冊所収）【図3】。

このように、一種のブームとも呼びうる現象をまきおこした『六経図』であるが、では、呉継仕が基づいたという宋版とは、一体どのようなものであったのだろうか。

c 楊甲『六経図』との関係

『六経図』の原本が南宋の時代に成立していたことは、陳振孫が著録していることから、おそらく間違いない。『直齋書録解題』巻3「経

解類」には、以下のような記述があり、当時3種類の版本が存在していたことを伝える。

「六経図」七卷

東嘉葉仲堪思文重編

『館閣書目』を案ずるに、「六卷。昌州の布衣の楊甲鼎卿の所撰、撫州教授の毛邦翰復た之に増補す」と有り。易七十、今百三十。書五十五、今六十三。詩四十七、今同じ。周礼六十五、今六十一。礼記四十三、今六十二。春秋二十九、今七十二。然らば則わち仲堪は蓋し又た旧本を以て増損・改定せる者なる耶。

楊甲は、字は鼎卿、一字に嗣清、昌州の人で、輔の弟。乾道2年(1166)の進士で、国子学録となったが、ついに仕出なかったという人物である(『宋元学案補遺』卷79下)。「布衣楊甲」とあるから、彼が最初に『六経図』を出版したのは、おそらく進士及第以前の紹興年間(1131-1162)ということになろう。この原本は、朱彝尊がその存在を伝えているが(『経義考』卷243「羣経」5)、現在は見るができない。

ついで、毛邦翰が乾道年間(1165-1173)に増補版を出版し、これが呉繼仕『六経図』の底本となった。毛邦翰は衢州江山の人で、紹興27年(1157)の進士(『乾隆浙江通志』卷125「選舉」3宋・進士)、官は撫州教授に至った(『宋元学案補遺』卷79下)。乾道元年(1165)の苗昌言の序文には、

陳大夫…且つ曰えらく、「六藝の文は浩博にして、若し別して編摩を加えんと欲すれば、積むに歳月を以てするに非ざれば能わざる有り。是の図は諸家の長ずる所を集む。願わくば其の旧に因らば、得て以て亟かに賢大夫善教の意に称うに庶からん」と。予、其の説を聽とし、敢えて去取する無し。惟だ伝写・詮次に舛誤せる者有らば、之を是正せる而已。凡そ易七十、書五十有五、詩四十有七、周礼六十有五、礼記四十有三、春秋二十有九、合せて図三百有九為るを得たり。…

と述べられ、末尾に陳大夫、すなわち陳森のほか、毛邦翰ら校訂に携わった12名の人物が、肩書きとともに列挙される。この毛邦翰増補版の原本も現存せず、呉継仕の『六経図』との比較対照は残念ながら行えない。

さらにその後、葉仲堪が重編したというものについては、収録された図版の数が大幅に増加したこと以外、詳細は不明であり、朱彝尊も未見としている（『経義考』巻243「羣經」5）。

以上、現在では、宋刊本の実物をいずれも見ることには出来ないが、呉継仕が、毛邦翰の増補版そのもの、もしくはその系統に属する本によって、『六経図』を出版したことは確実である。少なくとも、明代の出版物においてよくなされるまったくのでっ上げ、といういかげんな代物ではなく、なんらかのよるべき底本が存在したと見てよいであろう。ともあれ、清代以降、宋版『六経図』といえ、熙春樓本を指すほど、ポピュラーなものとして、その存在を認められることとなったのである。

3 徽州の出版業との関わりについて

平松文庫本『五経図』巻頭第1葉の李維楨序の版心には、破損して判読しづらいものの、2人の刻工名が記されている。刷り・保存の状態ともに極めて良好な内閣文庫所蔵本（楓/経/37/9）によれば、その2人の名は「旌徳劉国恵・劉仲佳全纂」とある。旌徳とは徽州府に隣接する県の名であるが、明代後期、とりわけ万暦年間（1573-1620）以降、徽州出身の刻工たちが中国各地で活躍したことは、よく知られている。

嘉靖年間（1522-1566）中頃までは、福建の建安が長らく出版の中心地であり続けていたが、以後その独占状態は変化し、江南の各都市において出版業は大きな広まりを見せ、にわかには活況を呈し始めた。建安の出版は、16世紀以降、質・量ともに次第に低調になっていったが、一方、徽州・南京においては、絵画作品としての鑑賞にも充分堪えうる、美麗な絵入本が多数出版された。それを可能にしたのは、徽州の刻工たちの

高い組織力・技術力であった。「五経図」・「六経図」も、そうした文化的背景の中から生み出された書物である。

【五経図】の出版を委託された程大憲は、字は敬敷、齋号は滋蓀館、南直隸徽州府の休寧の人である。万暦年間（1573-1620）の挙人で、墨竹・篆刻をよくし、滋蓀館から【雪斎竹譜】・【程氏印譜】など趣味的な図版集を出版した（杜信孚【明代版刻綜録】巻5）。彼の兄は、万暦時代に製墨の名人として方于魯と並び称された程大約である。

李維楨は、字は本寧、湖広承天府の京山の人。隆慶2年（1568）の進士で翰林院庶吉士となり、張居正にその才を高く評価された。張居正失脚後は中央から追われ、万暦末年まで、地方官として中国各地を転々とする不遇の時代が続いた。一方、王世貞や汪道会らと親交を結び、「博文強記、文章弘肆」と称された彼のもとには、本の序文や墓誌銘などの執筆依頼が殺到、彼もそれに精力的に応えた結果、彼の文集【大泌山房集】は、その大半が他人からの依頼によって書いた文章で占められている（錢謙益【牧齋初學集】巻51「南京礼部尚書贈太子少保李公墓誌銘」）。当時を代表する「山人」として、数多くの文化人たちと幅広く交際していた李維楨は、程大憲とも面識があり、その出会いは【程氏二譜序】（【大泌山房集】巻14）に次のように記されている。

程氏二譜なる者は、新安の程敬敷、其の為る所の「画竹」・「篆印」譜を輯めて、而して之を行える者也。往歳、敬敷我を過れるも、蜀の役有るに値り、卒卒として所詣を悉さず、第だ其の古篆に善なるを聞き、口占兩絶句を之に贈れる而已。更に六年にして而して譜成り、而して余乃わち始めて相い逢うの晩く、相い別れるの違かなるを恨む也。…

「程氏二譜」とは、先に挙げた【雪斎竹譜】・【程氏印譜】のことを指し、この序文はそれら2書にまとめて附されたものであろう。「蜀の役」とは、李維楨が万暦26年（1598）11月に江西参政から四川参政に転じた時のことを指すと思われる（【神宗実録】巻328万暦26年11月壬寅条、文

中では「李維貞」と記される)。それから6年後にこの序文は書かれているから、李維楨と程大憲との交際は、万暦30年代から続いていたことになる。おそらく『五経図』序文の執筆依頼を李維楨に橋渡ししたのは程大憲であろうと思われる。李維楨の「五経図序」末尾には、「万暦甲寅春月、京山李維楨撰。休寧程憲書」と記され、彼の序文を得意の隸書で記したのもやはり程大憲であり、両者の親交ぶりを窺わせる【図4】。

一方、章達であるが、彼は官僚としての事績には特筆されるべき点はないものの、任地である廬江県の官衙の東側に「吏隱園」をしつらえたことが、『康熙廬江県志』巻15「芸文」所収の「吏隱園説」に詳しく描写されている。それによると、そこはさながら「城市の山林、罍塵は茲自り隔てらる」という別世界であり、園内には芙蓉を浮かべた大きな池があり、周囲には楊樹・奇石をめぐらし、数寄を凝らした書齋や四阿が建てられていた。章達は政務に疲れると、園内に赴いては香を焚いて苦茗を啜り、「吏隱」の境地を楽しんだという。章達は文中、白居易の「中隱」の一節を引いて「大隱は朝市に隠る」と述べているが、彼のありかたはまさしく、明末の隠逸ブームに沿ったものであるといえよう（山人については、金文京「中国近世における知識人の性格—明代の山人を手がかりとして」（『中国文学』第7巻、1997年）などを参照。吏隱については、茂木信之「文人と隠逸」（荒井健編『中華文人の生活』平凡社、1994年）を、明末の隠逸ブームについては、鈴木正「明代山人考」（『清水博士追悼記念明代史論叢』大安、1962年）などをそれぞれ参照）。

【五経図】の章達の序文末尾にも「楚人章達撰併書於廬江之吏隱堂」と記されているように、おそらく章達は、「程敬敷は四方の遊有り、落落として遇合する所無く、金陵に僦舎す」（「程敬敷卜居図題辭」『大泌山房集』巻133）と、南京を拠点に、あちこちの文人のもとを訪れていたという程大憲を、吏隱園の南側にあった吏隱堂に招いたのであろう。そしてそこで、地元廬江の名士盧謙が持ち帰った「信州学石本」を展玩し、ともに出版計画を練ったであろう姿が想像されるのである。

この時代、宋版の孤本・秘籍や碑刻を復刊することが盛んに行われ、その内実はともかく、好事家・趣味人の間で一種のブームとなっていた。『遯生八牋』は、万暦19年（1591）に高濂が出版した、明代を代表する文人の日常生活の手引き書であるが、その巻14「論藏書」には、宋版が当時すでに骨董的価値を持っていたことや、宋版の贗物が多数横行し、その見分け方についての注意点に至るまでが、事細かに述べられており、もってその流行の様を窺い知ることが出来る。要するに、かかる流行は、吏隠堂のような文人のサロンから生み出されたものなのである。呉繼仕の『六経図』も、まさしくそうした書物の一つであり、蓬左文庫所蔵本には、巻頭副葉に、本当の官印と同じ様式で、宋代内府印三種と明代内府印が印刷されているという（井上進前掲書）。

『程氏墨苑』は、先にも触れたように、程大憲の兄、程大約が出版した、多色刷りの美しい墨の図案カタログである。その出版に当たっては、程雲鵬ら徽州出身の著名な画工らが版下を書いている。また、『六経図』に序文を書いた顧起元や、『七経図』に序文を寄せた焦竑をはじめ、当時の著名な文人がこぞって序跋を寄せており、ここにも彼らと徽州における出版との密接な関わりが現れている。ちなみに、李維楨も序文を書いているが、こちらは『大泌山房集』に収められているものの、現存する『程氏墨苑』の諸版本にはいずれも見えない。『程氏墨苑』の詳細については、「程氏墨苑解説」（『程氏墨苑』同朋舎、1980年附録）など、中田勇次郎の一連の研究を参照されたい。

この『程氏墨苑』に収められた図案の中には、「国璽」と題されたものがあり、それは「書経図」の「十二章服図」を円形に配置したものである【図5】・【図6】。そのほかにも「河図」・「洛書」・「琮璣玉衡」・「三變大成図」など、「易経図」・「書経図」・「詩経図」所載の同名の図と同じ図案が散見する。

このように、徽州で出版された絵入本と見比べつつ、『五経図』と『六経図』を眺めると、これらは宋版の経書の覆刻という美名に名を借りて、

図版カタログとしても楽しむために出版された、文人の風雅な「おあそび」という感が一層深まってくるように思える。まさしく、「読むための書というより、むしろ見て楽しむための豪華本」（井上進前掲書）なのである。『五経図』と『六経図』は、明末の文人たちの交際の中から生み出され、彼らの趣味性を色濃く反映した出版物であるといえよう。

Ⅱ ふたつの建安刊本をめぐって

1 台湾故宫博物院蔵『六経図』残本について

a 概要

この北平図書館旧蔵『六経図』の概要については、阿部隆一『中国訪書誌』第4編「北平図書館原蔵宋金元版経部解題」に詳しい。

それによると、寸法は外寸が13×8.5cm、板匡10.2×6.7cmであり、サイズの面においては現存最小クラスの袖珍本である。出版年次については、「宋諱の欠筆は厳粛ではないが、匡恒貞桓完慎に欠画を見て、光宗以下に及ばない」として南宋末の建安刊本とされるが、序跋・刊記などを欠くため不詳であり、モンゴル時代以降の刊本である可能性も高い。

内容は、4分冊に仕立てられており、前半2冊は「毛詩図」。巻頭の目録が残存しており、そこには計74図の名が挙げられている。うち第1図「毛詩篇名」から第31図「文武豊鎬之図」までが残る。後半2冊は「春秋図」。第67図「古〔地名〕」から第114図「諸国興廢説」までが残り、末尾に「六卿官名終」と記す。

巻末別紙に、乾隆21年（丙子・1756）の朱嘉勤の題識があり、それによると、

…復た書肆の敝籠中より零落せる宋本百余葉を検得す。断簡残編と雖も、寔に是れ袖珍の善本なり。工に付して装成し、聊か以て自ら

楽しむ。…

とあり、彼が本屋のゴミ箱の中から「発掘」してきた経緯が語られる。

『直齋書録解題』の記述に比べて、「毛詩図」は30図、「春秋図」は41図と大幅に増加しており、その点は、「北平目・中央目に「宋楊甲撰」と題するが、四庫著録の楊甲撰六経図ではなく、陳振孫書録解題著録本にも該当せず、類似の内容を有するが、同書名の建刊坊刻の別本で、撰者を題さず、諸家目に著録がないようである」と述べられているとおりである。

b 刊行の経緯ならびに当時の出版状況との関連

先にも述べたように、宋版の楊甲『六経図』は現存しないが、南宋からモンゴル時代にかけて出版された経書の中には、巻頭に『六経図』・『五経図』に収められたものと同系統の図版が頻出するようになる。現存する版本を挙げると、「尚書図」については、宋刊本『監本纂図重言重意互注点校尚書』（『四部叢刊初編』所収）巻頭にそのいくつかが採られており、元刊本「詩伝図」（台湾国家図書館蔵『詩集伝』附）には、「毛詩図」の多くが収められる。また同様に、「礼記図」についても、宋刊本『纂図互註礼記』（『四部叢刊初編』所収）、宋刊本『礼記挙要図』（台湾国家図書館蔵）が挙げられる。南宋時代の間に『六経図』が2度にわたって増補・重刊されたこととあわせ、楊甲撰の『六経図』を祖本とする図像表現が、はやくから普及し、後の時代に至るまで繰り返し使用されてきたことが理解されよう（いわゆる「纂図本」と『事林広記』に代表される類書とが、密接に関係している点については、「学びの世界」図録第I章参照）。この『六経図』残本も、そうした流れの中で生み出された書物である。

まず、「毛詩図」と呉繼仕『六経図』の「毛詩正変指南図」とを比較すると、第1図「毛詩篇名」・第15図「〔諸〕国世次」・第16図「族譜」・

第18図「十五国風地理之図」は両者ほぼ一致する。第17図の「作詩時世図」は呉継仕本の「十五国風譜」に対応し、これも内容はほぼ一致する。第4図「国風周召之譜」から第13図「三頌之譜」までは呉継仕本の「作詩時世」に、第23図「公劉度夕陽図」は同「公劉相陰陽図」に、第25図「楚丘定星中図」は同「楚丘揆日景図」に、第26図「挈壺之図」は同「齊国風挈壺氏図」に、第30図「宣王考室図」は同「斯干考室図」に、それぞれ対応するが、図表の表記方法は大幅に異なり、文章の追加も多く見られる。

次に、章達・盧謙『五経図』の「詩経図」と比較すると、第20図「大東綵星之図」・第21図「七月流火図」は両者ほぼ一致する。第23図「幽詩紀月之図」は章達・盧謙本の「幽公七月風化之図」に、第29図「太王胥宇図」は同「阜門応門図」に、それぞれ対応し、内容もほぼ一致する。

一方の「春秋図」であるが、こちらは章達・盧謙本の内容に重なる部分が多く、第74図「会盟図」から第76図「魯一生一及図」までは両者ほぼ一致し、第77図「周氏族図」から第93図「虢国氏族」までは章達・盧謙本の「周王族諸氏」から「諸小国氏族」までにはほぼ対応する。

以上に挙げた諸図以外の図表は、呉継仕本、章達・盧謙本いずれにも見えず、すべて他書からの引用・抜粋である。たとえば第94図「有周名号帰一図」以下は、すべて馮継先『春秋名号帰一図』からの引用で、台湾国家図書館蔵宋潜府劉氏家塾刊補配纂図互註本『春秋経伝集解』附録の同書と照らし合わせると、全く同内容のものであることがわかる。また、『毛詩正義』・『春秋正義』など、関連する諸書からの引用文も数多く増補されており、細かく分類された目録が完備されている点とあわせ、トピックごとに検索・参照しやすいよう便宜が図られた編集内容となっている【図7】・【図8】。以上の点から考えて、最小のスペースに必要な情報が凝縮して詰め込まれたこの「六経図」残本は、当時建安で多数出版された、ポケット版の受験参考書の一種であると思われる。かかる極小の「実用書」と、明代に出版された趣味的な大型本とは、サイズ・

刊行目的ともに対極的ともいえる関係にあるといえよう（以上の諸点についても、「学びの世界」図録第Ⅰ章を参照されたい）。

2 胡賓・伍偉輯『五経図』について

a 概要

胡賓・伍偉輯『五経図』（5巻5冊、台湾国家図書館蔵）の概要は以下のとおり。

編者：胡賓・伍偉同輯

刊年：明建安刊本

形態：線装、朱筆圈校、行字数不一、単欄、版心白口

寸法：外寸19.7×13.5cm

各巻の標題は、第1巻「易経図全集」・第2巻「書経図全集」・第3巻「詩経図全集」・第4巻「春秋図全集」・第5巻「礼経図全集」となっており、総題の『五経図』は、後に便宜的に附されたものである。序跋、刊記などがなく、刊年が明代のいつごろなのかは不明である。

編者の胡賓は、上饒の人で、嘉靖元年（1522）壬午の挙人（『同治上饒県志』巻17「選挙志」）、『五経図』出版当時は建安県知県であった。伍偉は、漢陽の人で、彼も嘉靖元年（1522）壬午の挙人（『乾隆湖広通志』巻35「選挙志」）、建寧府儒学教授であった人物。彼らの経歴から見て、少なくともこの『五経図』の初版本は、嘉靖年間（1522-1566）に登場していたと考えられる。

b 刊行の経緯ならびに当時の出版状況との関連

刊行の詳しい経緯についても、やはり序跋を欠くため不明である。しかし、章達・盧謙『五経図』と内容を比較してみると、図の配列順がや

や異なり、一部省略や別系統の図版の混入も見受けられるものの、ほぼ同じものが収められている。おそらく《六経図》碑のある上饒県出身者である胡賓が、それをもとに編集・刊行したものと思われる。

胡賓の出版したこの書物については、黄虞稷『千頃堂書目』巻3「経解類」に「胡賓六経図全集六巻」が記録され、朱彝尊『経義考』巻64「易」所引の鄭敷教『易経図考』序にも、「…我が明に迫り、侍御胡賓、復た六経の編輯を為し。各おの図有りて、易は四十有六を得たり。…」と記されている。現存の版本には、「礼記図」に相当する「礼経図全集」までしか収められておらず、「周礼図」に相当する巻は無いため、あるいは最終巻を欠いているものと思われる。なお、『千頃堂書目』は、編者胡賓の経歴として、「字は汝観、光州の人。嘉靖壬辰（11年・1532）の進士、兵科給事中」と、同名異人のものを挙げるが、単なる誤りなのか、あるいは彼もまた『六経図』を出版していたのかは不明である。

明の時代に入ると、中国における出版は「冬の時代」を迎えることとなる。顧炎武によれば、正徳末年の当時、「天下惟だ王府・官司及び建寧の書坊のみ乃ち刻板を有す」（『亭林文集』巻2「鈔書自序」）という有様で、書物の新刊点数は激減し、宋・元代の書板をそのまま流用、あるいは補修して再刊するケースがほとんど、という状態が嘉靖年間に至るまで続いた。先述の「纂図本」経書の出版についても、『五経大全』を最後に、既存の版本を流用して重刊したものが大多数となり、新規刊行物はほとんど出なくなる。

永楽年間（1403-1424）に制定された『五経大全』は、『周易大全』が董真卿『周易会通』を、『書伝大全』が陳櫟『尚書集伝撰疏』と劉瑾『書蔡伝輯録撰注』を、『詩伝大全』が劉瑾『詩伝通釈』を、『礼記大全』が陳澹『礼記集説』を、『春秋大全』が汪克寛『春秋胡伝纂疏』を、それぞれ踏まえたものである（林慶彰「《五経大全》之修纂及其相關問題探求」『中国文哲研究集刊』創刊号（1991））。各『大全』の巻頭には、やはり図表が附されるが、これもやはり底本とした諸書からそのまま流用

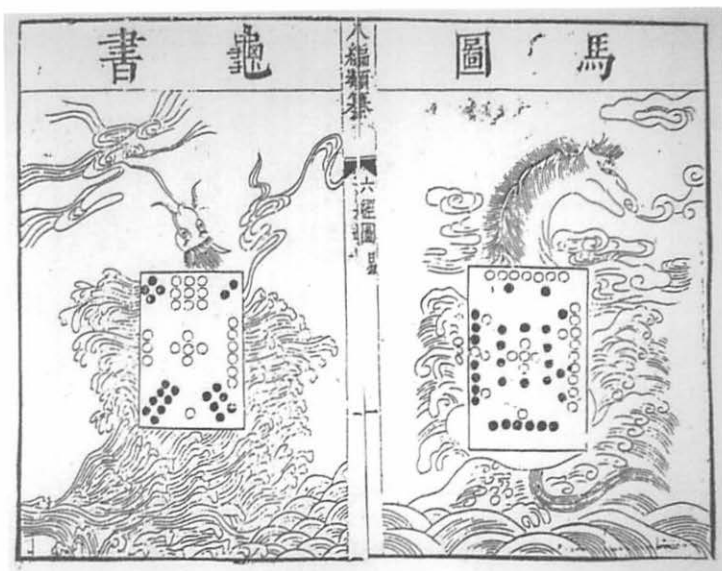
したものであり、いずれも南宋からモンゴル時代にかけて出版された「纂図本」経書の附図と同系統のものであることはいうまでもない。短期間で作られたために疎漏な点が多いとされる「五経大全」ではあるが、胡賚らによる復刊がなされるまでは、「五経図」といえば各「大全」巻頭の諸図を指す、という時代が長らく続いていたわけであり、「信州学石本」に基づく版本の刊行は、「五経図」復刊の先蹤として注目すべき出来事である。

書物としての出来も、たとえば同時期の嘉靖15年（1536）に、同じく建安にて出版された劉氏安正堂重刊本「書経大全」（京都大学附属図書館近衛文庫所蔵、請求記号：近衛本/1-63/シ/2）巻頭の図と比べると、版式・字体や図の描線などに、共通する雰囲気を感じ取ることができる【図9】。

しかしながら、万暦40年代に、「六経図」・「五経図」が相次いで出版されるや、完全にそちらが主流となり、胡賚らの仕事は忘れられていってしまった。清代以降に盛んに重刊された「六経図」・「五経図」の諸刊本はすべて、呉繼仕本あるいは章達・盧謙本いずれかを踏まえたものである。このことは、先述のように、刻書の中心地が、明代末期において建安から徽州・南京へ変化したこととも関連する現象であるといえよう。

おわりに

以上、「五経図」と「六経図」をめぐって、ささやかな考察を行ってきたが、版本と出版事項の記述に終始したため、宋代から明代末期に至るまでの学術との関連など、もっと重要な点についての考察は疎かとなってしまった。もとより筆者の力量に余ることとはいえ、今後の課題としたい。また、清代以降の出版状況についても、詳しく触れることが出来なかった。これも、またの機会を待ちたい。



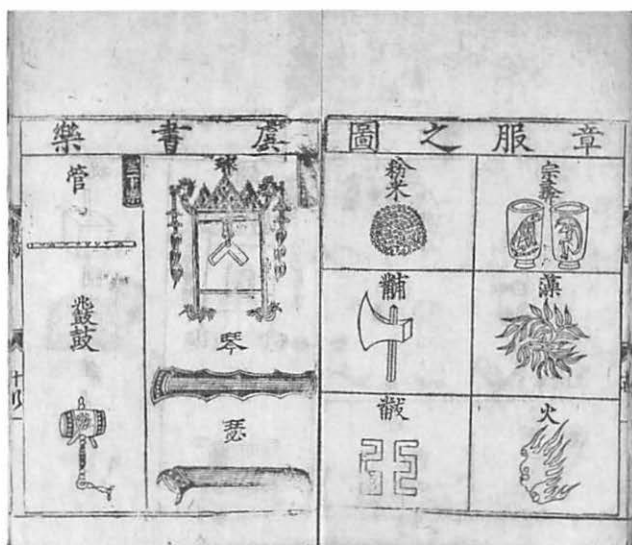
【図3】陳仁錫「八編類纂」『大易図』第1葉



【図4】章達・盧謙「五經図」李維楨序



【図5】程大約「程氏墨苑」『国徽』
図6の12種のモチーフがあしらわれる



【図9】近衛文庫所蔵『書經大全』巻頭図第17・18葉

- 図1：『石刻史料新編』第1輯第4冊（新文豊出版公司、1977年）p.3405より転載
- 図2：『四庫全書存目叢書』經部第147冊（莊嚴文化事業有限公司、1997年）p.13より転載
- 図3：『四庫禁燬書叢刊』子部第2冊（北京出版社、2000年）p.54より転載
- 図4：京都大学附属図書館平松文庫所蔵『五經図』（平松文庫／8／コ／2）より撮影（京大図情サ雑第02-087号による掲載許可）
- 図5：『中国古代版画叢刊二編』第6輯上（上海古籍出版社、1994年）p.135より転載
- 図6：『四庫全書存目叢書』經部第150冊（莊嚴文化事業有限公司、1997年）p.400より転載
- 図7・8：『旧京書影』經部（文字同盟社）写真番号111・112より転載
- 図9：京都大学電子図書館近衛文庫『書經大全』[v.01, pp.092-093] (<http://ddb.libnet.kulib.kyoto-u.ac.jp/exhibit/k52/image/01/k5210047.html>)より転載（京大図情管電第13号による掲載許可）

古典学の現在 V

平成15年(2003年)1月20日

- [発行] 文部科学省科学研究費特定領域研究
「古典学の再構築」総括班
中谷英明(領域代表)
- [編集] 木田章義(異領域研究班代表)
- [事務局] 〒651-2180 神戸市西区伊川谷町有瀬518
神戸学院大学 人文学部
Tel: (078) 974-1551 Fax: (078) 976-1715
E-mail: nakatani@human.kobegakuin.ac.jp
- [印刷] 株式会社 シンクス
〒600-8854 京都市下京区梅小路西中町32
Tel: (075) 322-2572 Fax: (075) 315-2317
E-mail: office@thinksnet.co.jp

この冊子は再生紙を使用しています。

1998 - 2002



古典学の再構築